

令和2年 第4回

宿毛市議会定例会会議録

令和2年12月8日開会

令和2年12月23日閉会

令和二年第四回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

令和2年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

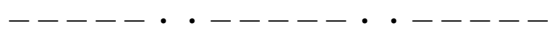
第 1 日 (令和2年12月 8日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道 事業会計の利益処分及び決算認定について	4
○日程第4 議案第1号から議案第22号まで	6
(提案理由の説明)	
市 長	6
散 会 (午前10時23分)	
陳情文書表	10
----- . . . -----	
第 2 日 (令和2年12月 9日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (令和2年12月10日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (令和2年12月11日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (令和2年12月12日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (令和2年12月13日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (令和2年12月14日 月曜日)	
議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11

欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
出席要求による出席者	1 1
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	1 3
1 今城 隆議員	1 3
長寿政策課長	1 3
今城 隆議員	1 4
長寿政策課長	1 4
今城 隆議員	1 4
長寿政策課長	1 4
今城 隆議員	1 4
市 長	1 5
今城 隆議員	1 5
市 長	1 6
今城 隆議員	1 6
市 長	1 7
今城 隆議員	1 7
市 長	1 7
今城 隆議員	1 8
税務課長	1 8
今城 隆議員	1 8
市 長	1 9
今城 隆議員	1 9
産業振興課長	1 9
今城 隆議員	2 0
企画課長	2 0
今城 隆議員	2 0
市 長	2 0
今城 隆議員	2 1
企画課長	2 1
今城 隆議員	2 2
教 育 長	2 2
今城 隆議員	2 2
教 育 長	2 3
今城 隆議員	2 3
市 長	2 3

	今城 隆議員	2 4
	土木課長	2 4
	今城 隆議員	2 5
	土木課長	2 5
	今城 隆議員	2 5
	土木課長	2 5
	今城 隆議員	2 5
	土木課長	2 6
	今城 隆議員	2 6
	市 長	2 6
	今城 隆議員	2 7
	企画課長	2 7
	今城 隆議員	2 7
2	三木健正議員	2 8
	市民課長	2 8
	三木健正議員	2 9
	市民課長	2 9
	三木健正議員	2 9
	市民課長	3 0
	三木健正議員	3 0
	市民課長	3 1
	三木健正議員	3 1
	市 長	3 1
	三木健正議員	3 1
	市民課長	3 2
	三木健正議員	3 3
	市民課長	3 3
	三木健正議員	3 3
	市民課長	3 3
	三木健正議員	3 4
	市民課長	3 4
	三木健正議員	3 4
	市 長	3 5
	三木健正議員	3 6
3	岡崎利久議員	3 6
	土木課長	3 6
	岡崎利久議員	3 7

副市長	37
岡崎利久議員	38
土木課長	38
岡崎利久議員	38
土木課長	38
岡崎利久議員	38
都市建設課長	39
岡崎利久議員	39
都市建設課長	39
岡崎利久議員	39
都市建設課長	39
岡崎利久議員	39
都市建設課長	39
岡崎利久議員	39
都市建設課長	40
岡崎利久議員	40
都市建設課長	40
岡崎利久議員	40
都市建設課長	41
岡崎利久議員	41
4 堀 景議員	41
市長	41
堀 景議員	42
福祉事務所長	43
堀 景議員	43
市長	43
堀 景議員	44
土木課長	44
堀 景議員	44
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	44
堀 景議員	45

延 会 (午後2時30分)



第 8 日 (令和2年12月15日 火曜日)

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47

欠席議員	47
事務局職員出席者	47
出席要求による出席者	47
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	49
1 山戸 寛議員	49
市 長	49
山戸 寛議員	49
市民課長	50
山戸 寛議員	50
市民課長	50
山戸 寛議員	50
市民課長	51
山戸 寛議員	51
市民課長	51
山戸 寛議員	51
市民課長	51
山戸 寛議員	52
市民課長	52
山戸 寛議員	52
市民課長	52
山戸 寛議員	52
市 長	53
山戸 寛議員	53
市民課長	54
山戸 寛議員	54
市民課長	55
山戸 寛議員	55
副 市 長	56
山戸 寛議員	56
副 市 長	57
山戸 寛議員	57
企画課長	57
山戸 寛議員	58
企画課長	58
山戸 寛議員	58
市民課長	58

山戸 寛議員	5 8
2 川田栄子議員	5 9
市 長	6 0
川田栄子議員	6 0
危機管理課長	6 1
川田栄子議員	6 1
市 長	6 2
川田栄子議員	6 2
教 育 長	6 3
川田栄子議員	6 3
福祉事務所長	6 3
川田栄子議員	6 4
福祉事務所長	6 4
川田栄子議員	6 4
市 長	6 4
川田栄子議員	6 5
市 長	6 5
川田栄子議員	6 5
市 長	6 6
川田栄子議員	6 6
教 育 長	6 6
川田栄子議員	6 7
総務課長	6 8
川田栄子議員	6 8
市民課長	6 8
川田栄子議員	6 8
市民課長	6 9
川田栄子議員	6 9
市民課長	6 9
川田栄子議員	6 9
市民課長	6 9
川田栄子議員	7 0
市民課長	7 0
川田栄子議員	7 0
散 会 (午前 1 1 時 5 3 分)	

議事日程	7 1
本日の会議に付した事件	7 1
出席議員	7 1
欠席議員	7 1
事務局職員出席者	7 1
出席要求による出席者	7 1
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 議案第1号から議案第22号まで	7 3
質疑	7 3
1 川村三千代議員	7 3
長寿政策課長	7 3
川村三千代議員	7 3
長寿政策課長	7 4
川村三千代議員	7 4
産業振興課長	7 4
川村三千代議員	7 5
産業振興課長	7 5
川村三千代議員	7 5
長寿政策課長	7 5
川村三千代議員	7 6
長寿政策課長	7 6
川村三千代議員	7 6
商工観光課長	7 6
川村三千代議員	7 7
2 寺田公一議員	7 7
環境課長	7 7
寺田公一議員	7 8
教育次長兼学校教育課長	7 8
寺田公一議員	7 8
水道課長	7 9
寺田公一議員	7 9
商工観光課長	8 0
寺田公一議員	8 0
散 会 (午前10時45分)	
議案付託表	8 2

第10日 (令和2年12月17日 木曜日) 休会

----- . . ----- . . -----
第11日（令和2年12月18日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第12日（令和2年12月19日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第13日（令和2年12月20日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第14日（令和2年12月21日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第15日（令和2年12月22日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第16日（令和2年12月23日 水曜日）

議事日程	83
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
事務局職員出席者	83
出席要求による出席者	84
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第22号まで	85
委員長報告	
予算決算常任委員長	85
総務文教常任委員長	89
産業厚生常任委員長	90
質疑・討論・表決	90
○日程第2 陳情第11号	91
委員長報告	
産業厚生常任委員長	91
質疑・討論・表決	91
○日程第3 委員会調査について	91
継続調査	91
○日程第4 議案第23号	92
（提案理由の説明）	
市 長	92
質疑	92
1 三木健正議員	92
商工観光課長	92

三木健正議員	9 3
商工観光課長	9 3
三木健正議員	9 3
委員会付託省略	9 4
討論・表決	9 4
(閉会挨拶)	
市長	9 4
閉会(午前11時00分)	
委員会審査報告書	9 7
陳情審査報告書	1 0 0
閉会中の継続調査申出書	1 0 1
附帯決議案	1 0 6

----- ● ● ----- ● ● -----
付 録

一般質問通告表	付一 1
議決結果一覧表	付一 5
議案(令和2年第3回定例会提出分)	付一 5
議案(令和2年第4回定例会提出分)	付一 6
陳情	付一 8

令和2年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和2年12月8日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について

第4 議案第1号から議案第22号まで

議案第 1号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2号 令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 3号 令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 4号 令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 5号 令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 6号 令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 7号 令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 8号 令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 9号 宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第11号 宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第14号 指定管理者の指定について

議案第15号 指定管理者の指定について

議案第16号 指定管理者の指定について

議案第17号 指定管理者の指定について

議案第18号 特定事業契約の変更について

議案第19号 あらたに生じた土地の確認について

議案第20号 あらたに生じた土地の字の区域の画定について

議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

----- . . . -----
2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について

日程第4 議案第1号から議案第22号まで
----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し
----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	中 山 佳 久 君

人権推進課長	谷 本 裕 子 君
産業振興課長	谷 本 和 哉 君
商工観光課長補佐	中 平 成 也 君
土 木 課 長	川 田 和 徳 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学校教育課長	和 田 克 哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	岡 本 武 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君
農 業 委 員 会 事務局長心得	小 松 憲 司 君
選挙管理委員会 事務局長補佐	埜々下 哲 広 君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開会

○議長（野々下昌文君） これより令和2年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において堀 景君及び三木健正君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月23日までの16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月23日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日までに陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたしま

す。

本案は、令和2年第3回定例会において予算決算常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会副委員長。

○予算決算常任委員会副委員長（今城 隆君）

予算決算常任委員会副委員長。

予算決算常任委員会の審査結果について、御報告をいたします。

令和2年第3回宿毛市議会定例会において、閉会中の継続審査として、本委員会に付託されました令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定の審査を終了しましたので、宿毛市議会会議規則第110条の規定に基づき、報告をいたします。

まず、審査方針といたしましては、令和元年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された宿毛市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書を参考としながら、予算が議会議決に従って、適法かつ合理的、効果的に執行されているか、また、財政の健全化並びに財産が適正管理されているか、しかも期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという観点から審査をするともに、これからの予算審議に活用するためいたしました。

審査の結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算については、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、水道事業会計の利益処分及び決算についても、全会一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

委員会審査の中で指摘いたしました事項の

中で、主なものについて御報告をいたします。

まず、1点目は、収入未済金の早期解消についてであります。

令和元年度においても、一般会計、各特別会計、水道事業会計で、過年度を含めて2億6,089万3,000円の収入未済金が生じている。市税、国保税については、差押えの強化など、徴収率向上に向けた取組等の効果もあり、収納率の向上が見られるものの、収入未済金が財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則並びに受益者間の不均衡を招くなど、憂慮すべき問題である。

滞納者の経済的状況に配慮し、実情に応じた適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金の早期解消に向けた、さらなる取組に努められたい。

2点目は、移住定住促進の取組についてであります。

移住者が一次産業だけで安定した生活を送ることは、大変難しいと考えるので、長期的な視点でフォローすべきである。

また、定着につなげていくためには、他市町村の事例を参考とするなど、よりよい取組の検討を求める。

さらに、地域おこし協力隊員が任期終了後に定着していけるかどうかも課題になってくるので、併せて検討を求める。

3点目は、自主防災組織の育成についてであります。

組織化と、避難道や倉庫等のハード整備は一定行ってきたが、防災訓練等の活動ができていない組織があるので、地域の実態を分析しながら、地域の課題を解決するための取組について、検討を求める。

また、消防署と連携する中で、防災訓練等を行う際には、各地域の消防団員にも協力いた

き、地域の活動として、防災意識の向上に努められたい。

4点目は、災害発生後の情報伝達手段についてであります。

衛星携帯電話や、IPトランシーバー、非常用公衆電話など整備しているが、アマチュア無線も効果的な手段として活用できるので、市内にどれだけの人を持っているのか等、情報の把握に努められたい。

また、それ以外に、様々な情報伝達方法があると考えられるので、自主防災組織とも連携し、検討を進めることを求める。

5点目は、人員確保についてであります。

地域おこし協力隊として、沖の島の看護師に赴任している方の任期が、今年度末となっているので、任期終了後の島の医療体制の充実について、検討すべきである。

また、元気クラブの支援者が不足し、休止などに追い込まれているところがあることから、担い手の人員確保が急務である。

さらに、咸陽島公園全体を見据えた計画の策定を進めるべきであるが、現状の人員体制では、対応が難しいと思われる。

これらの人員不足をいかに補っていくのかが今後の課題となってくるので、組織の在り方を含めたさらなる取組の検討を求める。

6点目は、あったかふれあいセンターサテライト会場についてであります。

あったかふれあいセンターと地域包括支援センターで、あったかふれあいセンターのサテライトを立ち上げし、4地区でスタートしているが、市役所職員は参加しているものではないため、回数や参加人数などの状況把握ができていない。現状を把握し、高齢者等の交流の場の提供及び生活支援などのさらなる取組に努められたい。

7点目は、直七の生産販売に対する取組につ

いてであります。

生産量の増加が見られる中で、農家所得の向上につながらず、不満が募っている。今年度からは、青玉の出荷を行うようにし、改善を図ってはいるものの、さらに農家の声を拾い上げ、対策を講じるよう努められたい。

8点目は、土地区画整理事業についてであります。

宿毛駅東地区は、現在、27区画が売れ残ったままになっている。令和3年度で、償還が終了することから、土地の価格や処分方法について、協議を行わなければならない。

土地をそのままおくよりも、売却して税収を上げる方が効果的であるので、十分な協議、検討を求める。

9点目は、家庭ごみの削減についてであります。

各家庭から出る生ごみの水分量を削減すると、クリーンセンターへの持込重量が変わってくるので、以前は生ごみを絞る機械を導入していた。

現在は、市内各所に小型家電の無料回収ボックスを設置し、クリーンセンターへの持込量の削減を図っている。

引き続き、ごみの減量化やリサイクル化に努められたい。

以上、本委員会の審査における指摘事項については、今後の市政運営に反映し、さらなる市民の福祉と暮らしの向上が図られますよう切望して、委員長報告といたします。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。本案は、委員長報告のとおり、認定及び可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は、委員長報告のとおり、認定及び可決することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。本日は、令和2年第4回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、全国的に感染拡大が懸念されております、新型コロナウイルスについてでございますが、先月末より、高知県下におきましても、徐々に感染が広がってきており、ここ幡多福祉保健所管内におきましても、12月5日の県の公式発表におきまして2名、そして6日の発表において3名、そして昨日の発表で2名の感染者が公表されているところでございます。

先日の高知新聞で報道されました本市の一般事務職員8名につきましては、県内第204例目の濃厚接触者として認定をされ、12月5日にPCR検査を受け、翌6日には全員が陰性であったことが確認をされております。

当該職員につきましては、感染者との最終接触日から2週間後の12月11日までは、自宅待機及び経過観察となっておりますことを御報告をいたします。

議員の皆様方をはじめ、市民の皆様には御心配、御不安をおかけしましたことを、心よりおわびを申し上げます。

先ほどは、令和元年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を御認定いただき、誠にありがとうございました。

審査報告書の御指摘はもとより、審査の過程におきまして、御指摘をいただきました点につきましては、今後さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映させてまいりたいと、そのように考えております。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で、1億4,817万5,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金、2,355万8,000円、繰入金、7,657万6,000円、市債、4,210万円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、議会費では、新庁舎議場システム整備工事費として、6,978万4,000円。

民生費では、生活保護費として、5,281万6,000円。

教育費では、聖火リレー関連経費といたしまして、1,288万7,000円を計上してお

ります。

次に、債務負担行為補正につきましては、新庁舎機械警備業務委託料ほか13事業を新たに追加しております。

議案第2号から議案第8号までは、令和2年度の各特別会計の補正予算でございます。

総額で、2,445万4,000円を増額しようとするものです。

主な内容は、人事院勧告等に伴う人件費の補正や、国民健康保険事業特別会計における高額療養費の補正、へき地診療事業特別会計における医療機器購入費の補正、学校給食事業特別会計における施設修繕費の補正、下水道事業特別会計における消費税の補正、介護保険事業特別会計におけるシステム改修委託料の補正となっております。

議案第9号は、「宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第10号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第11号は、「宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地方税法の改正により地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われたことに伴い、本条例の一部

を改正しようとするものです。

議案第12号は、「宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、現在建設中の宿毛小学校校舎が完成することに伴い、位置を変更しようとするものです。

議案第13号は、「宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、現在建設中の宿毛中学校校舎が完成することに伴い、位置を変更しようとするものです。

議案第14号から議案第17号までは、いずれも、指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、それぞれ、社会福祉法人宿毛福祉会を、宿毛市中央ダイケアセンターの指定管理者として、株式会社ピアサーティ一を、宿毛市国民宿舎椰子の指定管理者として、一般社団法人 宿毛市観光協会を、宿毛市観光センター及び、すくもサニーサイドパークの指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号は、「特定事業契約の変更について」でございます。

内容につきましては、宿毛学校PFI株式会社と契約締結しております、宿毛市における小中学校整備事業につきまして、GIGAスクール構想に対応するための施設整備を行う必要が生じたので、特定事業契約の変更契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号は、「あらたに生じた土地の確認について」でございます。

内容につきましては、公有水面の埋立てにより本市の区域内に新たな土地が生じたので、

その土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号は、「あらたに生じた土地の字の区域の画定について」でございます。

内容につきましては、議案第19号で御説明しましたように、本市の区域内に新たな土地が生じたので、その土地の字の区域を画定することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」でございます。

内容につきましては、令和2年9月25日に議決されました沖の島辺地の総合整備計画について、同辺地の職員住宅の改修や診療所の医療機器の購入等を行うにあたり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を変更する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号も議案第21号と同じく、既に議決いただいております西部辺地の総合整備計画について、同辺地内を走る市道の路面補修を新たに追加するにあたり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を変更する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月9日から12月11日まで休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、12月9日から12月11日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月9日から12月13日までの5日間休会し、12月14日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時23分 散会

陳 情 文 書 表

令和2年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第11号	令和 2.11.25	「妊産婦医療費助成制度創設」 を求める陳情書	高知県社会保障推進 協議会 会長 田中きよむ 高知県保険医協会 会長 広田 重水	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

令和2年12月8日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

令和2年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和2年12月14日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	中山 佳久 君
環境課長	山戸 達朗 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川田 和徳 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
農業委員会 事務局長心得	小松 憲司 君
選挙管理委員会 事務局長補佐	埜々下 哲広 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） おはようございます。

1番、今城です。今回もよろしく願いいたします。

早速質問に移らせていただきます。

まず、第1項目めは、鶴来島の振興について、伺っていきます。

今から30年前には、島民は88名いたそう
です。鶴来島中学校、小学校があったことも、
私も若いとき、記憶しています。

卓球がなかなか強かったと思っております。

現在では、実質住民が21名、65歳以下が
6名と聞きました。過半数は80歳以上という
ことで、それで計算すると、高齢化率は71%
です。

沖の島も鶴来島も、人口の減少率は、同じ傾
向を示していました。30年前から比べて、1
5年ごとに半数ぐらいに減っていくという状況
になっていますので、何とか移住者など、Uタ
ーン者なども増やして、離島存続につながっ
てほしいと思っております。

今は介護職員や地域おこし協力隊の配置もあ
りません。島民が互いに協力しながら、定期船
の切符販売、荷物の受渡し、郵便業務、売店管
理、高齢者の見守り、生活用品の調達、ごみや
水道の管理など、日々の業務を行っています。
つまり、実質的には、60代までの五、六名が
中心になって、休みなく島の営みを切り回して
いる状態にあるということです。

離島振興特別措置法に基づく高知県離島振興
計画、平成25年からの10年、令和4年まで、

この理念は癒やしスローライフの場所としての
価値を高める島づくり、この魅力ある島に島民
がいつまでも住み続けることができる施策を、
実情に応じて進めるとしています。

(1) 振興対策の現状について、伺っていき
ます。

ア、医療・介護サービスの課題を確認させて
ください。

離島振興計画の方向性に、健康に暮らせる地
域づくりとあります。

しかし、鶴来島では、介護保険料を払っても、
在宅介護サービスを利用できていない状況にあ
ると聞きましたが、実際の対応はどうなってい
るのか、お聞かせください。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、
おはようございます。1番、今城議員の一般質
問にお答えします。

先ほど、議員からも御紹介がありましたが、
高知県離島振興計画におきましては、健康で安
心して暮らしていくためには、医療体制や保健
サービスの充実、また高齢者を地域で支え合う
システムの構築が重要であるとしており、本市
におきましても、高知県や関係機関と連携をす
る中で、島民の方々が、健康に暮らせる地域づ
くりを目指して、取組をしております。

鶴来島におきましては、人口減少や島民の
方々の高齢化が進む中で、地区長や集落支援員
などが中心となって、地域全体での支え合いの
取組がなされていると認識をしております。

本市が実施しております事業としましては、
月に2回開催されている元気クラブへの補助、
毎月、保健師が訪問して行う健康相談や生活相
談、通院の際の市営定期船運賃の補助など、鶴
来島地域での健康づくりや介護予防などを目的
とした事業を実施しております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、再質問いたします。

介護認定を求め、サービスを望む場合、現状ではどのようなサービスが受けられるのか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

鶴来島で受けられる在宅介護サービスにつきましては、認定を受けられた方の状態や、ケアマネジャーが作成するケアプランによっても異なりますが、自宅で生活するために必要な住宅改修、福祉用具の購入や貸与などが利用できません。

訪問介護等の介護職員派遣によるサービス提供につきましては、人員体制や費用面の観点などから、サービスを提供していただける事業所が少ないために、介護認定を受けられた方の状態に応じたサービスの内容や回数を踏まえる中で、事業所と協議をする中で対応させていただきます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 事業所との関係ということで、民間業者との関わりがネックになっているという可能性が分かりました。

現実に高齢者が多く、医療、福祉が、本土から比べると不十分な状態にある。これは、克服しなければならないことだと思っております。

そこで、現実に受けられるものを確認したいと思います。

実際には、医療の関係から、介護認定までに至る要支援状態での介護保険利用ということになるかと思っておりますけれども、現状からいうと、要支援1、2の介護予防サービスの充実が必要

ではないかということです。

そこで確認ですが、ケアプランの作成、それから訪問看護などはできないのでしょうか。

それから、あとは福祉用具貸与、それから福祉用具の購入費用、それから住宅改修の支給費用の援助、こういったものは受けられるんじゃないかと思いますが、ひとつ、さっき保健師などが指導に来ているということもありましたが、訪問看護とか訪問介護とかリハビリテーションとか、こういった可能性はないのでしょうか。お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、今城議員の再質問にお答えします。

フリップに14の事業を挙げられております。先ほどの御質問にもありましたが、ケアプランの作成であるとか、福祉用具の貸与、購入につきましては、先ほどの答弁でさせていただいたように、対応がすぐにできるものと思っております。

あと、施設に関しましては、ショートステイとか、通所につきましては、施設の状態によって入所ができるのか、またその方が通所できるのかによって、利用ができるかできないかというところが分かれてくようかと思っております。

また、介護職員の派遣につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、事業所の状況、またその方の状態によって、そういったサービスが在宅でできるのか。また、その方の状況的に大丈夫なのかということも踏まえながら、事業所と協議をする中で、対応ができるかできないかというところを、また協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 市は住民福祉を進め、市民が等しくサービスを受けられるよう、努力

すべきです。

島民との連絡を密にして、まずは可能である部分、手すりやスロープなどの住宅改修、それからさらに、身辺生活支援のサービスなど、必要なものがあつたら、手が届く範囲で、ひよっとしたら保健サービスではないかもしれませんが、市役所のマンパワーで解消できる部分を進めていただければと思います。

よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

次の課題について伺います。医療の課題です。

けんみん病院の医師が月に1回、巡回健診。

医師の巡回がない週は、市の保健師と幡多福祉保健所の保健師が、交代で月2回巡回を行っているそうです。

そして、歯科診療は年に2回派遣していると聞きます。現状の課題について、どのように考えているか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

鵜来島の医療体制についてでございますが、高齢化率が高い鵜来島では、救急搬送が必要な傷病者が発生したときに、島内の岸壁までの搬送を担える人手が足りないことが、課題としてありました。

要するに、動けなくなったところから、下までおろすということでございます。

そのため、宿毛市幡多西部消防組合、沖の島渡船組合連合会の3者で、災害事故等における救急搬送業務の協力に関する協定を締結をいたしまして、今年度より、鵜来島、沖の島におきまして、港までの搬送が困難な場合等は、消防隊員が渡船にて、本土から現場へ向かいまして、迅速な救急活動ができるよう、体制整備を行ったところでございます。

また、鵜来島は医療体制が脆弱な地域であり

ますので、これ以上、医療体制が衰退することがないように、幡多けんみん病院や、高知県歯科医師会による巡回診療や、幡多福祉保健所の保健師によります保健活動の継続を、県に対しまして、引き続き要望していくとともに、市の保健師による保健活動も、継続してまいります。

今後も、市民が住み慣れた地域で暮らしが持続できるよう、県や関係機関と連携しながら、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 緊急搬送の件、分かりました。

ピンチのときに、以前よりは進んできたということですね。

問題は、日常の医療の問題、かなり大きな問題と思っています。島民は、おいそれと病院に通えないということ、自分も島に行つて、老人に話を聞いて分かりました。どのぐらい病院に通いますかと言つたら、年に2回から3回、宿毛に出れたらいいところです、ということでした。

話を聞くと、独り暮らしの老人が、息子とか子供がこちらにいるときはいいんですけども、いない場合は、とにかく病院に行くだけで、その日の帰りの便に間に合うようにする。なかなか行けないと。行くときは、大変なときだけ行くと。

月に1回のお医者さんということで、間が心配なんだという話を聞きました。心配な気持ちを抱えて過ごしているときもあるというふうなことでした。話を聞くとごもつともです。

そこで思ったことですが、だからこそ、市が見守りを支える体制ができればと思うわけです。

健康医療相談は、相談者と顔を見合わせて相談活動を行う。これによって、いろいろな精神

的な面でもケアができるということです。

しかし、離島の関係で、なかなか来れない。健康医療相談は、ひょっとしたら市に相談が電話であるのかもしれませんが。市の担当や保健師が、もし鵜来島に来られないなら、私がそのとき思ったことですが、やはり対面して、その代わりにスマートフォンでもタブレットでも、顔を見合わせながら、その場の状況を相談者が知らせながら、あるいは聞き取る担当も、症状を相手に分かってもらいながら、こういうことが可能ではないかと思っております。

電話だけよりも、はるかに情報量は多くなります。ひょっとしたら、家庭にスマートフォンなどが、映像とともに会話ができるとしたら、家庭状況も情報として入ってくるかもしれません。

ですから、こういった顔を見合わせながらの相談活動を、今の状態であっても進めることができると、私は思った次第です。

離島医療のハンディは、インターネットなどを活用し、相談によるケアを手厚くすることで補ってほしいと思うのですが、この点については、いかがでしょうか。

顔を見合わせながら、今の状態でも相談活動を進めていく、このことについてお答えください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今城議員の、顔を見合わせながらということですが、テレビ電話を使うということでしょうか。少し答弁をさせていただきたいと思っております。

鵜来島に限らず、市では、保健師による健康相談を電話等で、現在も受け付けているところでございます。

病院に行くほどではないけれども、ちょっと相談がしたいという場合も含めまして、市役所

の健康推進課、もしくは長寿政策課に御連絡いただければ、保健師が対応し、場合によっては関係機関につなぐなどの対応をしておりますので、お気軽に御相談いただきたい、そのように思っているところでございます。

そして、市役所には、気軽に、今、相談できる保健師がいるということ、いま一度、鵜来島の皆様にもお知らせをしていきたい、そのように思います。

また、既に症状がありまして、そして医師に直接判断を仰ぎたいような状況のときには、消防への緊急通報による搬送体制を取っていただくなど、医師に適切な診断をいただくことをお勧めをいたしたいというふうに考えております。

早目に受診していただくことで、その後の健康が維持され、島での生活が安心して継続できるものと、そのように考えているところでございます。

現在、電話で対応をしておりますが、そういった形で、相手方がスマートフォンを持たれて、スマートフォンが使えるという、そういったお年寄りであれば、スマートフォンでの対応についても、今後また検討、協議をしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） これは、区長さんが対応するとか、使える方に対応していただくことで、いよいよ進んでいくことと思っておりますので、ぜひ検討してみてください。できることなら、すぐにでもやっていただける状態をつくっていただくとありがたいと思っております。

次に、イとして、小集落活動の困難性に対する行政支援について、伺っていきます。

本土なら市職員が行うような行政業務や、福祉的業務を、休みなく島民だけで回しているという現状、先ほども言ったとおりですが、鵜来

島の最大の課題は、マンパワー不足だと、直感しました。

地域おこし協力隊などの配置、あるいはその要員がいなければ、職員派遣など、相応の対応をしておくということが必要ではないかと思ったわけですが、この辺り、お聞かせください。

よろしくお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

鵜来島地区におきまして、平成24年度から平成31年度までに、延べ6年間、2名の地域おこし協力隊を配置をいたしまして、島民の生活支援をはじめ、集落活動センターの立ち上げから運営支援など、様々な活動を行ってきておりまして、本市におきましては、初めて地域おこし協力隊員を配置した地区でもあります。

また、平成27年度からは、集落支援員も配置をいたしまして、独り暮らし世帯や、高齢者世帯の巡回や、島民の生活支援などを担っていただいております。今年度で6年目を迎えているところでございます。

平成31年4月半ばに、2人目の協力隊が任期満了を迎えた際には、地区と協議を行いまし、新たな地域おこし協力隊の配置は見送った経緯もございますが、当時も、地区として具体的に必要な状況が発生した場合につきましては、検討していくこととしておりましたので、今後におきましても、地区が、地域おこし協力隊が必要な状況になりましたら、地区とも協議をさせていただき、そして積極的に検討していくといった方向性は変わっていないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。今は、島民の中で集落支援員、それから区長がNPO職員を兼務しているという状態、伺いました。

なお、金銭的な面での支援はあるわけですが、マンパワー、とにかく動ける人が1名増えるだけで、状況がかなり改善すると思われまので、考えてみてください。

それで、ちょっと思ったことなんです、職員の配置とか、地域おこし協力隊の配置、これが無理な状況であれば、各課交代で、例えば若手職員が毎月二、三日滞在する。月に二、三日、各課代わり代わりに若い職員が滞在する。島の日常の営みを手伝う。

こうやって、私も11月に2日泊まって、新たに、こういうことかということを感じたわけですが、その課題を職員が実感して帰っていく。それは、各課を超えた島の課題の共有につながっていくんじゃないかと思えます。

これは、恐らく、やろうとすればすぐにでも行えることじゃないかと思えます。

現実には、それほど予算もかけずに、課題を改善できる点を一つずつ埋めていけば、今のしんどさというのは、一つずつ改善されるはずだと、私は思っています。

ぜひそういうことも検討していただきたいと思いますが、この点については、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今城議員、2日間泊まれたということで、島民の方々からいろいろなお話聞いたんだと思います。

うちの職員も、担当者もいますし、以前は職員が年間通して、島に滞在もしておりましたし、いろいろな面で、いろいろなお話も聞いていますし、当然、体験もさせていただいているところでございます。

そういった形の中で、市全体を見渡す中で、今、人の配置もしながら、日々、それぞれの業

務に当たっていただいているところでございます。

また、島民の方々ともしっかりとお話もできているというふうに思っているところでございまして、いろいろアドバイスいただいたことを考慮しながら、今後、対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ぜひ継続的にというか、途切れることなくというか、今分かっているからいいんだということではなくて、そういうことを継続して見守っていく。これは鵜来島だけのことではないんじゃないかと思えますけれども、今、鵜来島の話をしていますので、ぜひそのような体制で、なお補填ができる部分、実行していただければと思っております。

続いての質問です。

区長さんにも話を伺いまして、困っていることの真っ先に挙げられたことを聞きます。

それは、地区としての納税管理であります。地区が管理している個人所有や、複数名の共有の土地において、地区が納税管理人等となり、地区住民から集金を行い、納税してきたそうです。

しかし、離島者の増加により、集金が困難となり、地区としての納税管理ができない状況になっているが、その点はどのようにすればいいのか、お知らせください。

○議長（野々下昌文君） 税務課長。

○税務課長（山岡敏樹君） 税務課長、今城議員の一般質問にお答えします。

固定資産税は、地方税法第343条の規定に基づき、登記簿に所有者として登記されている所有者、もしくは所有者として登記されている個人が、賦課期日前に死亡しているときは、その相続人に課されるものです。

しかしながら、今城議員が言われましたように、現実的に地区が所有し、地区が管理している土地において、納税管理人の申告を行い、地区が納税を行っているケースがあります。

地区として納税管理ができない状態になっているのであれば、納税管理人の変更の申告をし、所有者もしくはその相続人に納税をしてもらうこととなります。

地区として、今後もその土地が必要かどうかを判断し、必要な土地であれば、認可地縁団体として登記の変更を行い、その後、地目の変更等、税金が下がる可能性を検討することで、負担を軽減することが可能になります。

いずれにしましても、個別でのケースにより、提案できる内容が変わってきますので、まずは税務課の窓口にご相談に来ていただけたらと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。様々な点、法的な点があろうかと思えます。

実際に困っているという状況はよく分かりましたので、相談に乗ってあげてください。

地区としての対応をどう決断するかということもあろうかと思えますので、その点については、区で話し合ってもらおうということになると思います。

次の質問に行きます。

（2）の、いつまでも住み続けることができる施策について。

ア、生きがいを持って暮らせる地域づくりについてということで、離島振興計画の方向性に挙げられているのが、生きがいを持って暮らせる地域づくりということですが、鵜来島島民の求める生きがいを、どのように捉えておりますでしょうか、市長、お答え願えますか。

申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

生きがいということをどのように捉えているかということでございます。

私の答弁を聞いて、今城議員がどのようにお答えするのか、非常に興味があるところでもございますが。

生きがいの生きるに値するもの、生きていく張り合いや喜びという言葉の意味からしますと、生きていく張り合いや喜びは、人それぞれ違うものであるというふうに感じております。

私としては、個々の考えを尊重することが大切ではないかなというふうに考えているところでございます。

皆さんもそうだと思いますが、それぞれいろんな人生、それからいろいろな、今までの経験であるとか、環境であるとか、そういった形の中で、それぞれが生きがいというものは違うものじゃないかなというふうに思っております。

そういったものをしっかりと感じていただける、そういったものを、できる限り自分たちは側面から応援ができる、そういった行政でありたいと思っています。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 私がどう答えるか楽しみですか。

それぞれの島民の生活、ここに住み続けることを選んで実行している人、あるいはここで住まざるを得ないということがあるのかもしれない。

しかし、その中には、島民の表情から見て、豊かな表情、幸せそうに過ごしている状況を見て取りました。

島のTさんの話、紹介します。

車もコンビニもない、昔から変わらない自然

とともにある生活、おばあちゃんたちの日課は、朝夕の定期船に併せて、廃校前に集まること。

朝刊を受け取り、1時間ほどおしゃべりします。85歳以上の人たちがほとんどですが、みんな元気です。この島、ここに暮らしている人たちが好きです。こんな島の生活を守り続けることが願いだ、ということを知りました。

まさに振興計画の理念、癒やし、スローライフの場所としての価値を高める島づくりのために、市として協力を願いたいと思います。

続いて、イの一定収入を確保できる地域づくりの方策について、伺っていきます。

島民からこんな話を聞きました。荒れた段々畑を再生したいんだと。再生して、タマネギなどを栽培し、島の活性化につなげたいという話を聞きました。

それはいいなと思ったわけですが、そうすると、島でもイノシシ見たんですけれども、島で増えているイノシシ駆除が必要であります。市の援助は可能でしょうか。

それから、続けていきます。

また、それが発展して、僅かであっても具体的に集落の収益活動として取組が計画された場合、市として、支援体制が何らかできるのか。どのようになるのかお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

イノシシの農作物への被害軽減を図るための支援策としましては、電気牧柵器の購入補助と、狩猟免許の取得費用に対する補助制度があります。

電気牧柵器は、田畑の周囲を電線で囲み、その電線に電流を流すことで、近づいてきたイノシシが、電流に触れた際にショックを受け逃げ出すことで、田畑への侵入を防ぐものです。

1 基当たりの補助上限を3万5,000円までとし、購入費用の2分の1を市が補助いたします。

狩猟免許の取得費用への補助に関しましては、イノシシを捕獲するためには、狩猟免許を取得することが必要となりますので、免許取得に要する経費の一部について、市が補助するものです。

また、集落活動センターや、住民グループなどで収益活動を計画された場合の支援体制に関しましては、収益活動の事業内容によって、様々な対応策が考えられますので、計画の段階で担当課に御相談いただければと思います。

本市にとりまして、離島振興は重要でありますので、これまでと同様、できる限りの支援を行いながら、島民の方々とともに事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

イノシシの部分も対応ができると。集落活動の支援の枠組みもあると。可能性はあるということですね。これが形になることを期待したいと思います。

続けて聞きます。

若者が島で暮らし、生業を得るためには、経済活動のフィールド、それから住宅、そして欠かせないのが、インターネットの通信環境だと思うのですが、インターネットの通信環境だと思えるのですが、そこで聞きたいと思えます。

インターネットの環境は、現在、どのようになっているのか。また、島を訪問した人も利用できるフリーWi-Fiなどを設置できないか、お聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、1番、今城議員の一般質問にお答えいたします。

まず、インターネット関連の質問でございます。

現在、鶴来島におけるインターネット環境につきましては、本市が沖の島地区と鶴来島地区の要望を受け整備いたしました、通信速度10Mbpsの無線回線が設置されておりまして、そのほかにもauとドコモの携帯基地局が整備されるなど、携帯電波の受信環境は改善されておりまして、現在では、市が整備した回線より、高速での通信が可能な状況となっております。

なお、フリーWi-Fiの設置につきましては、来島者のニーズなどの状況も踏まえまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 10Mbpsということは、結構速いですね。ADSL並みにいっていますので、フリーWi-Fiなどがあつたら、訪問者もそこで、そこそこの仕事ができる状況になるのではないかという感じがします。

ぜひ、実現させてあげてください。

続けて、ウに行きます。

Iターン、Jターン、Uターンなどの推進を、市はどのように行っていくのか、推進の施策をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

移住には、生まれ育つたふるさとや、近隣地へのU・Jターンや、ふるさと以外への地方へ移住するIターンがあります。市の取組といたしましては、まず宿毛市を知っていただき、関心を持っていただけるよう、都市部で開催されます移住フェアへの参加や、市ホームページ、国や県、民間のポータルサイトなどを活用して、観光資源や特産品など、本市のPRに努めているところでございます。

また、子育て環境や仕事、住まいの確保など、移住希望者ごとの多様なニーズに対応するため、移住相談員の配置や、先ほど御説明させていただきましたお試し住宅の整備、短期滞在費の助成、そしてオーダーメイド型の移住体験ツアーを実施するなど、具体的に移住をイメージしていただけるよう、取り組んでいる、そういった現状でございます。

鶴来島などへの移住を御検討いただく方につきましては、まずは、実際に島を訪れていただき、島ならではの生活や雰囲気を知っていただくことが重要であると考えております。

また、地域の方々とのコミュニケーションも重要な要素であると考えておりますので、地域の方々との交流促進など、地域とも連携を図りながら、移住に向け、御支援をさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

先ほど、30年ほど前に88名の方が住まわれていたというお話もありましたが、私も地元の高校に通っておりましたが、当時、同級生に鶴来島から来た生徒が数人いました。今も2名の友人、いまだに交流を持って、いろいろと話もさせていただいているところでございます。

それぞれに子育てもしながら、結果的に島を離れたところで生活をしているわけでございますが、いろいろな状況、いろいろな環境、そしていろいろな理由があります。それぞれ自分たちが知らないところもたくさんあるんだというふうに、私自身も感じているところでございます。

とてもいい笑顔で、島民の方がされていたということをお聞きしました。本当にうれしいことでございますが、その反面、本当に辛い、人には見せない、そういったところがたくさんある上での、島での生活だというふうに思っているところでございます。

何とか島民の数が増え、そして若者が住んでいただける鶴来島にできるように、しっかりと側面的に支えていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 再質問いたします。

先ほど、少し抜けたところなんですけど、移住推進、あるいは職員配置などに関わって、住宅の問題が、鶴来島あるんだという話を聞きました。その点について、もし住まわれるという方が出た場合の対応は、どのような形になっているか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、1番、今城議員の一般質問にお答えいたします。

住宅の関係の質問でございます。

現在、鶴来島地区におきましては、地域おこし協力隊や、移住を希望される移住者向けの住宅、こういったものは島内においては整備を行ってはおきませんが、前地域おこし協力隊につきましては、個人所有の空き家を使用させていただいておりますので、新たな地域おこし協力隊を含め、移住される方が来られた場合には、今後もこのような空き家の活用ができるのではないかと考えておきまして、空き家の活用、管理の上でも、有効な方法ではないかと考えておきます。

また、本市移住を希望される方に、一定期間、本市の生活を体験していただくための住宅につきましては、先ほども申し上げましたが、鶴来島島内には整備は行ってはおりませんけれども、宿毛市西町にあります西町地域振興住宅の4室をお試し住宅用に整備し、移住希望者の方に御利用いただいている、そういった状況となっております。

そのほか、市内の民間宿泊施設を利用してい

ただきながら、宿毛市での生活を体験してもらえのように、3泊以上13泊までは、利用可能なお試し暮らし短期滞在費助成制度、こういった制度も設けております。

この助成制度につきましては、移住希望者が市内の宿泊施設を御利用する場合に、お一人につき1泊2,000円の助成を行うものとなっております。

市内全ての宿泊施設に御登録いただいているわけではございませんが、本制度の活用をして、民間の宿泊施設も利用していただきながら、ぜひ本市においでいただき、地域の現状や生活を実際に見て、体感していただき、本市の移住を具体的に御検討いただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 分かりました。

居住についても、対応は可能な状況にあると。それから、お試し体験、島であっても民宿などの補助が出る、対応があるということで、対応ができるという状況、分かりました。

続いて3番に移ります。

教育及び文化振興の場としての島の価値について、教育長に伺います。

アとして、体験型教育の場として、子供たちが島の自然に触れ、島民と交流で島の文化や歴史を知り、学ぶ機会があれば、子供たちにとって、かけがえのない体験になります。体験型教育の場として、鶴来島の価値は大きいと思います。

宿毛市の子供は、義務教育の間に一度は沖の島や鶴来島での体験学習を行い、島のことを学ぶことを、ぜひ奨励すべきではないかと考えますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。

教育長、1番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、鶴来島を子供たちの自然体験教育の場として活用してはどうかとの御質問でございます。

学校教育におきまして、次代を担う子供たちが郷土を知り、郷土を愛し、郷土の発展のために努力を重ねていく、そのような心を育てていくことは、非常に大切なことであると考えております。

御質問いただきました鶴来島は、足摺宇和海国立公園内にある、豊かな自然と海洋資源に恵まれた離島でございます。

高知県内の有人離島は、沖の島と鶴来島でございます。いずれも宿毛市に属することから、議員御指摘のように、市内の児童・生徒が鶴来島の自然や歴史、そして人々の生活等について学習することは、大変有意義なことであるというふうに考えております。

一方で、学校教育活動の一環として、児童生徒が一堂に鶴来島に渡って学習することは、島内での受入態勢や、定期船の定員等、様々な課題もございまして、今後、学校現場と十分に協議を重ねる中で、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） うちの母親も沖の島の出身なんですが、実は、私は成人になって初めて沖の島を訪れました。鶴来島は、本当に最近になって、50を超えてから行きまして、まだ5回ほどしか行ったことはありません。

このような状態ですから、やはり若いときに行きたかったなと思った次第です。

これは、恐らく大規模校でいきなり行くということは無理だと思いますけれども、小規模校との交流とか、こういうのも、いろいろな面で

今後のプラス、島民にも大いにプラスになっていく。

それから、多くの市民が、私もさっき言った状況ですので、島を小さいときから知っていて、島の生活ってこんなもんだということを知っていれば、島のよさというのは、市民全体でアピールするということは可能になってくるんじゃないか。ぜひ、いろんな、今後の面でも活用して、教育の面で非常に重要ですので、様々な波及効果があるかと思えます。

次に、戦争遺跡です。

戦争遺跡の保存、それから戦争体験の記録化と平和教育の場としてということで伺います。

県内最大級の戦争遺跡群の調査、整備が市内外の有志らで進められています。文化財課による公的な管理、保存が必要なのではないかと思います。

それから、戦時中を知る島の高齢者が元気なうちに、結構長生きしていますね。元気でおられます。

元気なうちに、ビデオや音声などによる証言の記録化、それから大事かと思いますが、地域教材化というのが非常に重要ではないかと思えます。

鶴来島の戦争遺跡保存と歴史平和教育の場としての活用は、宿毛市にとって、そして県や国にとっても、大変大きな価値を持つものだと考えています。

今後の方向性について、伺いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

鶴来島の戦争遺跡の文化財化につきましては、昨年の12月議会で松浦議員からも御質問をいただきまして、答弁をしたところでございます。

その後、高知県が進めております高知市朝倉

の旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存活用につきまして、進捗状況を確認をいたしましたところ、令和3年度中に一定の成果が得られるよう、取り組んでいるとのことでございますので、引き続き、県の動向を注視しながら、参考にしたいというふうに考えております。

また、議員御指摘の、証言の記録等につきましても、松浦議員の御協力もいただく中で、少しずつではございますが、調査を進めており、今後、平和教育にも活用できるように、整理してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 教育長のお母さんにもお会いしました。戦争時の記憶、よく残っているようです。ぜひ聞き取りを進めておいていただきたいと思えます。

再質問いたします。

鶴来島の自然、歴史、文化などの魅力を島ぐるみ、そして宿毛市民にも、いろいろな活動で知っていただき、宿毛市ぐるみで来訪者に伝え、その大切さが理解され、保全につなげる取組、つまりエコツーリズムの場として、しっかり位置づけていくことが、鶴来島振興、これは沖の島振興も同じことですが、振興の鍵になると考えます。

市長または教育長どちらでもいいんですが、所見を頂ければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これも松浦議員にもお答えをさせていただいたとおりでございますので、しっかりとそういったものに使っていききたい、活用していききたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 学校現場ではなく、観光としても関わりながら、その島を守る働きというか、その加担者としてというか、協力者として、観光していただくというのも、非常に力になることだと思いますので、ぜひ位置づけをお願いします。

それでは、第2番目の項目、長野地区の災害復旧工事における会計検査院の指摘について、伺っていきます。

平成28年の台風16号で、長野地区の堰堤が決壊し、その後、その復旧工事に対して、今年3月の会計検査院が行った検査の指摘について、お聞きします。

1として、これまでの経緯についてお伺いします。

アとして、鋼矢板の水漏れ確認後、施工続行の判断理由について、伺います。

会計検査院の最終報告では、市は矢板による水の流入を遮断できていない状態が確認されたときに、調査を行い、設計変更を行うなどの対策を講ずる必要性に対する認識が欠けていたとしています。

水の流入の確認の経緯、そしてそのときの業者との打合せ内容、施工継続の判断理由をお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、今城議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まずは、令和2年3月に会計実施検査を受け、その後、会計検査院より指摘されました内容につきまして、御説明させていただきます。

本工事は、平成28年、台風16号の豪雨によりまして、長野地区にあります頭首工の上流止水壁、エプロン、土砂吐き等が決壊したため、平成29年度に災害復旧事業にて工事を行った案件でございます。

本工事の施工方法としましては、頭首工の損

傷箇所の工事区域内を囲うように、仮設鋼矢板打設による仮締切を行い、河川水の流入を一時的に遮断し、工事区域内が乾いた状態を確保した上で、災害復旧工事を実施する設計としておりました。

しかし、令和2年3月の会計実施検査時点では、頭首工上流側の川床洗堀が発生しており、その原因は、仮締切を行った後、鋼矢板接手部等からの水の流入を完全に遮断することができず、適切な含水比での埋め戻しが困難な状況であったが、監督の立場である市は、その状態が確認されたときに、仮締切の工法について、必要な設計変更を行うなどの適切な対策を講じていなかった。

また、止水壁等は設計が適切ではなかったため、川床の洗堀が進行して、止水壁及び固定堰に損傷が生じるおそれがある状況となっており、工事の目的を達していないとの指摘を受けております。

本市としまして、平成29年度の本工事完了後から、令和2年3月の会計実施検査受検までの間に、約800メートル上流の農道橋が流出するほどの未曾有の出水があった平成30年7月豪雨が発生しているため、頭首工上流側の川床洗堀はその影響があったものとの主張を行いました。しかし、会計検査院の指摘が覆るには至りませんでした。

本工事の当初の施工計画では、大型土のうや仮設盛土により、工事区域内への河川水の流入を一時的に遮断し、工事区域内が乾いた状態を確保した上で、災害復旧工事を実施する計画でありましたが、施工を進める中で、大型土のうによる仮締切での河川水遮断が困難であることが懸念されたため、受注者との協議を行い、大型土のうから仮設鋼矢板打設による仮締切に工法を変更いたしました。

この工法変更により、河川水の流入がおおむ

ね抑制されたため、施工可能と判断し、工事を継続しております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 一旦、土のうから鋼矢板に設計を変更して行ったと。そのときに、水の流入は確認していたということにはなっているんだと思います。

それは、おおむね問題はないと判断して、続行したということでしょうか。

それで、次のイにいきたいと思いますが、状況確認、判断の文書記録についてということでお聞きしたいと思います。

このときに、確認したいんですが、水漏れを市が確認したときに文書に記し、協議、判断を行うべき事例ではなかったかということなんです。水の流入確認、施工継続判断時の文書は残しているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、今城議員の質問にお答えさせていただきます。

当時としましては、大型土のうから仮設鋼矢板打設による仮締切に工法を変更し、河川水の流入がおおむね抑制されたため、遮水が不十分であるとは認識しておらず、文書記録には残しておりません。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 水漏れは、確認はしていたけれども、問題ないとして進めたということになろうかと思います。

文書にしなければ、担当者がその事実を記憶していても、組織の記憶にはならない。したがって、事案の処理は文書によるものとするというのが、文書の原則というか、文書規定の原則になります。

そして、行政はそのことを強く認識しなければならぬと思うわけです。

なお、その点をまた考えてもらいたいと思うわけです。

そして、次に移ります。

（2）の今後の対応について、伺います。

アとして、手直し工事に要する費用を伺います。

今後の手直し工事に要する費用は、概算、どの程度必要か、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、お答えさせていただきます。

今後の対応としましては、災害復旧事業で施工した頭首工の機能回復を図り、再度の災害発生を防止することができるよう、洗堀箇所への袋詰め玉石による根固め、栗石による覆土等の手直し工事について、現在、中四国農政局及び高知県と協議している段階でありまして、詳細な費用は、まだ算出できておりません。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 議員協議会での説明を聞きました。1,000万円ぐらいかかる可能性があるという話は聞いたところですが、まだはっきりしてないということだと思います。

次に、イとして、問題の把握と適切な対応の手だてということで、本件は、建設工事請負契約書18条、受注者は工事の施工に当たり、設計図書と現場条件が一致しないときは監督職員に通知し、確認を請求しなければならない。

そして19条、発注者は必要が認められたときは、設計変更内容を受注者に通知し、設計図書を変更できるとあります。

そして、県設計変更ガイドラインによる手続。この手続を一つ一つ丁寧にすることを怠ったということが原因ではないかと思っています。

今後のミスをなくするため、市としての手だてを、お聞かせください。よろしくお願いま

す。

○議長（野々下昌文君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、お答えさせていただきます。

建設工事請負契約書では、工事の監督を担当する職員は、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、図面や仕様書などの設計図書に示された自然的、また人為的な施工条件と、実際の工事現場が一致しないことを発見した場合には、直ちに調査を行い、設計図書の訂正、または変更を行わなければならないとされており。

当該災害復旧事業におきましては、仮設鋼矢板打設による仮締切で、河川水の流入を遮断できていない状態を確認したときに、設計図書にある埋め戻し等の作業が可能であるか確認を行い、必要に応じて設計変更を行う等の適切な対策を講じる必要があったと指摘されております。

今後におきましても、設計図書と実際の工事現場の状態に不一致がないか、把握に努め、不一致を発見した場合は、受注者と協議を行い、記録をするとともに、必要に応じて設計変更を行う等の適切な対策を図るよう、努めてまいります。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 今の課長の話は、まさにガイドラインのハンドブックの手順をおっしゃられました。

会計検査院の報告は、まさにこれらを怠っていたので、対応してほしいということになるんだと思います。

やはり要所要所で立ち止まり、丁寧に書面に基づき協議の上判断する、これが同じ、もし結果になったとしても、後の検証に役立ち、その後の改善につながります。

行政として、律儀な手順の積み重ねが、冷静で一貫性のある判断のよりどころになると思っ

ています。

今後、これらの法令遵守の徹底を期待しております。よろしくお祈りいたします。

それでは、最後の大項目、水上飛行機の活用計画について、伺います。

9月定例議会で新型コロナ対策費として可決された水陸両用機活用可能性調査委託費308万円についてですが、私も11月11日に、新港での離発着を見してきました。

1として、その具体的展開について、伺います。

活用事例として、その経済効果について。活用の具体案と、その場合の経済効果の試算について、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

水陸両用機の具体的な活用につきましては、本市といたしましては、高知西南地域の観光を目的とした、県外の空港などから宿毛湾港へのダイレクトフライトや、地域の観光資源を生かした観光遊覧飛行の実施。また、関西国際空港や高知龍馬空港などをつなぐ定期便としての就航を期待をしているところでございます。

質問議員も御承知のとおり、現時点では、宿毛湾港での活用可能性調査事業も、まだ終了していないことから、運航会社におきましても、宿毛湾港の評価は出ておらず、運航に向けての、双方での具体的な協議には入っていないところでございます。

調査事業を経て、そして当該水域での水陸両用機の運航が可能との判断に至った場合に、初めて就航形態などの具体的な協議に移ることになります。

そのため、現時点では、経済効果につきましては、申し上げることはできませんが、水陸両

用機の導入によりまして、幡多地域の観光に、新たな価値が加わることになり、また都市部との時間的距離が縮まることで、地域の魅力がさらに上がり、新たな観光客の掘り起こしにつながるものと考えているところでございます。

例えば、インバウンドの調査におきましては、四国全体への観光客のうち、四万十・足摺エリアまで来られる観光客は僅か1.5%との調査結果も出ているところでございます。

時間的距離が縮まることで、このような状況を少しでも変えていける可能性があるのではないかと考えているところでございます。

また、定期便の就航により、新しい移動手段として活用することで、この地域の利便性の向上にもつながりますので、観光面だけではなく、アクセス面の向上からの企業誘致効果など、様々な効果が出てくるものと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 問題は、利用者、金額との折り合いとか、いろいろなことが出てくるんだと思います。

せとうちSEAPLANESのホームページを見てみましたところ、地元の尾道離発着では、平日2万円で乗れると。これが6人乗りチャーター40分で20万円、こんなことも書いていました。

それから、小豆島なら67万円、チャーター。宿毛になると、距離からしたら100万だろうか、こんな感じで見えていますけれども、定期船で頻繁に出る状況になると、尾道のような金額になるだろうか。いろんなことを考えています。

それが、利用できるトータルの設計とか、飛行機だけではなく、その人を補うというか、いざなう宿毛市の体制と合わせての評価になるかと思っておりますので、また、案が出てきましたら聞

かせてください。

次に、イとして、災害対応とはどのようなものか。市長がフェイスブックで書いているのを見させていただきました。幡多地域における飛行艇の災害対応の可能性について、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、1番、今城議員の一般質問にお答えいたします。

市のフェイスブックの掲載記事の内容についての御質問だと思います。

フェイスブックのほうで記載しております災害時の対応につきましては、大規模災害発生時などに、陸路が不能となった場合における水陸両用機による緊急物資輸送、また医師などの医療関係者の搬送による医療救護支援を想定しておりまして、株式会社せとうちSEAPLANESにおきましては、平成29年3月に、日本赤十字社広島県支部と、災害時における救護活動への相互協力に関する協定を締結するなど、会社としても地域貢献の一環として、災害時の支援を企業理念として掲げているところでございます。

株式会社せとうちSEAPLANES側から、こういったお話もいただいておりますので、宿毛湾港における離着水の検証、確認などを通じまして、災害発生時の輸送手段の多重化としての可能性が広がるものと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 物資輸送、人の輸送ということですね。

水難事故ということではないですね。分かりました。

もしそういうことが実現して、可能性が広がるということであれば、大いに期待しています

ので。また、計画が具体的になりましたらお知らせいただくよう、お願いしたいと思います。

以上をもって、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

-----・-----・-----

午前11時25分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 3番、三木です。一般質問をさせていただきます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、初めに、現在進められておりますマイナンバーカード普及促進事業について、伺ってまいります。

マイナンバーカードは、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平公正な社会を実現する社会基盤を構築する目的で進められている事業とされております。

特に、公平公正な社会を実現するという点におきましては、所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に逃れることや、不正受給の防止、さらに本当に困っている方々へのきめ細かな支援が可能になることで、今回のようなコロナウイルス感染症や、今後、予測されております南海トラフ地震発災時におきましては、経済的支援等を迅速に行うことができるといったメリットがあり、この宿毛市におきましても、早急に整備を進める必要があると考えてはおりますが、一方で、今後、マイナンバーカードの健康保険証利用や、民間の金融サービス等に広がった場合におきましては、セキュ

リティーに関する不安も出てまいります。

なりすましによる口座開設や、名義の悪用など、危惧される悪用例を把握し、理解しまして、被害を未然に防ぐ防衛策を広く市民に周知していただくことが不可欠であるとも思います。

宿毛市におきましては、せんだって、9月議会におきまして、マイナンバーカード普及促進事業に対し、1億4,000万円の予算を計上し、この事業を展開しているわけではございますが、この事業につきまして、質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。

この事業を開始する前と開始されてからの申請数、また申請率をお聞かせください。できましたならば、参考までにですけれども、全国平均や高知県下各市町村の直近の申請や交付の状況など、分かる範囲で結構でございますので、お聞かせ願います。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、3番、三木議員の質問にお答えいたします。

地方公共団体情報システム機構から提供される申請受付状況、これは概算ではありますが、令和2年9月末の本市の申請数は3,500件、令和2年11月末の申請数は9,436件となっております。

この件数は、申請取りやめ等を含む申請総数であるため、交付枚数との差が一定、生じるものですが、平成28年1月から交付が始まったことを考えますと、本年9月末までの4年9か月間で受け付けた申請件数の約1.7倍の件数を、10月、11月の2か月に受け付けたこととなります。

令和2年11月末における県下の申請率が20.9%、宿毛市の申請率は46.7%と、県内で最も高くなっております。

実際の交付数に近い地域振興券送付件数であ

りますが、令和2年12月11日現在で9,160件、その率でいいますと、46.0%の申請率となっております。

令和2年11月末におけます県下の交付率は15.8%、宿毛市の交付率でいいますと20%と、これも県内の市の中で最も高くなっております。

全国の平均ですが、交付率は11月1日現在で21.8%となっておりますが、申請率は、今、データがありませんので、申し訳ありません。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

宿毛市が46.7%ということで、私も11月1日現在の資料は、手元には、総務省のホームページから確認させていただいたところがありますが、宿毛市が11月1日の時点で15.4%というふうに数字が出ておりますので、飛躍的に伸びてきているんじゃないかなというふうに思います。

また、高知県下におきましても、決して15.4%が低かったわけではなかったと思うんです。県下で比べると決して低かったわけではないのですけれども、そういった面からも、かなりこの事業の進捗という部分におきましては、この2か月間の中で、かなり進んできているのではないかなという気がしております。

次の質問に移ります。

今回の申請の内容について、少しお伺いしたいと思います。

申請者の年齢層や、もしくは性別など、今、申請に来られている方の現状の内訳みたいなものが分かりましたら、その状況から推測される傾向によって、さらなる促進に向けた取組をされているようであれば、お聞かせを願います。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

申請者の内訳についてですが、年齢別、性別の統計を取っていないため、明確な数値をお示しすることは難しいのですが、カード作成状況から推察すると、小さな子供さんから御高齢の方まで、幅広い年齢層の方に申請いただいていると思います。

申請につきましては、郵送やオンラインにより、御自身で行うことが可能となっており、既に通知カードと一緒に送付された申請書で申請していただく方もおられます。

また、申請書を紛失した場合でも、希望された方には、QRコード付きの申請書を再送付させていただきます。

QRコード付きの申請書があれば、スマートフォンやパソコンを使い慣れた方は、御自身で申請することができますので、交付時の1回のみの来庁でカードの受け取りができます。

また、申請手続きが分かりづらい方への支援として、市役所内にマイナンバーカード申請専用窓口を設け、写真の撮影等の支援を行っております。

以上のように、それぞれの状況に合わせた支援を取ることによって、カードの普及促進の取組を行っているところです。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。なかなか多種多様な申請の仕方があるので、かなり把握はしにくいかと思いますが、この質問をさせていただいた意図では、年齢層によって、申請に来られてない方の年齢層があるとしたら、そこに対してのアプローチの仕方というのが、また出てくるんじゃないかなと。

そこによって、申請率が低い年齢層へのさらなる、この事業の推進に向けた取組が可能にな

ってくるのではないかなというふうに考えましたので、質問をさせていただきました。

できる限り、窓口に来られている方等の状況を把握していただきまして、さらなる進展につながっていくような、そういったデータ取りみたいなものをしていただけたらなというふうに思います。

次に、マイナンバーカード普及を図るため、カードを申請、または保有している方々に、宿毛市地域振興券を配布しております。

この地域振興券は、コロナウイルス感染症により、低迷した地域経済を盛り上げるという意味におきましても、その効果を大いに期待しているわけではあります。現在、発行された振興券の使用状況について、どういったことに多く利用されているのかと、振興券の回収状況の範囲からなるかとは思いますが、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

使用状況ということですが、地域振興券が換金された枚数ということでお答えいたします。

12月8日現在で3万3,612枚となっております。これは、金額に換算すると、1,680万6,000円となります。

地域振興券を取り扱っている市内の店舗数は、12月8日現在で274店舗ありますが、その中でも、小売業、飲食業の店舗が多く利用されております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

予想はしてはしましたが、小売り、飲食に多く使用されているということで、こうした傾向からも、申請に来られている方の状況とか、そ

ういったものも、ある程度のところまで絞り込んでいけるんじゃないかなと。逆に言えば、さっき申し上げましたけれども、弱いところというか、申請が行き届いてない、例えば年齢層であったりとか、子育て世代がどうなのかとか、お年寄りの世代がどうなのかというところが、推測できてくるところあるかと思っておりますので、最終的には、発行の状態、数値として明らかになってこようと、交付された時点では明らかになってこようかと思っておりますが、そこに行き着くまでに、申請から交付まで、結構、時間がかかって、その把握にどうしてもタイムラグが出てくるんじゃないかというふうに推測しますので、その辺はできる限り、せっきやく地域振興券を発行して、状況がつかめる、何か一つの糸口になろうかと思っておりますので、その辺も含めて、今後進めていただけたらなというふうに思います。

同じく、マイナンバーカードについての次の質問に移りますが。

今後の取組について、伺ってまいります。

まず、年末年始の申請及び交付の業務につきまして、お伺いをいたします。

年末にかけては、宿毛市に住民票がある学生や、市外で就労や、入院などの理由で、一時的に市外で生活をされておられます方々の帰省も予測されます。その帰省の際に申請される方や、既にオンライン、ネット経由で申請済みの方々への交付などの対応について、マイナンバーカード申請から交付を受ける間に、必ず職員が対面での本人確認が必要とされているという点から、帰省の際に、申請や受け取りを希望される方々も複数おられるのではないかと思います。

そこで、年末年始のお休みの期間にしか、申請や受け取りに来ることができない方々への対応につきまして、この年末年始の期間の受付業務の体制につきまして、確認を含めまして、お

聞かせを願いたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

基本的に、住所は住居地に定めるべきところではあります。学生の方など、住所を宿毛市において一時的に市外におられる方がいることは認識しているところでございます。

年末年始しか受け取りにこられないという方もいらっしゃると思いますが、12月29日から1月3日までは、カードを発行する際に必要な個人番号カード管理システム、及び公的個人認証システムが運用を休止するため、カードの交付ができないことから、休日窓口は設けておりません。

通常の営業時間以外の対応といたしましては、本年度中は毎月第2、第4木曜日の午後7時まで窓口を延長し、毎月第4土曜日とそれに続く日曜日は、午前10時から午後4時まで、カード交付のための休日窓口を設けておりますので、ぜひ御利用ください。

なお、カードの申請につきましては、郵便、パソコン及びスマートフォンによる申請など、複数の方法があることから、休日窓口や夜間窓口は設けていないという現状であります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） システムの運用が休止するということであれば、致し方ないかなという気がいたします。

どうしても休みの期間というのは限られてきますので、本人確認というところが、どうしてもひとつネックになって、申請はしたものの、取りに来られない方がいたりだとか、そういったところも若干、懸念されますので、この次の質問にもリンクしていきますけれども、今後の取組、交付の仕方とか、仕方というか、交付の体制のとり方。

今、時間外の受付をしていただいているというところで、そういった部分に関しても、周知していただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、普及促進事業としては、令和3年の1月15日までとなっておりますが、このマイナンバーカードの普及は、当初、冒頭でお伝えしましたとおり、その必要性からも、この先も進めていかなければならないと考えております。

この推進事業の1月15日までの後、どのようにして普及促進に努めていくのか。現時点で、検討していることや、予定していること等がありましたら、お知らせ願います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本事業が終了しても、これで終わりではなくて、さらなる普及促進を図らなければならない、そのように考えているところでございます。

これまでも、マイナンバーカードの普及促進のPR動画の作成と、そしてSWANテレビでの放送、広報すくもへの毎月の記事の掲載、確定申告の会場での出張申請受付など、様々な取組を行ってきたところでございます。

今後は、コンビニ交付サービスをはじめとするマイナンバーカードを活用した事業や、そして保険証利用についてのPRを通じまして、マイナンバーカードの普及促進を図ってまいります、そのように考えているところでございます。

まだ1月15日までありますので、その間、しっかりと、さらなると言いますか、本事業の周知をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

た。

最初、数字をお聞かせいただいた46.7%の部分ですけれども、これは申請率ということで、交付がこれに付随して、当然、伸びてくることはもちろんですけれども、できましたら、全国1位を目指して、せっかくここまできたのであれば、モデル地区になったり、そういった部分というの、夢物語的にはなるかもしれませんが、現実的な話でもあろうかなというふうに思いますので、どんどん推し進めていていただきたいと思います。

このマイナンバーカード事業に関しましての最後の質問になります。

この普及促進事業そのものとは、若干関係がないかもしれませんが、1点お伺いしたいと思います。

令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用について、伺います。

これは、顔認証による自動受付や、病院窓口での限度額以上の医療費の一時払いが不要になったりとか、幾つかのメリットがあるといわれております。

また、その中でも、何より、御本人様の同意を得た上ではなりますが、薬剤情報等特定健診情報を医療関係者に提供することによりまして、よりよい医療を受けることができるようになるかとされております。

これにより、迅速で正確な医療の受診につながるという、健康に関する大きなメリットがあると思われま。

ただし、これにはマイナンバーカードへの健康保険証登録、いわゆるひもづけというものが必要になってくるわけでありま。

ある程度、マイナンバーカード普及が進んだ上で、そのメリットを皆さんに十分に活用していただくためにも、こういった次なる展開への取組も求められてくるのではないかと思いま

すが、そこで、マイナンバーカードの利活用に向けた告知や、登録サポートなどの取組につきまして、現在、検討されているようなことがありましたら、お聞かせをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

マイナンバーカードの健康保険証利用に関しての今後の取組ということでございます。

マイナンバーカードの健康保険証利用に関しては、議員がおっしゃるとおり、令和3年3月から開始される予定となっております。

このことについて、もう少し詳しく説明させていただきますので構いませんでしょうか。

被保険者の皆様や、医療機関等での医療環境が整えば、マイナンバーカードの保険証利用が可能になります。このことにより、保険証が切り替わった際に、保険者での手続きが完了次第、新しい保険証の発行を待たずに医療機関の受診が可能になったり、保険者への手続なしで、限度額以上の一時的な支払いが不要になります。

また、令和3年10月からは、三木議員がおっしゃったように、本人が同意すれば初めての医療機関でも、今までに使った薬剤等の情報を、医師と共有ができる予定となるなど、多くのメリットが期待されております。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、被保険者の皆様においては、スマートフォンやパソコンからの利用申込みが必要であり、本市においても、マイナンバーカードの交付時等に、希望があれば玄関のパソコンを利用して、登録のサポートを行っているところであります。

また、医療機関や薬局においても、対応するシステムの導入が必要となりますが、各医療機関の導入スケジュールについては、現在まだ示されていないのが現状であります。

そうした状況ではあります国においては、

令和5年3月末までに、おおむね全ての医療機関等で導入を目指すこととして、取組を進めており、今後、デジタル化の流れの中で、取組の進捗も期待される所とありますので、当市においても、このような状況を注視する中で、国保保険者として、被保険者へのマイナンバーカードの保険証利用登録の促進に努めてまいりたいと考えております。

現在、考えている取組といたしましては、広報すくもへの掲載、保険証等発送時におけるチラシの同封、市内携帯販売店への利用登録促進への協力依頼などを検討している所とあり、市役所窓口における登録サポートについては、引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

せっかく促進していくマイナンバーカードですので、有効な利用を促していくことで、これもまた一つの足かせになって、普及が進んでいくということも考えられますので、こういったサポートを進めながら、同時進行で、いろいろな面で進めていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。

書かない窓口整備事業につきまして、質問をさせていただきます。

このシステムの整備によりまして、申請書や届出書の手続記載量を減らし、窓口での滞在期間の短縮、密集密接にならない窓口を目指すことを目的に行われるとありますが、このシステム利用は、現在、市民課で取り扱われている各書類の全てに対応したものなのでしょうか、その範囲をお聞かせいただきたいのと、また、このシステムの利用に当たって、どのような流れで書類を作成していくのか、できる限り詳しくお聞かせをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

現段階では、住民異動届や、市民課、税務課における各種証明書交付の申請書について、対応することを考えております。

転出転入等の住民異動に伴う申請書についても、手続数が多い申請書から対応できればと考えております。

手続の流れにつきましては、どのベンダーのシステムを導入するかによって、詳細は変わってきますが、マイナンバーカード等の券面事項にある情報を読み込み、住所、氏名、生年月日等の基本事項を何度も手書きするのではなく、印字した申請書を御用意することで、来庁者の手間を軽減する、このようなものです。

全ての内容が手書き不要になるわけではございませんが、申請時の負担を少しでも軽減できることと考えております。

また、住民異動届につきましても、転出証明書、OCR技術を用いて読み込みを行うことで、手書き量の削減を図り、移動に伴う各種申請書についても、併せて出力することで、来庁者の負担軽減と、窓口での滞在時間の短縮を生み出すものです。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 1点だけ、再質問をさせていただきます。

マイナンバーカードがないとできないシステムというわけではないですよね。それをちょっと、確認のためお聞かせいただきたいのと、これタッチパネルみたいなもの、何か機械的なものでやるのかどうかというのを、この2点だけお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

マイナンバーカードがなければできないとい

うようなシステムではございませんが、カードを読み込ませれば、早く手続ができるということと、議員がおっしゃるように、タッチパネル等で入力していくような形もできますし、職員が聞きながらタッチパネル入力する等、それはまだ今のところは、確定はしておりませんが、そのような流れでしたいと思います。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

続きまして、システムの利用につきまして、当然とは思われますが、これも1点確認させていただきたい点がございます。

このシステムは、当然ながら、今の庁舎のみの、一時的な利用でなく、今後、建設が予定されております新庁舎においても、もちろん継続的な利用が、可能だとは思いますが、念のため確認をさせてください。

また、このシステム導入によりまして、課内及びほかの課への案内もスムーズに行うことができるということですが、ほかの課の窓口で作成しなければならない書類については、今までどおり、個別に手書き記載等が必要になるのでしょうか。

例えば、必要な書類が、市民課窓口でこのシステムを利用することによって、ほとんどが作成されて、その書類を持って、ほかの課では、提出程度の手続ができるといったようなことは可能なかどうか。

これは、以前にお悔やみコーナーというものを題材に、届出や申請のワンストップ化につきまして、私が一般質問で行った経緯もございまして、各課にまたがる煩雑な手続を、できる限り分かりやすく、かつ簡素化するなど、今後のシステムの各課での連動というようなものが、拡張利用というものが可能なのか。

幾つか、質問が多くなりましたけれども、今現在、想定している範囲で結構でございますので、お聞かせを願います。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

今回、導入するシステムは、新庁舎においても、継続的に利用することを想定しております。

先ほど申し上げたとおり、手続数が多い申請書から対応できればと考えておりますので、市民課や他課においても、全ての申請書に対応できるわけではありません。

また、住所、氏名、生年月日等の基本事項の印字となるため、全く手書きが不要になるわけではなく、手書き量の削減を図るものでございます。

三木議員が、以前、質問されたお悔やみに関する手続につきましては、何種類かの申請書に同じ項目を何度も手書き記載する現状がありますので、このシステムを利用することにより、改善するものと思っております。

先ほどおっしゃられたような、市民課で全部の申請書を打ち出すという形ですが、選ぶベンダーによりまして、形は違ってまいります、そのような連携を取れるようなものとは思っております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

市民サービスの向上というところでは、非常に大きな役割を果たしていくんじゃないかなというふうに思いますので、できるだけ分かりやすく、市民の皆さんにも注視していただけるような取組をしていただければなというふうに思います。

それでは、最後の質問にまいります。

新型コロナウイルスについてでございます。

東京など、大都市部だけでなく、北海道など、気温が下がってきた地域などでも、感染が広がるなど、感染拡大のペースが速くなっているのは、皆様も御承知のとおりだと思います。

この感染の第3波とも言われる中で、高知県下におきましても、ここ数日間、2桁台の感染者がずっと確認されている状態で、非常に感染が拡大してきているなというふうに承知しておるわけではございますが、この感染経路が不明といったケースも多くなってきておりますので、今後の、年末年始におきまして、この帰省シーズンで交流人口が増えるこの時期に、特に拡大防止の呼びかけはもちろんなんですが、市内においての感染やクラスター発生ということも、当然今後、想定していかなければならないというふうに思います。

そこで、年末年始の新型コロナウイルス感染症対策本部の対応につきまして、どのような体制を取るのか、確認を含めてお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） コロナ対策についての御質問でございます。

本当に市民はじめ、皆さん方が一番、今、気になるところ、注目していることだというふうに感じておるところでもございます。

現在、高知県において、新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりまして、宿毛市でも感染が確認をされているところでございます。

その状況を踏まえまして、市民への感染拡大防止の呼びかけといたしまして、12月11日から、基本的な感染対策の徹底等につきまして、防災アプリ及びホームページでの広報を行っているところでございます。

なお、感染状況が日々変化しておりますので、県内及び市内の感染状況に応じて、県と連携しながら、市民への広報は、今後も適宜行ってま

いりたい、そのように考えているところでございます。

次に、年末年始の長期休暇の期間における対応及び体制につきましては、感染者の情報は幡多福祉保健所管内で感染が確認された場合には、休日でありましても、保健所より担当課長へ連絡が入る、そういった体制となっております、その後の対応につきましても、平日の対応と同様に、宿毛市新型コロナウイルス感染症対策本部会、または幹事会を、適宜開催をいたしまして、状況に応じた対応協議を行い、市民への広報、または職員への注意喚起などを行っておりますので、年末年始におきましても、状況に応じた対策を行ってまいります。

昨日も一昨日も開いたところでもございます。

そういった中で、また市民対応といたしましては、夜間及び休日の電話等の対応を行っている宿直及び日直者に対しまして、緊急対応が必要な場合には、担当課長へ連絡が取れる、そういった体制となっておりますので、そのような場合でもございまして、状況に応じた対策が取れるよう、庁内の体制は整えているところでございます。

新しい生活様式という名の下で、本当に市民の皆様方には感染予防対策という形の中で、ある意味、窮屈な生活を、毎日取っていただいているところでございます。

どういったことが、感染予防に資するのかということ、かなり市民の方々も御理解いただいているというふうに思っているところでございますが、さらに、しっかりと広報、周知していきたいというふうに思っています。

一つには、県のほうもいっていますが、会食時におきまして、マスク着用、マスク会食ですね。食べる時以外はマスクをしてお話をしながら、会食をしていただく。このことが今、本当に求められているなというふうに感じている

ところでございますし、もしも感染者がいた場合に、感染拡大を広げていかないためにも、一定の人数制限を取りながら、会食等を進めていく、そういった対策が必要だというふうに感じているところでございます。

県においても、4人までの会食ということで、現在、県民の皆様方をお願いをしている最中でございますので、宿毛市としても、同じような形で徹底してまいりたい、そのように感じているところでございます。

年末年始に向けて、移動量も増えてくると思います。くれぐれも市民の皆様方には、感染予防対策を徹底していただく中で、できるだけストレスのたまらない生活を営んでもらいたい、そのように感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） ありがとうございます。

コロナウイルスに関しては、安心したわけではございませんが、体制につきましては、安心をさせていただきました。

当初、春先に出ましたときには、緊急事態宣言等を出すなど、素早い対応であったのではないかと。一定、すぐに収束に向かうことができたように思いますので、特に年末年始におきましては、先ほど市長のほうからもあったように、交流人口が増えて、会食の機会なんかでどうしても増えてくる時期でもあります。

とはいうものの、飲食店の皆さんの側からすると、この部分に関しても、完全に停滞させてしまうわけにはいかない、非常に難しい、バランスのとり方が非常に難しい状況にはあると思います。

ただ、1位は感染拡大させないことであるというふうに思いますので、休日の間も、気持ちが悪くなることはないかとは思いますが、迅速な

対応をお願いしたいと思います。

また、もう1点だけ、成人式等も予定されております。当然のことながら、県外から帰ってくる、二十歳を迎えられる成人の方々いらっしゃいます。こういった部分もありますので、感染防止に努めていかなければならないと思うのと、またこういった一つの面で見ると、一生に一度の成人式でございますので、何か楽しい思い出をつくっていただきたいし、また宿毛に帰ってくるきっかけづくりに役立てていただければというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時30分 再開

○副議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） それでは、10番、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、初めに平成30年7月豪雨災害についてでございます。

令和元年第4回定例会で、平成30年7月豪雨災害について、一般質問をさせていただきました。

昨年の12月にお伺いしたときには、公共土木施設と農地農業用施設を合わせて37件、約7億3,000万円の工事を発注する必要があると。施工中を含めた進捗率は、件数ベースで約80%であるとの答弁をいただきましたが、現在の工事の進捗状況について、お伺いをしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、岡崎議

員の一般質問にお答えさせていただきます。

平成30年7月豪雨や、台風による災害復旧事業の応急工事を含めた全体の件数及び金額は、河川や市道の公共土木施設で145件、約24億8,000万円。農地農業用施設で37件、約3億9,000万円。林業施設で3件、約2,000万円、合計185件、約28億9,000万円となっております。

これまで、発災直後より応急工事として、河川や道路の土砂撤去等を行い、本格的な復旧工事は、平成31年1月下旬より順次発注を進め、12月10日現在、公共土木施設は145件のうち115件が完成し、11件が施工中。

農地農業用施設は、37件のうち36件が完成し、1件が施工中。林業施設は、3件とも完成しており、未発注件数は、公共土木施設の19件、約3億6,000万円となっております。

なお、施工中を含めた進捗率は、件数ベースで約90%となっております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、課長よりうる説明がございました。

件数ベースでいうと、今、約90%であるということですので、まだあと10%ほど工事が完了してないところがあるかと思えますけれども、その点に関しては、また後ほど、質問をさせていただきたいと思えます。

次に、入札の不調についてお伺いをいたしたいと思えます。

入札の不調の解消のために、標準工期に余裕期間を60日程度加算設定することにより、柔軟な工期の設定を通じて、発注者が建設資材や建設労働者などが確保できるよう、宿毛市余裕期間設定工事に関する事務取扱要領を制定したことや、市内業者での指名競争入札で不調が続いた工事については、市外業者を対象とした制限付一般競争入札ができるよう、制限付一般競

争入札の施工に関する要領を制定。

また、宿毛市が発注する建設工事の債権譲渡の承諾に関する取扱いなど、様々な取組をしていただいておりますが、まだまだ入札の不調が発生していると思えますけれども、市側の見解について、お伺いをいたしたいと思えます。

○副議長（川村三千代君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 副市長、10番、岡崎議員の質問にお答えをいたします。

平成30年7月豪雨以降、災害関連工事の発注量の増加に伴い、入札の不調が後を絶たない状況が続いております。

岡崎議員がお話いただきましたように、標準工期に最大60日程度の余裕期間を設けたり、あるいは市内業者での指名競争入札で不調続きの工事には、市外業者も対象とした制限付一般競争入札を採用したり、また地域建設業経営強化融資制度の適用など、様々な対策を講じてまいりました。

ただ、今のところ、平成31年1月から令和2年11月までの土木発注工事の入札不調率は、48.3%、業者の入札辞退率は81.7%と、依然高い状況が続いており、市としても、大変苦慮しているところでございます。

こういった状況の原因としましては、災害復旧における工事が一度に、大量に発注があったことであるとか、また県との工事も重なってしまったことがあったりとか、また業者側の技術者の問題であるとか、様々な要因があると思えます。

そういったことを解消のために、建設協会とも協議の場をもったりして、いろいろな情報交換もしております。

その中で、こういった制度改正につながったものもありますので、今後とも業者の問題点もしっかり把握する中で、いろいろな制度というか、改正の取組を進めてまいりたいと思ってお

ります。

また、いろいろな諸事情あると思いますし、業者様におかれましては、営利活動でありますので、いろいろな判断の中で、入札辞退等も続いているとは思いますが、ぜひとも地域の安全確保のために、受注に対して御協力をいただければというように思っているところでもございます。

以上です。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、副市長より答弁をいただきました。建設協会とも協議をしているということですので、再度、まだまだ入札不調が続いている状況ではあると思いますので、また建設協会なり、いろいろとところと協議しながら、不調をなくすことができるように、努力をしていっていただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、平成30年7月豪雨災害を受けて、激甚災害の指定がされました。災害復旧工事の工事期間は、災害年度を含めて3年以内で終わらせることが原則になっていると思います。

平成30年7月豪雨災害から、令和2年度で3年が経過をしますが、令和2年度中に全ての工事が完成するのか、お伺いをいたしましたと思います。

○副議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、御質問にお答えさせていただきます。

平成30年7月豪雨や、台風による災害復旧事業につきまして、公共土木施設は令和2年度の4月から、現在までに完成したものが16件、施工中が11件、未発注が19件という状況でございます。

施工中11件のうち8件は、年度内の完成を見込んでおります。災害発生から3年で復旧工

事が完成しない場合、次年度への繰越しが可能となっておりますので、残りの施工中3件と、未発注19件の合計22件につきましては、令和3年度への繰越し申請を行いたいと考えております。

なお、農地農業用施設につきましては、施工中の1件を今年度中の完成を目標に、取り組んでおります。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 次に、令和2年度中に全ての工事が完成しなかった場合に心配になるのが、補助率についてでございます。

先ほどの答弁の中で、次年度の繰越しができるということですが、令和3年度以降の補助率について、国の補助率が減額され、市の持ち出しが必要になるのか、その点お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度の国庫補助率について、率が下がり、新たに市の一般財源が必要になるのではないかとのお伺いですが、公共土木施設の国庫補助率は、令和2年度までと同率で、国庫補助率が下がり、市の持ち出しが必要になることはありません。

3年目である今年度中に再査定を行い、補助対象事業費が決定されますが、仮に復旧工事途中で増額が必要となった場合には、増額相当分は市の負担となります。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの課長の答弁で、市の持ち出しが要らないということだったので、安心しました。どうぞよろしくお伺いをいたしたいと思います。

次に、高台造成工事について、御質問をしま

まず、初めに現在の高台造成工事の進捗率について、お伺いをしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、岡崎議員の一般質問にお答えします。

進捗率についての御質問でございますけれども、11月末時点の進捗率で96%となっております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど、課長より、11月末時点の進捗率は96%であると答弁をいただきました。今回、工期が12月28日から令和3年1月22日まで、延長になった理由について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、先月末時点の進捗率は96%となっており、割合を見ますと、完成に近い進捗となっております。

残っている主な工事といたしましては、縁石、舗装工事がありますが、別発注している水道管や電気線の埋設、そして高知県が2月25日までの工期で発注している県道のかさ上げ工事と作業場所が重複しております。

関係者間で調整を行ってきましたが、工程調整が難しく、請負業者より1月22日までの工期延長願が提出されました。

延長願の理由は、正当なものでありますので、今回、工期延長したものです。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの課長の答弁で、完成に近い進捗率となっている。残っている工事については、縁石と舗装工事、別発注している水道管や電気線を埋設する工事、そして高知県が県道のかさ上げ工事と作業道が重複しているということでございます。

そこで1点、舗装工事についてお伺いしたいことがあります。今後、庁舎建設、保育園の建築をすることによって、多くの工事車両があるその道路を行き来すると思いますが、どのような舗装工事をするのか、その点お伺いをしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えいたします。

舗装工事につきましては、全体幅では10メートルで計画しておりまして、片側、アクセス道でいきますと、山手側に歩道がつくようになっております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） ありがとうございます。

次に、施工箇所が重複するために、今回、工期を延ばしたということですが、事前に工期が重なるのが分かっていたのではないかと。工事が重なる箇所についての事前の調整をすることができなかったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えいたします。

工事現場では、工程に応じて様々な調整事項がありまして、その都度対応していただきながら、工事を進めております。

今回の施工箇所の重複についても、現場では可能な限り、事前から調整を行っていただきましたが、12月28日の工期を見据える中では、現場の調整が困難であるということから、延長願が提出され、工期延長を行ったものであります。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの課長の答弁で、長期延長に関する、事前の調整をしたけれ

ども、なかなか12月28日に工期が間に合わないということで、延長されたということでございますので、その点は了解をいたしました。

次に、令和元年第4回の山戸議員の一般質問の市長答弁の中で、「開発許可の遅延や伐採木の受入先の調整、そして土砂運搬の工事内容の変更に伴う契約変更など、直接的に市に損害を及ぼしたものであるということではないが、未然に防ぐことは可能なトラブルではなかったかと反省しているところでございます。」と答弁をしております。

開発の遅延など、いろいろな面での調整不足、トラブルにより、工事を始める期間が当初の計画よりも短くなっていると思います。

その点を配慮して、早い段階での工期延長をすることができなかったのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えします。

もっと早く工期延長すべきではなかったのかという御質問でございます。

今回の高台造成工事は、近年まれに見る大規模工事で、工期も長く、また造成工事が完了次第、庁舎や保育園の建築工事に着手していく予定もあることから、早い段階での工期延長ではなく、請負業者とは工期短縮できる方法を協議しながら、工期内の速やかな工事完了を目指してきました。

工期中は長梅雨による作業の遅れや、のり面崩壊の対策工事の追加など、様々な調整要因があった中で、請負業者としても、できるだけ調整、そして工期の短縮に努めていただいておりますが、先ほど答弁いたしました理由により、このタイミングで工期延長を行ったものであります。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほど課長の答弁の

中で、工期中に長梅雨による作業の遅れや、のり面の崩壊など、いろいろな調整要因があったとのことでございます。

その面を含めまして、請負業者が一生懸命やっていたいて、ぎりぎりのところまで調整をしたけれども、12月28日には間に合わないから、ということで、今回、工期延長願が提出されたということでございますので、その点、了解をいたしました。

次に、宿毛市新庁舎建築工事に関しましては、令和2年11月16日に、一般競争入札の公告がされ、工期については、本契約の成立日から令和4年3月22日までになっています。

また、保育園の建築については、まだ報告はされていませんが、工期が令和4年3月末日になると思われます。

今回、工期を延長することにより、その後の庁舎の建築や、保育園の建築についての影響は出ないのか、その点お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えいたします。

高台造成工事の工期については、1月22日まで延長することといたしましたが、庁舎、保育園の建築スケジュールに影響はいたしません。

このことから、両施設については、予定どおり、来年度中の完成をめどに取り組んでまいります。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの課長の答弁で、この後の庁舎の建築や、保育園の建築については、特に影響が出ないということでございますので、安心をいたしました。

でも、庁舎の建築に関しましても、4階建てでありますし、保育園に関しては、平家建てでございますけれども、なかなか短い工期の中で、

4階建ての庁舎を造ったり、平家の保育園を造ったりということは、なかなか大変なことだと思います。

また、業者側にも、安全の面で十分に配慮していただきながら、きちんと工期内に建築ができるように、そのような指導もしていただきたいと思いますので、その点、よろしくお願いをいたします。

最後に、今回の工期の延長について、契約書や建設工事請負契約における設計変更ガイドラインに沿った、適切な変更であったのか、その点お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えいたします。

土木工事における工期については、天候など様々な事情によって影響を受けることが頻繁にございます。

そのようなことから、契約書の第22条に、受注者は関連工事の調整への協力など、受注者の責めに期することができない理由により、工期内に工事を完成することができない場合は、工期延長を請求することができ、発注者はその必要性を認める場合は、工期を延長しなければならないと規定されています。

また、高知県の建設工事請負契約における設計変更ガイドラインにおきましても、関連工事との調整で、工期延長が生じる場合は、この契約書第22条の規定に該当することが明記されておりまして、今回の工期延長については、適正なものであると考えております。

○副議長（川村三千代君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 先ほどの課長答弁で、ガイドラインに沿った、適切な変更であるということをご了解をいたしました。

1月22日まで、期間が約1か月ちょっとございますので、都市建設課大変ではございます

が、十分に安全面配慮しながら、高台造成工事について、御努力というか、御助力をしていただきたい、そのように思っていますので、よろしくお願いをいたします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時07分 再開

○副議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番堀 景君。

○2番（堀 景君） それでは、2番、堀の一般質問を始めさせていただきます。

1、観光振興策の水上飛行機について。

水上飛行機誘致計画の概要についてでございます。

まず、この11月4日、10日、11日に水上飛行機の着水と離水の検証飛行が、宿毛湾港で行われました。私は、3回ともフェリー岸壁や新港などで拝見させていただきました。

初めて見たときは、身近で飛行機、まして水上飛行機は見たことがなかったので、大変、興奮と感動を覚えました。

そこで、水上飛行機誘致計画の概要について、御説明をお願いいたします。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

水陸両用機活用可能性調査事業の委託先である株式会社せとうちSEAPLANESにつきましては、広島県の尾道市に本社を置き、そして平成28年8月より、日本で半世紀ぶりとなる水陸両用機による営業運航をスタートさせ、現在、水陸両用機3機を保有して、尾道市を拠点に、島根県松江市や、小豆島で遊覧飛行やチ

ャーター便などの運航を行っている、そういった企業でございます。

これまでの経過につきましては、平成29年8月に宿毛湾港の現地視察を、国土交通省四国運輸局の方々とともに行っていただき、その年の9月には、私自身が本社を訪問いたしまして、水陸両用機の状況、また宿毛湾港での就航について、四国運輸局の方々の同席の下で協議をさせていただいた、そういった経過でございます。

その協議の中で、水陸両用機の就航に当たっては、海域の静穏度（波の高さ）が一番重要であることから、宿毛湾港の防波堤完成後に協議を再開することとしていたところでございます。

そうした経過の中で、本年の防波堤の完成を待ちまして、株式会社せとうちSEAPLANESの宿毛湾港の現地確認を経た上で、活用可能性調査事業の実施に至った、そういった経過でございます。

活用可能性調査事業につきましては、11月上旬に検証飛行を行いまして、11月28日にデモフライトを行う予定としておりました。

デモフライト当日は、あいにくの強風でございまして、中止せざるを得ませんでした。今月末の26日、土曜日を実施日、そして27日、日曜日を予備日といたしまして、再度、実施する予定となっているところでございます。

このデモフライト終了後に、宿毛湾港の評価をはじめ、具体的な協議に入っていくこととなりますが、本事業につきましては、市民の方からも大変期待をしているなどのお声を寄せていただいているところでもございますので、実現に向けて協議を進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 11月28日のデモフライトのイベントが、風や波の影響で実施でき

ておらず、今月26日実施されるようですので、片島の浮棧橋に接岸するのを楽しみにしたいと思います。

検証の結果、運航となれば、通常の営業便のほか、災害時の物資運搬、救援なども、午前中の今城議員の質問で、企画課長より話がありましたが、そういった計画があると聞き、非常に期待するものであります。

将来、幡多地域の観光の柱になるような取組になればと思います。

イの、今後の計画については、今城議員が、活用方法と計画を質問されていまして、省略させていただきます。

2、福祉対策について。

ファミリーサポートセンターの開設について。

ファミリーサポートセンターの開設については、前回の定例会の中で、川田議員が一般質問され、ニーズ調査の結果、利用してみたいという保護者が少なく、近隣市町村の実績や、運営体制などの動向を見て、慎重な対応をしていきたいと、市長が話されていまして。

私が、今回もファミリーサポートを取り上げたのは、保護者自体、ファミリーサポートの認知度が低く、どのような事業なのか、理解できていないようであったことと、引っ越しされてきた保護者が、子供を預ける場所がないと、相談を受けたことであります。

さらに、市が積極的に取り組まないのであれば、自分たちで取り組もうとする団体の声を聞いたからです。

ファミリーサポートは、子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人を結び、少しの時間でも子供を預かってもらいたい、保育園などの送り迎えをお願いしたいなど、会員制であり、1時間600円から700円ほど支払って子供を預ける、有償のボランティアで運営する事業でありますので、地域において、助け合うとい

うことが理想だと思いますが、市として、支援などの協力体制はどのようになっているのか、お聞きします。

○副議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンターの事業の件についての御質問をいただきました。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、国及び県の交付金、交付対象事業となっております。実際、この事業を市が委託するようになった場合は、事業者の選定を行うことから始まります。

開設意向のある団体から相談があった場合、まずはその団体から聞き取りをしますので、ニーズの実態や、開設に至る経緯等をまとめた企画提案書を作成していただくこととなります。

その企画提案書をもって、制度内容に合致しているか、また実施可能かどうかを判断させていただきます。

その中で、市として、この事業が必要という判断に至った場合、事業者の選定・委託となります。委託させていただく事業者には、提供会員及び依頼会員の募集や登録、研修の実施や広報、センター運営に関する業務を遂行していただくこととなり、市としては、その都度、必要な助言や指導、国や県への補助金申請等の支援や協力をさせていただきます。

開設意向のある団体の代表者の方々がいらっしゃいましたら、まず福祉事務所のほうへ相談に来ていただきたいので、御連絡をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（川村三千代君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 通告の聞き取りのときに、私の勉強不足から、所長はじめ、長時間、担当者が話をしていただき、自分も非常に勉強にもなりましたし、本当に御説明いただき、あ

りがとうございました。

団体に向けての支援とか協力体制も、しっかり行う、できているという話を聞き、安心し、育児を頑張る人を応援していきたいと思います。それでは、3、防災対策について。

（1）高砂区市道桜町藻津線から与市明川を横断する道路整備について。

高砂区市道桜町藻津線から与市明川を横断する道路整備についてですが、委員会で、新庁舎の造成地を視察させてもらったときに、高砂から真つすぐ伸びる大きな道路は、新庁舎へのアクセス道路として、防災上からも非常に重要であると考えました。現在の計画は、どのような状況であるのか、お伺いいたします。

○副議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この道路整備につきましては、平成30年12月議会で、山上議員からの質問にも答弁しているとおりでございますが、小深浦錦地区高台の市道高台1号線と接続することで、高砂方面から新庁舎へ、直接アクセスが可能となる道路でありまして、津波からの避難道路としても、活用が大変期待される、そういった路線になると考えているところでございます。

現在、本市が事業実施している主な道路事業等としましては、市道新田1号線の廻角橋の架け替え工事、市道藻津4号線改良工事、そして錦地区の内水対策事業などがあり、その後、市道大島北線の大島橋改修事業にも着手する計画となっております。このことについては、議会のほうにも御説明をさせていただいているところでございます。

複数の事業を実施しているところではあります。当該道路につきましては、平成30年に高砂地区から市議会へ提出された請願が採択されておりまして、本市にとって、大変重要な

道路であると、共に認識をしています。

引き続き、関係機関と連携しながら、早期事業着手に向け、検討を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（川村三千代君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 市長より早期事業着手に向け、進めたいという話がありました。ぜひよろしくお願いいたします。

2、廻角橋の改良工事についてであります。市道新田1号線の廻角橋について、昨年、工事の重機が、工事途中で撤収していた状況もあったようですが、これを見ていた市民から、どうしたのかという話もいただいたので、進捗状況をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（川田和徳君） 土木課長、御質問にお答えさせていただきます。

市道新田1号線は、駅前町と四季の丘を結び、通勤、通学などの交通量が比較的多い路線でございますが、与市明川にかかる廻角橋は、自動車1台分程度の幅員しかなく、橋長も短いため、与市明川河川改修計画に沿った河川断面が確保できておらず、周辺の冠水被害の一因にもなっているところでございます。

このようなボトルネックを解消するため、現在、社会資本整備総合交付金を活用しながら、廻角橋架け替えを含む道路改良事業を進めています。

市道新田1号線道路事業につきましては、これまでに用地買収、建物補償、農業用ポンプ移設、工損調査を行っており、昨年度に新たな橋梁の下部工事を発注しましたが、川床下に予期せぬ埋設物が存在し、くい基礎の施工ができないことが判明したため、一旦工事を中止としました。

その後、修正設計を行い、今年度に再度、橋梁下部工事の発注を行っております。

引き続き、令和3年度完成を目指して、橋梁上部工、取合道路改良、旧橋撤去などの工事を実施したいと考えております。

○副議長（川村三千代君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 廻角橋については、令和3年度完成を目指すということで、確認いたしました。よろしくお願いいたします。

4、教育対策（スポーツ振興対策）についてであります。

オリンピック聖火展示及び聖火リレーについてであります。今年度開催予定となっていたオリンピックが、来年度開催されるに当たり、オリンピックのシンボルである聖火につきましては、新聞報道によると、本市においても2月末頃、聖火展示が行われ、4月には、昨年実施できなかった聖火リレーが実施されるとお聞きしています。

昨年の12月議会でも、同じ時期に同じ質問をさせていただきましたが、昨年はシークレットな部分が多く、公表できない状況でありました。現在も主催者と関係者で実施に向けた調整がなされていると思いますが、公表できる範囲で、概要についてお聞きしたいと思います。

○副議長（川村三千代君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（岡本武君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。オリンピックのシンボルでございます聖火に係る本市事業の御質問について、お答えさせていただきます。

まず、東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が主催となり、本年3月26日に福島県をスタートし、7月24日の東京まで、全国47都道府県で1

21日間をかけて実施されることとなっておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、開会の延期が3月24日に決定され、聖火リレーは1日前倒しされたスケジュールで1年の延期となりました。

本市における聖火リレーは、来年の4月19日、月曜日に実施される予定となっております、聖火ランナーの変更はなく、リレールートについても、予定されていた林邸前の広小路をスタートし、本町、幸町、新田、高砂を通り、海風公園がゴールとなる、西へ直進するコースとなっております。

また、その日の最終聖火ランナーのゴール地点では、聖火到着を祝うセレモニー、いわゆるセレブレーションイベントが実施されることとなっております。

次に、オリンピック聖火の展示について、申し上げます。

聖火展示につきましては、オリンピック聖火を活用した地方創生事業といたしまして、11月から3月までの期間、全国14道府県で実施され、高知県では令和3年2月26日から3月2日の5日間、宿毛市、三原村、高知市、馬路村、土佐町の5市町村で実施予定であることが、総務省より公表をされております。

展示日時や展示会場等の詳細な情報は、関係機関と協議調整中となっておりますので、決定いたしましたら公表させていただきたいと考えております。

今後とも関係機関としっかり連携を図りながら、本市事業を実施させていただき、大会と本市を盛り上げてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○副議長（川村三千代君） 2番堀 景君。

○2番（堀 景君） 市民もどのような形で開催されるのか、非常に期待しているところと思います。

コロナが収束し、オリンピック聖火展示や、聖火リレーなど、イベントが無事とり行われることを願い、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（川村三千代君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（川村三千代君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時30分 延会

令和2年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和2年12月15日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三 千 代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	中山 佳久 君
環境課長	山戸 達朗 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川田 和徳 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
農業委員会 事務局長心得	小松 憲司 君
選挙管理委員会 事務局長補佐	埜々下 哲広 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） おはようございます。

今回、私は、さきの9月議会で成立した、現在進行中の事業である宿毛市マイナンバーカード普及促進事業関連の質問から始めて、その規定というか、根幹となっているマイナンバー制度そのものに関する質問という形で、この一般質問を進めたいと考えています。

何分にも、私自身、アナログ人間であって、その昔、情報技術革命を意味するIT革命という言葉のITを、イツと呼んで、天下の笑い物になった総理大臣がいましたが、地位肩書こそ大違いとはいっても、関連知識の程度では、私と遜色なしか、さらにまだその下と自認するレベルでしかないため、質問が現状に合わなかったり、とんちんかんなものになったりするかもしれません。

また、質問の内容自体、昨日、三木議員の質問と重複したり、広報などで市民向けに伝えてある古い事項の蒸し返しになる部分もあろうかと思いますが、どうかよろしくとお願い申し上げて、質問に入ります。

宿毛市マイナンバーカード普及促進事業は、先ほど申し上げましたが、去る9月議会において可決成立した事業で、マイナンバーカードの取得者に対して、一律1万円の地域振興券を配付するものであり、令和3年2月末日、あと2か月半程度で終了予定の事業となっております。

その事業規模は、市民1万4,000人分の地域振興券代金として、1億4,000万円、それを含めて総額1億6,307万9,000

円。財源は国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

そこで質問というか、一種の確認ということになりますが、市として、何を目的に市民へのマイナンバーカードの普及促進を企画し、このような事業に踏み切ったのか、市民へのさらなる広報の意味を含めて、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスの発現に伴う新しい生活様式を実現するために、非接触型行政手続の基盤となるマイナンバーカードの一層の普及促進を図ることを目的としているところでございます。

また、カード取得者に対するインセンティブといたしまして、地域振興券1万円分を配付することによりまして、カードの普及促進を図るとともに、地域経済の活性化を図っていかうというものでございます。

議員御承知のとおり、このマイナンバーカード、これからいろいろなことに使っていこうということで、国を挙げて進めている施策でもございます。

また、そういった形の中で、現在、非常に地域経済疲弊している中で、インセンティブとしてお配りをさせていただいた振興券によって、地域の経済を潤そう、そういった取組でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいま市長、このカード、いろんな使い道があるんだというお話でしたけれども、基本的な質問となるわけですが、このカードを含めて、マイナンバーの提示が必要なケース、行政手続にはどのような項目事項

があるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） おはようございます。市民課長、9番、山戸議員の一般質問にお答えいたします。

マイナンバー制度は、このマイナンバーを使って、税務署などの国の機関や、地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人の様々な情報を、同一人の情報かどうか確認する社会基盤です。マイナンバーを活用できる業務は、社会保障、税、災害対策の3分野となっており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、及び各市町村の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に定められた業務に限定されております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 宿毛市における、関連する項目というのは、市のホームページでお伺いする限りでは、マイナンバー保護評価して掲げられている項目で19項目、住民基本台帳関連、税、福祉、保険等と、なかなか多岐にわたっている、という印象を受けました。

マイナンバーカードによる身分証明書としての活用や、来年3月からの健康保険証、さらには将来的な運転免許証とのひもづけなど、多方面での用途とは別途に、9月議会で成立した普及促進事業では、非接触型行政手続という文言が強調されているように思うのですが、この非接触型行政手続とは、具体的にどういう形になるのか。カードを取得していないで、ナンバーだけを提示する場合とでは、どのような違いが具体的に生じて、カード取得することによって、利便性や敏速性がどれだけ向上するのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

将来的な非接触型行政手続としては、オンライン申請など、行政手続の電子化が今後進められていくものです。

この手続の電子化を進める上で、安全で確実な本人確認手段が必要となります。

マイナンバーカードは写真つきであることから、対面の本人確認書類にも使用できますが、電子証明書が格納されるカードであるため、電子的な本人確認にも使用できます。

マイナンバーを提示するだけでは、電子的な本人確認書類としては使用できないため、これからの非接触型行政手続を進めていく上での基盤となるマイナンバーカードの普及を、現在、進めているところです。

9月議会で議案を議決していただいたコンビニ交付サービスも、非接触型行政手続の一つであります。コンビニエンスストアのマルチコピー機で、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いて、住民票や印鑑登録証明書を交付するサービスを、宿毛市でも今年度中に開始する予定となっております。

コンビニ交付サービスの実施により、お住まいの市町村以外のコンビニでも、市役所の開庁時間以外でも、住民票等の証明書を取得することが可能となり、市民の方々の利便性や敏速性の向上につながるものと思っております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ただいまの御答弁では、この非接触型というのは、あくまでもオンライン申請、つまり市役所や支所の窓口での話とは別物ということのようです。

そうすると、市民の方から言うならば、マイナンバーカードは取得した。こっちの準備はできました。そうになると、気にかかるのは、行政側、つまり市の体制ということになります。先ほど御答弁いただいた、マイナンバーカードの

メリットが、コンビニや、あるいはオンラインという外部での手続だけではなく、市役所や支所の窓口においても生かせるようにするためには、役所側に新たなシステムの回線なり、導入なりが不可欠になってくるのではないのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

マイナンバーカードのメリットを生かせる事業としては、先ほど御説明したコンビニ交付サービスを今年度中に稼働予定ですが、現段階では、窓口においてカードを利用するシステムはございません。

今後は、11月臨時議会で議決いただきました書かない窓口整備事業により、マイナンバーカードを活用した申請書作成を支援するシステムの導入を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） マイナンバーカードに関しては、それぞれの通知カードが届いてすぐに取得した人とか、今回の事業が始まる前の時点で、既に取得していた方々がいます。

こういう方々は、これまでどういう形でカードを利用されていたのか。

確かに写真がついている関係で、身分証明書としては有効でも、結局、カードなしの方々と同様に、紙の申請書にあれこれ書き込まなくてはならなかったのでしょうか。カードをとっても、そういう何の役にも立たないという、窓口で何の役に立たないという、そういうことだったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

山戸議員がおっしゃるように、マイナンバーカードを対面での本人確認書類として活用されている方もおられると思います。

ほかに、税の申告等をオンラインで行うe-Taxや、先日ありました特別定額給付金のオンライン申請、このようなことにマイナンバーカードの電子証明書を活用されている方もおられると思います。

市役所の窓口においては、マイナンバーカードを持っている方でも、カードを持っていない方も同様に、申請書に記入いただくことで手続を行っているところです。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） そこが分からないところなんですよ。市役所の窓口まで来たら、結局、今までと同様に、申請書にあれこれ書かなくてはならない。しかも、そのあれこれの内容といったら、本来の目的である、欲しい証明などの内容の分は丸で囲んだりチェックしたりで済むのに、長々と住所氏名を、場合によっては2度も、ひょっとして3度というのがあるのかもしれませんが、書かなくてはならない。

コンビニの端末でできるのなら、役所の窓口でもできそうなものでしょう。カードを使えば。

これは全くの素人考えなのかもしれませんが、非接触とか、書かない窓口とかいうのなら、マイナンバーカードの読み取りを行う装置と、役所のパソコンを連動させたシステムを採用すれば済むことなのではないか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

山戸議員がおっしゃるように、マイナンバーカードを活用して、システム連携により、手続が行われるようになることは、今後、目指すべき形だと思っております。

今回は、新しい生活様式の実現のためということで、書かない窓口システムの導入により、申請書や転入転出などの住民異動届の記載量を

削減し、市民の方々の利便性の向上と、窓口での滞在時間の短縮を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 11月の臨時議会で、書かない窓口整備事業1,727万円の採択に、私も賛成した経緯があります。

この事業について、新規事業調査票に記載されてあった内容、ICT、つまり情報通信技術を活用した業務改革を行うとか、システム使用料、ハードウェア保守料が、今後、継続的に発生するという説明から、カードがあれば申請時の記入については、基本的な部分、窓口での読み取りでカバーされるものと判断した。そういうわけですが、さてこの整備事業、どこまでカバーされるのか。

先ほど御答弁いただいた行政手続のどの範囲までカバーされることになるのか。三木議員の昨日の質問と重複しますが、市の手続は、これから追加されるかもしれない項目も含めて、全て今回の整備事業でカバーされるとしたものなのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

書かない窓口整備事業においては、非接触型行政手続に直接的につながるわけではありませんが、申請書や届出書に同じ項目を何度も手書き記載する現状を改善することにより、来庁者のサービス向上と、滞在時間の短縮を図り、密集・密接にならない窓口を目指しております。

現段階では、住民異動届や、市民課、税務課における各種証明書の申請書について、対応することを考えております。

住民異動に伴う申請書についても、手続数が多い申請書から対応できればと思っております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） この点、どうか紙きれ上の書き込む枠の数の減少などという小手先のレベルにとどまることなく、ICT活用の名に恥じない改編をと、御期待申し上げます。

話は変わりますが、この9月議会で提出した、マイナンバーカード普及促進事業は、現在、進行中の事業であり、その総括、総合評価には、まだまだ程遠い段階にあるのですが、昨日の三木議員の質問の重複になると思いますけれども、現時点でのカード申請者の数と、市民全体に占める比率はどうなっているのか。

また、これまでの期間で、事業開始以前と比べて、どの程度の上昇が見られるのか、事業実施による成果について、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

まず、上昇率ということですが、平成28年1月から、マイナンバーカードの交付を開始し、3年3か月後の平成31年4月の交付率が6.7%でしたが、令和2年4月は9.4%、令和2年9月が13.5%と、徐々に増加してまいりました。

事業開始後の申請率といたしましては、振興券送付ベースで、令和2年12月11日発送分で9,160通、46.0%と、令和2年9月の交付率と比較し、3.4倍の申請をいただいております。

国が実施するマイナポイント事業や、今後予定されている健康保険証利用も、申請増加の理由にあるとは思いますが、地域振興券によるインセンティブの効果が大きいと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 私個人としましても、今回、マイナンバーカードを取得しましたし、地域振興券も11月頭の時点で既に受け取って

います。

9月議会終了後、事業の説明というか、カードの取得と地域振興券について、極力、市民に紹介するよう努めてきたつもりではあるのですが、今お聞きしたこの現状での数値をどのように考えればいいのか。

もちろん、事業ははまだ進行中であることと、去る11月27日には、マイナンバーカード未取得者8,000万人に申請書を発送するよう、総務省が決定し、令和4年度末までには、ほぼ全ての国民に行き渡るようにする計画だという発表がなされた。

そういう政府側の動きによって、今後、多少なりとも増加が予想されるのではないかというものの、市民の70%の取得を掲げてスタートしたこの事業の現状を、市長としてどのように評価、認識されているのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

交付率の70%を、この事業、目標として現在、取り組んでいるところでございます。

そういった状況の中で、現在、申請率では50%に間もなく届こうとしているところでございます。

地域振興券というインセンティブに加えまして、市民の皆さんのマイナンバーカードへの関心の高さのおかげで、このような大勢の方の申請につながったというふうに思っているところでございます。

残すところ、あと1か月の受付期間となっておりますので、まだ申請をされていない方は、ぜひこの機会に申請をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

1月15日までに申請をしていただきますと、現在、1万円分の地域振興券がもらえるという

ことになっておりますので、どうかよろしくお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

やはり宿毛市として、マイナンバーカードをしっかりと使っていくためには、市民の大多数の方々が所有されているというのが前提になると思います。

そこを一つの基準としますと、半数以上、50%以上の方が取得しているというのが、一つの大きな目安になるかと思っておりますので、この50%に間もなく届くというのは、非常に大きな成果であったというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 50%に間もなく届こうとしている。あとどれだけ伸ばしていけるかということが課題になってくると思うのですけれども、いまだにこの事業について知らない。つまり、マイナンバーカードを作れば、行政手続が簡略化される部分がある上に、有効使用期限が2月末までの期間限定とはいえ、1万円の地域振興券が配布されるということを知らない市民がいるかもしれない。

それについては、市長をはじめとする執行部職員のみならず、私たち議員も、議案を通した一方の主体者として、関係する市民への周知に努めるべきであり、より一層の広報活動を行っていくべきであると、私は考えますし、市民のロコミにも大きな期待を持っています。

しかし、そういった日陰に入ってしまったという、市の姿勢が伝わらない、あるいは伝わりにくい状況にある方々とは別に、事業の存在について知っていながらも、それに対応できない方々、いうならば排除されているか、あるいは排除に近い形にある方々と、自ら自覚した上で避けようとする方々、つまり、忌避する方々が

かなりな比率で存在していることも確かです。

この事業の推進による成果につながっていきがたい、この2種類の方々。排除されている方々と、自分から忌避する方々、それぞれ別個、個別の立場に立っておられるのですが、これらの方々に関してお尋ねしたいと思います。

まずは、私が先ほど、排除されていると表現した方々。つまり、マイナンバーカードを作りたいと思っても作れない方々について、お尋ねいたします。

マイナンバーカードの申請には、郵送で行うにしろ、パソコンやスマートフォンで行うにしろ、あるいは直接、窓口で行うにしろ、どうしても最低1回、本人確認のための出頭が必要になってきます。実は、このことがネックとなって、結果的にカードの取得から排除された形となる方々が発生します。それは、寝たきりだとか、何らかの形で行動が不自由で、外出が不可能な方々。事情は様々、個人差があるとはいえ、市役所の庁舎まで出頭できない方々、このような方々の存在をどのように認識し、どのように対応しようとお考えなのか。

今回の地域振興券と絡めて、本人、あるいはその御家族などの近縁の方々が、この機会にカードの取得をと望んでも果たせずにいる、そういう例が私の耳にも届いています。

その点、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

山戸議員がおっしゃるように、マイナンバーカードは本人確認書類となるカードであることから、職員が対面で御本人確認をするため、市役所においていただくことが原則となっております。

例外は、病気、身体的な障害等、やむを得ない理由により、交付申請者が窓口に来ることが困難なときに限定されており、その場合も、本

人が来ることが困難であることを証明する資料と、運転経歴証明書や、障害者手帳等、写真付本人確認書類と、交付するマイナンバーカードの写真を照合する必要があります。

市民課の窓口においては、市役所の駐車場までおいでることができる方々には、車まで職員が出向き、本人確認を行うなど、限られた人員で、できる範囲での対応を行っているところです。

御本人を確認せず、本人確認書類となるマイナンバーカードを交付することは、現在の通知カード及び個人番号の交付等に関する事務処理要領において認められておりません。

今後、マイナンバーカードの取得を進めていくに当たり、国の動向に変更がありましたら、それに伴い、対応できる事例も増えてくるかと考えます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） カードの本当の重要性和、行政側の本気の度合いが問われるところというわけですけれども、この点については、これ以上は言いません。

次に、先ほど申し上げました2例目、自分から忌避しようとする方々について、お尋ねしたいと思います。

実は、このように、自分から避けようとする方々には、私の経験からいえば、大別して2種類の方々があります。

その一つは、マイナンバー制度そのものに批判的で、警戒心を抱く方々。そうして、さらにもう一つは、マイナンバーやカード以前に、自分自身も高齢で、今さら役所まで行くこと自体、おっくうだし、振興券をもらっても、店まで出ていく気力も、その必要もない。

高齢であることと、それに伴う市役所までの交通手段、さらには限定された生活圏での低い消費性向とが重なって、カード取得を拒否し、

地域振興券への興味を示さない方々、このような高齢を理由にした消極的な方々、結構おられるんです。

どのようにお考えなのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

山戸議員のおっしゃるように、高齢の方の中には、暗証番号の設定等も煩わしいと言われる方も多くいらっしゃいまして、そこは認識しているところでございます。

安全にマイナンバーカードを使用するためには、どうしても暗証番号が不可欠であるため、これはもう仕方がないことではないかと思いますが、現状では、マイナンバーカードの取得は、強制ではないのですが、カードについて、今後ますます広報するということや、利用できる手続を増やして、カードを使う場面を拡大することで、取得の促進を図る必要があると考えております。

ちなみに、今回、直接、窓口に、高齢の方がたくさんいらしてくださって、高齢の方でも関心のある方は来てくださるのかなという思いはあります。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） これからの質問は、これまでの宿毛市マイナンバーカード普及促進事業とは離れて、冒頭に申し上げました、マイナンバー制度そのものの根幹に関わる内容となってくる点、御了解いただきたいと思います。

私は、マイナンバーカードを作るなら、地域振興券が配布される今がチャンスかもしれませんよ。至るところ、手あたり次第に、と言っても、たかがしれた話でしょうけれども、今回の事業のことを紹介するよう、心がけてきたわけですが、別段、統計をとったわけでもないにしても、相当高い確率で拒否反応というか、全く歯

牙にもかけないばかりか、中には振興券の1万円で俺の個人情報を売れというのかと、露骨に嫌悪な反応を示すなど、カードそのものもさることながら、マイナンバーという名の背番号制度そのものに対する嫌悪や不信感を述べられる方々がありました。

これからは、このようなマイナンバー制度そのものに対して、疑念を抱いたり反発したりする意見の例を引きながら、質問を行いたいと思います。

ひょっとすると、既に広報などで紹介済みの事柄の再確認になってしまう面があるかもしれませんが、どうかよろしく願いいたします。

まずは、マイナンバー制度によって、一体何が起こるのか。そうして、市民が危惧し、心配している点は、一体何なのか。

まず、第一は、お隣の国、中国です。

高度に進んだ情報化社会である上に、一党独裁、全ての個人情報が支配体制に集約、把握される中で、プライバシーも何もあったものではない。情報技術を駆使する形で、監視機能が行き渡り、人権弾圧の道具としても、重要な役割を果たしている、こういった内容の報道に触れるにつけ、情報技術と、それを扱い、操作する存在への警戒心や嫌悪感が、これでもか、これでもかとかき立てられて、意識の中に取り込まれているわけです。

反面、今や情報化の時代、ばらばらの個人情報を一元化し、効率よく管理活用することによる利便性と敏速性が追及される社会へと、世界は変貌してきている。

買物にしても、匿名性の高い現金よりも、名前抜きでは成り立たないカードやスマホでの決済が、先進諸国での標準となっている。

インターネットによるビッグデータの活用が、市民それぞれの生活に大きな相違をもたらしかねない、そんな中で、政府はマイナ

ンバー制度の徹底と活用を進めようとしているわけでは、

市民によっては、全ての個人情報が入所に集中、集約されることによって、個人の生活そのものが丸裸にされる形で、国家に握られ、監視されることになってしまうのではないかと、お、お、怖いと、そういうことになるわけでは、

俺はその手には乗らないぞ。私は、どこのお医者にかかっているんだとか、貯金がいくらしかないんだとか、それこそパソコン一つで、誰とも分からない役所の姉さんに見られてしまうようになるかと思ったら、もうそれだけで、ぞっとすると。

マイナンバーカードなんか、思っただけでも鳥肌が立つ。これは、私が直接聞いた意見です。

私の見るところでは、マイナンバー制度について、このようなマイナスイメージを持つ原因として、3つの要素が挙げられるような気がします。

まず、その第一は、マイナンバーによって関連づけされる個人情報の全てが入所に集積されて、一元的に管理監視され、アクセスされることになるのではないだろうかという不安。

最近の報道ですが、11月27日の時点では、政府は、マイナンバーへの金融機関口座のひもつけ義務を見送ったと、このような発表がなされました。

それ見たことかと。政府は、国民の貯金の中身まで、マイナンバーを利用してのぞこうとする、そういう姿勢が丸見えではないかと、大きな嫌悪感というか、恐怖感というか、市民の反発につながるものとなっているわけでは、

この点に関して、現状、どのようになっているのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） おはようございます。副市長、9番、山戸議員の御質問にお答えいた

します。

マイナンバー制度下における個人情報の取扱いについては、それぞれの機関が保有をしております情報を、特定の機関に集約する一元管理の方法はとられておりません。

情報はそれぞれの機関が保有し、ほかの機関の情報を必要とする場合に、その都度、情報のやり取りを行う分散管理の方法がとられております。

そのため、マイナンバーが他者に知られても、そのマイナンバーにひもづくあらゆる情報が一度に漏えいするという事はございません。

また、マイナポータルという、政府が運営するオンラインサービスサイトにおいて、自分のマイナンバーにひもづく情報を、各機関がどのような手続に利用したかを確認することができる仕組みが設けられております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 法律などというのは、必要に応じて変わっていくために、いつ、どこまで分散管理が行われるのか。一元管理に移行しないという保証はないとするまでも、現行では分散管理を採用しているという点。

それと、行政機関が自分のナンバーをどのように使ったか、確認できるという点、了解いたしました。

1番目の不安が、情報のストックされる形態。つまり、一つの倉庫に全て集めることになるのか、それぞれの分野別に、複数の倉庫に分散して置かれるのかという問題であったのに対して、2番目は、その倉庫に出入りする管理者というか、取扱者の問題です。自分の持分だけならまだしも、ほかの分野の倉庫にまで、パソコン一つで侵入し、特定の個人に関する情報をのぞき見したり、集めたりする。職権の範囲を超えた情報の集積や、閲覧も可能なのではないのか。

そういった点での、担当者による漏えいを含めた情報管理の逸脱は、どのようにして防ぐことになるのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 山戸議員の質問にお答えをいたします。

宿毛市情報セキュリティ対策基準において、情報漏えい等の事故を起こした職員等、及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とすることを定めております。

また、宿毛市個人情報保護条例においては、正当な理由なく個人情報を提供した場合は、2年以下の懲役、または100万円以下の罰金。事故もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金。そして、職権を乱用して、職務の用以外の目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処すと定めております。

このような複数の罰則規定に加えて、職員が情報システムをいつ、どのような処理で、どの情報を取得しているか、記録していることを、庁内の情報セキュリティ研修等で周知することにより、担当者による情報漏えいを含めた情報管理の逸脱の抑止としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 不特定多数に情報をばらまくほうが、特定の人間の利益を図るよりも重く罰せられる。まさしく情報化社会の特徴を捉えたものであるとして、了解しました。

次に、心配されることの第3は、システムそのものへの部外者による不正なアクセス、攻撃

への不安です。

インターネットを使った犯罪、ありとあらゆる手口が、次から次へと出てくる中で、個人の名前や住所などの名簿が盗まれたり、口座番号やカード情報の漏えいによって、預金が不法に引き出されたなどという話は、全く枚挙にいとまのないことで、日本社会のIT化が進行しない原因の最大の要因は、先ほど述べた監視社会の行動と、この連日のように伝えられる維持システムのもろさに対する不信感があると言っても過言ではないと、私は思います。

最近では、パソコンの中身そのものを暗号化して、解読できない状態にし、復活させてほしいければ、それ相応の身の代金を支払え。さもなければ、中にある文書全てを、ネット上に公開するぞ、などというランサムウェアという手口が目を引くようになっています。

市民が気になり、不安に思っているもう1点、この部外者による情報漏えいや侵入の問題について、市役所の電算システムの防護は、これは何もマイナンバーに限ったことではありませんが、一体、どのようになされているのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） おはようございます。企画課長、9番、山戸議員の一般質問にお答えいたします。

山戸議員の危惧されるとおり、ランサムウェアなどの被害も急激に拡大もしております、日々進化する、様々な脅威への対策は必須となっておりますが、この感染経路につきましては、主にインターネットを経由しての感染や、メールからの感染が原因となります。

宿毛市の電算システムは、インターネット回線とは別の独立した回線を使用しており、外部のインターネットから接続が行えず、部外者がインターネットを介して侵入することができな

いようになっています。

また、部外者が庁内のパソコンへ直接、悪意のあるソフトウェアを持ち込みしようとしても、パソコンの立ち上げの際には、指静脈による認証が必要であることや、データを持ち込みしようとしても、ID及びパスワードが分からなければ、持ち込みが行えない、制御ソフトを導入していること。ウイルス対策ソフトによる窓際対策を実施しているなど、多重のセキュリティーを展開することにより、対策を行っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） セキュリティーには万全の体制がとられている。そうした中、仮に、もしもの話として、そのセキュリティー体制が破られて、例えば先ほど引用したランサムウェアなどの被害が発生するような事態に陥った場合には、その電算システムの担当会社との契約上、どのような対応がなされることになっているのか、危機管理という面でお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田 厚君） 企画課長、山戸議員の質問にお答えいたします。

契約上、個人情報の取扱いにつきましては、保管場所や保管方法の指定、個人情報を持ち出す場合には、暗号化するなどの取組を行っております。

この契約上の違反、また契約上の義務の履行を怠ったことにより、被害が発生した場合には、損害の賠償を行うことを定めておりますが、これは契約会社側に過失があった場合となります。

ランサムウェアのような悪意のあるソフトウェアの進化により、想定した形で個人情報の漏えい等の被害が発生した場合は、契約会社側に過失があるとは言えませんので、当該事項に係る個人情報の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により、速やかに報告し、双方協議の

上、可能な限り、当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めてことと定めております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 最後に、またマイナンバーカードに戻ります。

カード取得に二の足を踏まれる方々の中には、有効期間や暗証番号の書換えやら、全く使わないでいても、先々必要になってくる変更の手続をうるさがる例があります。

先のコロナ対策で、国が行った特別給付金の申請に際しても、マイナンバーカードとインターネットによる申請が混乱した原因の大きな理由に、振込先の銀行口座がひもつけされていないことに伴う確認作業に、多大な時間を要したことと、このパスワードの書換え忘れによる無効化の問題があるように聞いたのですが、今後、このカード自体の有効期限や、パスワードの書換えに関して、市として、どのような便宜を図っていくことになるのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

現段階においては、電子証明書の更新や、パスワード忘れによる再設定、マイナンバーカードの更新時には、住所地の役所での手続が必要となります。

電子証明書やマイナンバーカードの更新については、その時期が来ましたら、忘れることのないように、更新の御案内をさせていただいているところでございます。

ちなみに、パスワードの変更は、公的個人認証のアプリケーションを利用し、どこにいてもオンラインで行うことは可能となっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どうもありがとうございます。

いました。

今回の私の一連の質問と御答弁を聞かれた市民が、どれだけマイナンバーカードの取得に意欲を示されることになるのか、私としては何ともすっきりしきれない、生煮えの印象を、特に市としての活用体制づくりに関しては、まだまだこれからだなという印象がぬぐい切れないのですが。

つい先日、この10日の高知新聞の報道によれば、免許証との一体化、2024年度末。番号カードの講座ひもづけは2022年度等々、この政府工程案が提示され、2025年度末を目標に、住民基本台帳や、財務などの自治体システムの標準化を進めると。政府も本気で動き始めた気がします。

今後、国会等において関連した法律の細部にわたる議論が展開されることになろうかと思うのですが、情報化社会が強権体制による監視社会へと向かっていくことなしに、その技術が市民、国民の利便性の向上を通じて、自由と公平性の調和した社会の基盤となることを期待して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 12月議会、そして今年最後の質問者となりました。よろしくお願いいたします。

私は、東日本大震災から何を学んだか、だんだん時間もあいてきましたので、このことについて、皆様と一緒に再認識をして、共有したい

と思っております。

2011年3月11日14時46分、たまたまその場にただけで、命を失った方々がたくさん亡くなりました。あの出来事は、何を教えてくれたのか。私たち人間に、いつ、命終わるか分からない覚悟を持って生きよと、本当は教えてくれたはずです。

当時は、そのことを真剣に見詰めたが、だんだん弛緩してきます。これが私を含めて、人間の性であると思っております。

このとき、度々使われた想定、予測、想定外などの言葉をどのように認識されているかについて、問題提起をしてみたいです。

言葉の意味を正しく理解することによる災害への内面の意識の変革と、さらなる防災への心構えとしたいと思っています。小さくとも何かの変化につながればと願って、質問を行ってまいります。

ふいに大地震が起こったら、数々の間違いを起こし、不十分さが暴露されます。危機が起きれば、何と何を守らないといけないとか、危機の中で浮かび上がってきます。その瞬間が危機ではないかと、私は考えます。そこに大事なものを発見することであり、そのために危機が起こったとも言えるのではないかと考えます、

そこに800年か1000年に一度の、震度7の東日本大震災が起きました。

以来、2016年4月14日、震度7、熊本地震、2018年9月6日、震度7、北海道東部地震、2019年だけを見ても、台風15号で千葉県では電柱2,000本が損傷いたしました。それにより、大規模停電、東北大雨で北陸新幹線の一時運休など、経済的にも大きな被害が出ました。

この10年がそうであったように、地震台風の自然災害、リスクは、この先、10年、20年と続くことを考えて、過去から学び、備える

などの確認をしてみることはないかと思っております。

東日本大震災から、自治体が何を学んだかについてお聞きをいたします。

災害リスクの技術の限界がどこにあるかを、自治体や住民に十分理解されているのであれば、発生時、組織、個人として適切な行動ができます。ハザードマップを配布し、津波警報を発表するだけでは、人々の命を救えるには十分ではありません。津波警報の高さが実際より低めに予測されたため、住民の避難行動が鈍り、生死を分ける数分になりました。

自治体、住民ともに、防災技術には限界があることを理解しておくべきでした。

危機に対する地震の前、その後の流れ、建物被害全半壊40万戸、天災、人災の整理など、行政にとってどのような整理がなされているでしょうか。また、人家のそばにある弱い立木が家屋等も倒すことにもなりました。

震災から何を学んだかについて、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

震災から何を学んだかということで、最後まで締めくくってはおりますが、答弁のほうを読まさせていただきます。

東日本大震災を契機に、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震、津波を想定をすることとなったということだというふうに思います。

そして、津波対策を構築するに当たっては、基本的に2つのレベルの津波を想定することとなりました。

まず、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、これL2と呼ばれておりますが、こちらと、それ

から最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波、これL1と呼ばれております。こちらとで想定をされまして、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設の整備などを組み合わせた、総合的な津波対策の確立が必要となったところでございます。

宿毛市といたしましては、最大クラスの地震、津波に対しまして、地震発生直後の住民の命を守ることに直結する津波避難対策や、そして災害時における医療救護活動の整備、加えて総合防災拠点の整備を行ってきたものでございます。

主な事業を申し上げさせていただきますと、避難路や避難場所の整備、ハザードマップの作成、住宅耐震化の促進、また現在取り組んでおります公共施設の高台移転や津波避難タワーの建設等を実施している、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 2番へまいります。

この震災で問題になったのは、予測できない危機について、想定と予測を何もかも一緒にしないことと指摘されたことです。

危機を正しく理解し、行動するためには、言葉の使い方や数字の意味するところは、住民、行政ともにそごがないことです。様々な事態を想定した情報伝達の在り方、情報の内容は命に関わる問題があると思われれます。

例など申し上げて伺ってまいります。

例えば、誰もがイメージとして、近いうち、震度8ぐらいの南海トラフが起り得ると知っていることは予想です。予測について考えると、物事の捉え方の形とか、内容の数字が厳密に分かる考え方が予測です。

想定は、ある形に伴う数量であり、そこから予測できる未来に対する危機は、確率的に形を

量を持っては予測できません。問題は、想定、予測などを全部込みにして言うのではなく、またITや情報などは、ある形として与えられたもので、不確実な未来の全てが取り仕切られるのは、根本的に部分的な問題があったと気づかされました。

例えば、過去の災害で得られた知識教訓を生かし、制度や組織を整備し、海岸防潮堤を延長300キロの立派なものを造りました。

しかし、190キロが津波によって破壊されました。堤防は、一部の地域では津波による浸水を防ぎ、浸水を低下させ、到来を遅らせる効果ももちろんありましたが、構造物への過度の依存には限界がありました。

このように地震、津波の予測には、常に不確実さが伴うため、構造物と非構造物をうまく合わせた対策が行政には必要です。住民は危機は確率的に予測できない、管理できないという現実を知ることでした。

熊本地震でも、地域防災計画をつくって備えていましたが、現実の間に乖離がありました。

自治体トップは、想定外と口をそろえますが、専門家は、過去の教訓が活かされてない。安易に想定外というべきではないと指摘しています。

わけの分からない言葉を使いましたが、危機の予測はできないが、漠然と出来事を想像はできたはずで、その想像力を鍛えてこなかったことが問題であったのなら分かる話です。

想定があり、予測ができれば、管理を与えることができます。危機は管理できないが危険は管理できます。危険を管理するものは、大きくいえば、国や自治体、小さくいえば、地域や事業体、家庭など、鍛えておくべきです。

直にはかると100キロ前後のところに原発もあります。危機に確率的な予測はできないが、想像や非合理的な事柄において、そこで理由など、議論の納得のいく、常識でうなづける真っ当な

議論があることです。

そのことは、それが何年先にそうではなくなるかもしれないからです。

リスクとは、計算管理できないものであるが、未来を確率的にリスクとして予測はできません。東南海地震を前に、予測できない、計算できない危険に直面している日々であります。私たちは天変地異に脅かされる運命にあるので、生きることに対し、どんな努力をするかでありませ

ず。未来の危機に対して、形と量を持って予測できない、漠然とした予想や想像は、不明確ですができます。当市は、どのような想定をして、それに基づいて予測管理しようとしているのか、お知らせください。

○議長（野々下昌文君） 危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、1番、川田議員の一般質問にお答えいたします。

南海トラフ地震をどのように想定し、対策をとっているのかという質問であったと理解しましたので、その点につきまして、お答えさせていただきます。

平成24年3月31日に、内閣府が公表いたしました南海トラフの巨大地震の最大規模新想定におきまして、本市の最大震度は6強、海岸線での最大津波高25メートルと想定されています。この地震による本市の被害想定は、全壊及び消失が6,000棟、半壊が1,700棟の建物被害、また地震発生1日後には、最大避難者数1万4,000人の想定としています。

南海トラフ地震が最大規模の地震、津波となり得ることを念頭におきまして、住民の命を守るための対策を進めてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次は、住民の意識改革について、お伺いいたします。

日本は、戦後、例外的に地震が起きていなかった。でも、阪神大震災から地震活動期に入りました。学ぶべきは、唯一、戦後、ろくに危機というものについて考えてこなかったのではないかと、私を含めて思っております。

戦後、日本人は、もともと技術、テクノロジー、原発も、絶対安全であり得ると思い込んできましたが、安全な技術など、この世にはありません。原発に始まり、交通事故、薬害被害、食品被害、情報社会から精神を患う、文明による犠牲者は多く被害を伴う、生命が失われたりしていることに気づかされます。

危機は予測できる。危機がくれば、誰かが助けてくれる。誰かが解決してくれるはずだと、家族や企業、地域で、こうすれば何かが可能となることなどについて、直視してきませんでした。

災害対応として、ある程度、準備をすることをしてこなかった住民。堤防が低かったなどではなく、自主独立の気持ちを持たずに、危機に対して、誰かが何かしてくれる。誰かが解決してくれるはず、助けてくれるものと、少なからずとそう思って66年間きた結果、内部の危機に対応できずに、外部の危機に対応できない、大きな被害となったことも指摘されています。

本来は、確率的に予測できない、管理できないものと理解を深めた上、私たちの内部の危機を高める意識改革が必要ではないかと考えます。

日本では、防災対策は行政が中心となって行うものという考え方の基本が中心で、防災対策が様々進められていますが、最近では自主防災活動なども活発になっていますが、私たち住民一人一人の内部の危機への意識改革についての行政の見解をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地震や水害等の災害が発生した際、行政や防災関係機関のみでは、十分に対応し切れない状況が考えられ、特に、初動期の対応は限界があることは、これまでの災害から教訓となっているところでございます。

当市におきましても、平成15年、私も市議会議員として一般質問の場でも、当時の市長に訴えさせていただきましたが、自主防災組織の重要性、そういった形の中で、当市においては、17年ぐらい、自主防災組織、しっかりと根づいてきたのではないかなというふうに考えているところでございます。

本市では、大規模な災害時に、行政による避難所運営が困難になることを想定いたしまして、避難者が自主運営できるよう、地域とともに避難所運営マニュアルの作成を進めておりまして、現在までに29か所を作成しているところでございます。

今後も、自分たちの地域は自分たちで守るといふ、先ほども申しましたが、自主防災組織の活動の重要性を、これまで以上に認識していただけるような啓発と、また災害が発生したときに、住民が協力し合う地域となるよう、組織の活性化について、より支援をしてまいりたい、そのように感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 地域の共同によるエコ体験学習について、お伺いいたします。

記憶の風化による災害への意識低下の防止、復旧、復興が進むにつれて、災害の記憶は徐々に風化し、意識も低下します。非常時に電気、ガス等のインフラが崩壊し、エネルギーが使えないことが予想されます。地域の自然資源を活用したエコ体験学習を実施し、非常時にも役立つ自然エネルギーを活用したエコ体験学習を、住民の参加とともに、地域ネットワークの形成

にも寄与します。

寒いから寝られないときには、どんな知恵があればよいか、またドラム缶の利用で何が解消できるか。太陽光パネル1枚あれば、電気の大切さを知ることができる。重機に必要なバッテリー液は再生できるなど、東日本震災の教訓を生かした避難所のエコ対策は、費用を余りかけずに、少し昔の暮らしぶりの知恵も活用した自然の価値を見直し、地域の子供たちを含む住民と防災学習を行い、継続実施することに大きな意義を感じます。

避難所はサービスを受ける人ではなく、皆、避難者で、困難をみんなで協力して初めて乗り越えられるものです。

子供も大人も、できることをしっかりするためにも、エコ体験学習について、お考えをお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、4番議員の一般質問にお答え申し上げます。

学校におきましては、災害発生時に備え、防災力の向上を図るための様々な学習を実施いたしております。各学校では、地域と協働した防災訓練を初めとしまして、災害時に自分を守り切る力を養うため、机上での学習はもとより、小学校では、宿泊体験学習の中で、メタルマッチでの火おこしや、アルミ缶炊飯などを行っております。

中学校でも、宿泊研修の中で、高密度ポリエチレンの袋を使ったハイゼックス炊飯などの体験学習も行っております。

また、エコ体験学習につきましては、高知県の森林環境税を活用いたしました山の学習支援事業においても、実施をしておりますけれども、市内の学校におきましては、エコ体験学習のみならず、高知県の豊かな森林環境を子供たちに

気づかせるため、広く地域の講師を招き、学校近くの山林の木材を燃料として、防災食の調理を行ったり、原木を活用したシイタケの栽培など、地域の特性に合わせた体験学習も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次、誰一人取り残さない災害弱者の防災について、お伺いいたします。

災害時の避難に支援が必要な障害者の命をどう守るか、課題が浮き彫りとなりました。障害者の避難には、どんな課題があるか把握し、具体的な対策につなげていただきたい。

東日本大震災でも、災害弱者の支援は混乱を極めました。障害者の死亡率は全体の2倍以上でした。

東日本大震災から2年後の平成25年、障害者差別解消法が成立。その2日後に、災害対策基本法が改正され、命のリストづくりが行政の義務となりました。

災害時には、防災組織や支援団体にも、本人の同意なく渡すことができるようになりました。

災害弱者とは、災害時、自力で避難が困難で、支援を要する人々のことです。

災害対策基本法第8条に明記されており、また同法49条の10で、特に支援が必要なものに関しては、災害弱者への配慮として、市町村が避難行動要支援者名簿を作成することを定めています。

このことについて、当市の状況をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

避難行動要支援者の当市の状況をお聞きします、という質問をいただきました。

避難行動要支援者名簿につきましては、現在、

在宅で生活されている避難行動要支援者の方のうち、本人の同意をいただいた385名の方を登録しております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次に、個別計画作成についてお伺いいたします。

そのときには、個別避難計画策定は義務とはならず、完了した自治体は2割に届いていません。国も、災害弱者の逃げ遅れが後を絶たないことを受け、来年の通常国家で災害対策基本法を改正することにいたしました。

一人一人の避難方法を事前に決める個別計画を、自治体の努力義務とする。作成に努めなければならない、などの規定が追加されます。

個別計画は、避難を手助けする支援者は誰か、どんな支援が必要か、などが盛り込まれていくと思います。

県障害者福祉連合会調査で、個別計画を知らないと答えたのは47%、作成したいがつくっていないが17%、既に作成、または途中が5.8%です。

避難行動要支援者名簿に名前が記載されていたにもかかわらず、個別計画を立てていなかったため、西日本豪雨で、真備町では51人が亡くなりました。また、別の自治体で、個別計画作成をしたところは、一人の死者も出なかったとあります。

個別計画づくりを通して、助けが必要な人は誰かを地域で共有し、地域全体にとっても、個別支援計画に基づく支援は、地域の力の支え制度につながります。

日頃の見守り活動にも生かすことができれば、それは地域の防災アップにつながるはずです。

国は、要支援者一人一人について、避難方法を決めておく、個別計画を作成することが望ましいとしています。

県内では、2019年3月時点で、要支援者5万8,000人弱となっています。県全体で策定率は11.9%です。障害者が避難できるように、合理的配慮を踏まえた個別避難計画について、当市の状況をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） お答えいたします。

個別支援計画の現在の作成状況につきましては、15地区において取組を行い、名簿登録者385名中64名、約16%の方の個別計画を作成しております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問になります。

この案件を実現するために、何を真っ先にすべきとお考えですか。お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

何を真っ先というお話ではありましたが、何が必要かということでお答えさせていただきたいと思います。

個別計画の作成に当たりましては、災害時に誰が、どのように支援するのか。そのためには、何が必要かなど、要支援者お一人お一人の状況に合わせて作成する必要がございます。

御家族はもとより、御近所や地域の協力が必要不可欠ですが、避難を手助けする支援者不足や、個人情報の取扱いなどの問題がありまして、思うように個別計画の作成が進まないといった現状となっているところでございます。

今後につきましては、作成済みの地域の取組をモデルといたしまして、多くの地域で展開をしていけるよう、引き続き、地区民生委員、自主防災組織等の関係機関と連携を図りながら、取組を進めてまいりたい、そのように考えてい

るところでございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 続きまして、障害者の避難課題について、お伺いいたします。

県の障害者福祉連合会が県内の障害者を対象に実施した防災意識調査で、7割近くの人が避難訓練に参加していない実態。参加したのは25%でした。

また、福祉避難所の存在を知らないと答えた人の割合も、半数、51%。知っているが場所が分からない人を加えると、62.6%です。

精神に障害を持つ方が、他の障害を持つ人よりも、避難所があることを知らない人の割合が高いと出ております。

視覚障害者を持つ人で、福祉避難所のことを知っているが、場所が分からない人の割合は、他の障害の人よりも高く、視覚障害者を持つ方に情報が伝わるよう、あらゆる方法、手段をとる必要があります。

福祉避難所、自主防災組織が実施する避難訓練に参加しているかなどの調査では、訓練があることを知らない、情報が入らない、参加していない、35.9%です。あることを知っているが参加していないが、32.8%。参加している、25%、などから、健常者以上にきめ細やかな情報は欠かせない、合理的配慮を踏まえた避難計画が必要であります。

差別解消法が施行され、行政は法的義務となっているので、避難所が生活できて当たり前の状況にしていくこととなっていますが、行政もいろいろとありますので、当事者もこうしてほしいと、相談は大事であります。

南海トラフ地震や豪雨災害への備えを進める上で、障害者の避難にどんな課題があり、その対応状況について、当市の実態を伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

災害発生時におきまして、避難勧告や避難所の開設情報など、屋外放送や防災アプリ等を利用いたしまして、できるだけ早く、市民の皆さんへ情報提供できるよう、取り組んでいるところでございます。

また、今年9月の台風10号接近の際には、民生委員の皆さんを中心に、地区の方々や、消防団などの協力をいただきまして、独り暮らしの高齢者等の御自宅を回りまして、注意を呼びかける活動を行ったところでございます。

福祉避難所につきましても、これまでは幸いにも、開設に至るような災害は発生しておりませんが、今後、災害の規模や被災の状況によっては、開設することも想定しております。

こういった有事に備えまして、宿毛市では、平成24年度に市内の社会福祉法人3法人と協定を締結し、高齢者や障害者等、避難所で支援を必要とする方の受入態勢を整備しているところでございます。

いずれにいたしましても、災害発生時の一刻を争う非常時においては、初期行動が大変重要になってきますので、日頃から地域の中でコミュニケーションを図り、顔見知りの関係を築いておくことが、支援を必要とする人の早期発見などにつながると考えているところでございます。

宿毛市といたしましても、そういった地域の取組を支援するとともに、個別計画作成の取組を行う中で、避難所の開設状況等、必要な人に必要な情報をお届けできるなど、地域の防災力の強化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次は、バリアフリー化について、お伺いいたします。

障害者が地域で当たり前に暮らすには、バリアが多い状態です。

ここ数年、どの地域でも災害が多くなるようになり、社会参加の制度が整っていない状況で、災害時は困難を伴います。

地域の防災計画が命を左右します。当市の避難所となる建築物のバリアフリー化は、障害者と健常者の分け隔てなく、出入口の段差やスロープ、車用トイレの整備などは進んでいるでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、市内の避難所は、福祉避難所を含めまして、57施設指定をしているところでございます。

このうち、入り口などにスロープ等が設けられている施設は27施設ですので、割合にいたしますと47%となっております。

また、トイレをバリアフリー化している施設は21施設ですので、37%となっております。

障害のある方にとりまして、段差やトイレなどがバリアフリー化されていないことは、避難所生活を困難にするとともに、周囲に迷惑をかけたくないという、そういった心理から、トイレの使用や避難自体を敬遠することにつながりかねない、そういった重要な課題だと考えております。

避難所運営マニュアルを作成する際に、障害のある方だけではなく、子供、妊産婦、高齢者など、配慮を必要とする避難者の把握や支援についても、明記することとしております。

また、全ての避難所をバリアフリー化することは困難ですが、車椅子も対応できる、災害用トイレの整備など、現在、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 災害弱者防災教育について、お伺いいたします。

平成30年西日本豪雨で、倉敷市真備町では、犠牲者の9割が高齢者や障害者でした。命のリストに登録されたある家では、知的障害のある母親と、5歳の少女が避難できないまま、屋内で溺れ亡くなりました。

近所で、2階に上がり、助かった住民たちは、この親子とほとんど交流がありませんでした。救えなかったことが悔やまれます。

災害は年中行事です。災害に備えて、どう身を守るか、一人一人が考える課題。自力での避難が難しい人がいて、行政ばかりではなく、近所で暮らす誰かの手を借りなければ助からないことを知っておくことや、あの人、困ってないかなと想像する力、災害に対する対応力、いろいろな人に対する気配りを育てるなど、災害弱者を生まない社会への一歩と考える教育は必要ではないでしょうか。

誰一人取り残さない災害弱者の防災を、少なくとも教育課程に入れることではないか。そのことについて、お考えをお聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

各学校におきましては、地震、津波はもとより、交通事故や犯罪被害、気象災害など、様々な危険から子供たちを守るための安全教育を、高知県安全教育プログラムに基づき、実施をいたしているところでございます。

安全教育における震災の領域につきましては、いざというときに、児童生徒が自ら、的確に判断、行動し、自分の命は自分で守ることができるようになることが重要な目標であると考えておりますけれども、議員御指摘のように、助ける人になるための教育も、また重要であると考

えておりますので、今後も児童生徒の成長過程に応じた防災教育の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 大きな項目2番へまいります。

書かない窓口業務事業について、お伺いいたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度を利用するとなっております。

令和2年度予算1,700万円、令和3年度からは195万円の維持管理費を伴う事業で、先月11月26日の臨時議会で賛成多数で可決されました。

今城議員と私は、賛成できませんでした。コロナ交付金については、救われなければならない人は多い。生きていく人たちの生活を保障することが優先されるべきではないか。

先の見えない経済の低迷に、光は見えてない状況なのに、書かない窓口ですか。これからは、デジタル化だというだけでは納得できないし、住民に対して、説明責任を負うので、議論が必要です。本当のことを知る情報が必要であり、本当のことを知らずにそれを考えることはできませんので、詳しくお知らせください。

デジタル経済、IT活用によるあらゆるサービス導入には、多くの課題があります。私たちは、大きな流れの中で流されていることに敏感になることです。

政府は、スーパーシティー構想を進めるものであり、構想は単独で出てきたのではなく、政府全体の経済政策の一つであることを抑える必要があります。

デジタル経済、IT活用によるあらゆるサービス導入には、多くの課題を残したままです。

総務省の自治体戦略2040スマート自治体への転換には、3つの大きな項目が並んでいます。

1つ目として、半数の職員で担うべき機能が発揮されるべきとなっており、2つ目として、破壊的技術を使いこなすスマート自治体の転換。3つ目として、自治体行政の標準化、共通化、窓口業務のように、共通化できるものは、将来、ICT化を利用していく。共同クラウドサービスを活用など、こういうふうに私たちはルールに乗っていると、市町村もその方向で進んでいるものと、反対するものではありませんけれども、いきなりこういうのが出てきて、さあ賛成してくださいということにならないということです。

ICTの活用は、私たちの生活や職場を大きく変えてきました。防災や地域の活性化など、あらゆる領域で効率化に活用できるツールです。マイナンバー制度や自治体クラウドもそうです。デジタルシステムが可能となり、情報がないことで、できなかった社会保障に関する制度は、市町村の手を借りることなく、国が直接実施できることになるでしょう。

今後も、デジタル化は浸透するでしょう。その際、無条件、無批判にそれを受け入れるのではなく、市民社会、住民自治にとって、どのようなリスクと懸念があるかを、しっかり提起し、議論して、政策提言を住民社会に広げることです。

単に便利で快適な暮らしをもたらすのではなく、権利など、重要な価値観との対立を伴うものである。そのことがどのように運用されるのか、どのような法規制が適切かを考える必要があると、指摘をしておきます。

事業実施計画の策定について、お伺いいたします。

1次補正予算1兆円、第2次補正予算2兆円、地方自治体から実施計画を提出して、交付限度

額を上限として交付する。コロナ対策であり、コロナに限り、自由に使えるものが交付金として下りてきました。

第2次補正予算分、通信環境整備を徹底させたところもございます。また、GIGAスクールの徹底をしたところもございます。

なぜ、宿毛市は書かない窓口なのか。宿毛市として国へ事業実施計画がいつ提出されて、また決定されたのはいつでしょうか。その配分として、宿毛市の交付限度額をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（桑原 一君） 総務課長、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、全体の事業計画でお答えをさせていただければと思っております。

この臨時交付金につきましては、令和2年4月7日の閣議決定により、創設をされております。

4月30日に成立しました国の第1次補正予算によりまして、国では1兆円、1次補正で計上されております。その後、6月12日に成立しました第2次補正予算では、2兆円が計上されております。

このうち、本市に対する交付限度額につきましては、1次補正予算としまして、1億2,366万4,000円、2次補正予算として、4億1,096万3,000円の、合計5億3,462万7,000円が提示されております。

本市では、この臨時交付金を活用する計画につきまして、9月30日に事業実施計画を提出しております。11月25日付で、この事業計画が採択をされている状況になっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再質問をさせていただきます。

住民サービスの向上と言われるのはよく分か

ります。お年寄りがいらっしやって、名前を書けない、書かない、書くのが面倒だ。書けなくなったと、そういう状態になっているのもよく分かります。

それでありませけれども、なぜ12月議会を目前にした11月26日の臨時議会に提案したのでしょうか。多くの維持費を伴うICT化を、なぜ今、優先させるのでしょうか。

県下の市町村では、まだ先送りをしている状態です。そのことをお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） 市民課長、4番、川田議員の質問にお答えいたします。

まず、なぜ11月臨時議会に提案をしたのかということですが、12月議会が閉会する頃になりますと、もう年末になりますので、どうしても事業を開始するのが、準備そのものが年を明けてからになってしまいます。

この事業は、システムの導入を伴いますので、このシステムの構築、導入等に時間もかかりますので、なるべく早いうちに議決いただいて、準備を始めたいと思いましたので、あげさせていただきました。

県下の状況は、そういうことではございますが、宿毛市としましては、コロナの感染者も少し多く出たということもありまして、新しい生活様式というものを実現させるためには、このようなシステムを導入したいと。市民課の窓口で、毎日、現状を見ていて思った次第でございますので、そういうことで提案させていただきました。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次、費用対効果の試算について、お伺いいたします。

処理業務の効率をはかるとしている費用対効果を明らかにすべきです。住民の転居、転入、

転出など、市民課や税務課の窓口で、住民が必要とする証明書の申請の窓口滞在時間は、ナンバーカードや免許証など、本人確認ができるものであれば、マイナス7.3分、カードなし、聞き取りならマイナス4.3分の削減となる話です。

個人情報の提供分野など、この制限のため、システム構築に係る経費として、費用対効果の試算を聞きたいと思っております。

月間件数など踏まえて、お話を聞かせてください。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

システム導入による費用対効果、試算ということでございますが、書かない窓口の申請や、手続には様々な種類がありまして、来庁目的も多様である上、サービスの提供という業務であるため、特に効果額として算出できる、単純にできるものではないのではないかと考えております。

来庁される方の手書きの負担を軽減し、議員、何分削減とか、そういう形で出していただいておりますが、滞在時間の短縮を図ることで、市民の方々の利便性を向上させるとともに、新しい生活様式を実現させるということが、本事業の目的であり、求める効果であると思っております。

月平均の件数ということでしたが、ちょっと今、すみません、手元に用意しておりませんが、11月の議会のおきにお答えはしたとは思いますが、もし必要でありましたら、準備いたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 維持費についてお伺いいたします。

政府は、2040年をめどに、行政手続の電子化を進め、職員の業務がAI等にとって替わ

られていくことが予想されます。

いずれにせよ、スマート化が進められていくとすれば、小規模自治体の場合は、自前でICT化は予算的に無理なので、自治体クラウドを利用した事務の共同処理へ進むことになるでしょう。

中規模、大規模自治体でも、ICT化の利用には、自前のシステムの場合よりも削減されたとはいえ、大きな予算措置を要し続けることとなります。整備費は補助を受けても、かなり大きい維持費がかかることとなります。

当市では、翌年、令和3年度から195万円、維持費がかかってまいります。維持費の利用範囲について、内訳をお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

維持費の利用範囲ということでございますが、その内訳として、どのようなものがあるかということによろしいでしょうか。

内訳は、システム使用料と、ハードウェア保守料となっております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 窓口業務の現状改善の分析について、お伺いいたします。

制度の目的として、市民の利便性向上、職員の負担軽減を図るとあります。

まず、現状のどこに問題があって、その原因は何で、それを改善するためには、どこをどうすることではないかと考えられたのか、その経過をお伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えいたします。

申請書や届書に同じ項目を何度も手書き記載するなど、手書きの量が多いこと。異動申請等に伴うほかの課への案内が煩雑なことなど、窓口で業務しておりまして、それを課題としまし

て、その解消のために、このシステムを導入することといたしました。

申請内容によって、担当する課が違いますが、どの課に行けばよいか分からないという案内の煩雑さの原因となると考えております。

このシステムを利用すれば、スムーズな案内を行うことが可能となると思われますので、課題を解決できるものと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次、5番、最後の接遇について伺いいたします。

接遇については、全体的な話ではあります。市民課に限ったことではございませんが、窓口業務のサービス改善が先行していく自治体では、ICTを活用した窓口業務改革だけでなく、接遇を入れることが望ましいのではないかと、多くの自治体で取り組んでおります。

窓口業務をきちんと対応しているつもりでも、アイコンタクトや、笑顔で話すなど、声の一本調子など、判断はお客さまがすることになりますが、誰が窓口業務を行っても、満足のいく対応を目指すべきではないかと思っております。

このことについてお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市民課長。

○市民課長（沢田美保君） お答えします。

川田議員おっしゃるとおり、誰が、どのような接遇をしても、皆さんに対して、丁寧な対応を心がけるよう、今後も努めてまいりたいと思っておりますし、ほかの課でも、ほかの部署でも同じだと思っております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 以上で質問を終わります。

マイナンバーカードが使われる方向性ですが、マイナンバーカードとマイナンバー制度は異なる

ります。個人が自分の情報を制御できなくなる。あらゆるところで利用されるようになります。

しかし、情報提供者は、そのことを把握も管理もできないようになります。この制度の奥を深く知ることが重要とお伝え申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時53分 散会

令和2年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和2年12月16日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から第22号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から第22号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君

会計管理者兼 会計課長	佐藤 恵介 君
健康推進課長	松田 まなみ 君
長寿政策課長	中山 佳久 君
環境課長	山戸 達朗 君
人権推進課長	谷本 裕子 君
産業振興課長	谷本 和哉 君
商工観光課長	上村 秀生 君
土木課長	川田 和徳 君
都市建設課長	小島 裕史 君
福祉事務所長	河原 志加子 君
水道課長	川島 義之 君
教育長	出口 君男 君
教育次長兼 学校教育課長	和田 克哉 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	岡本 武 君
学校給食 センター所長	平井 建一 君
農業委員会 事務局長心得	小松 憲司 君
選挙管理委員会 事務局長	児島 厚臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） おはようございます。5番、川村三千代でございます。ただいまから質疑を行います。それぞれ担当課長の御説明を求めます。よろしく願いをいたします。

私が質疑をいたしますのは、議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）からでございます。

まず、17ページをお開きください。

17ページの下欄になりますが、第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、こちらの10節需用費、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、17節備品購入費、18節負担金補助及び交付金、こちらについて質疑をいたします。

まず、10節需用費、施設改修費、そして13節使用料及び賃借料、施設借上料、そして17節の備品購入費、トレーニング機器購入費について、こちら全部で205万円の予算となっておりますけれども、こちらの事業の内容と目的について、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、おはようございます。5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、17ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新

型新型コロナウイルス対策費、10節施設改修費10万円、13節施設借上料20万円、17節トレーニング機器購入費175万円の合計205万円の予算で、新規事業等調査表でも提出をしておりますが、健康サロン施設設置事業を実施しようとするものです。

本事業の内容と目的としましては、今年度は新型コロナウイルス感染防止対策のために、食事提供を伴う地域元気クラブ、いきいき100歳体操などの介護予防活動を行う自主グループ、あつたかふれあいセンターの活動など、高齢者が参加する多くの活動を自粛していただいております。

現在、感染防止対策を行う中で、それぞれの活動を再開していただいておりますが、グループの中には、現在もまだ活動が再開できていないところもございます。

コロナ禍の中で、市民の方、特に高齢者の方の介護予防や、フレイル対策としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、運動を目的とした集いの場を整備しようとするものです。

場所につきましては、8月末まで民間のトレーニングジムの事業をしていた場所の借上げを予定しており、高齢者の方でも使用できるトレーニング機器等を購入し、来年度からの実施に向けて、準備をしようとするものです。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 再質問をさせていただきます。

具体的に、もしトレーニング機器購入するものが決まっているものがあれば、どのような機器を購入予定なのか、その点を教えていただきたいのと、それから8月末まで、民間のフィットネス施設が営業していたところを借り上げようと予定しているということですが、そ

の施設の利用者は、女性限定というか、女性の方が多く利用なさっていたと思いますけれども、今回の施設については、どのような利用者を考えていらっしゃるのか、その点についてもお答えください。

そしてまた、コロナ禍で非常に活動が自粛されているいろいろな自主的なグループも、活動中止や延期しているということで、この施設を立ち上げることで、皆さんの運動機能の低下の防止、そして運動不足の解消を目的としていることのようなんですけれども、皆さんが望んでいらっしゃるコロナが収束した後、そういった通常の活動ができるようになった後は、この施設はどのように活用していこうと想着いていらっしゃるのか、その辺ももし現在、考えていらっしゃるようでしたら、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

3点御質問を頂きました。

まず、1点目としまして、どのようなトレーニング機器の購入を考えているのか、との御質問ですが、現在、中央デイケアセンターで実施しております介護予防通所サービスのC型で使用している運動機器や、土佐清水市で社会福祉協議会が行っている高齢者を対象としたジムなども視察をさせていただき、使用していた機器なども参考にしており、具体的にはぶら下がり健康器や低速の電動ウォーカー、フィットネスバイクなど、高齢者の方でも使用できるような機器の選定を考えております。

続きまして、女性をターゲットにするような事業なのかというような御質問でした。

今回、整備をしようとしております健康サロンにつきましては、男性、女性問わず、皆さんに御利用いただける施設にしたいと考えております。

借上げを予定している場所で実施をされていたジムが、女性対象であったこと。また長寿政策課で行っている介護予防事業等も、女性の参加者が多い状況がありますので、例えば男性デーのように、男性だけが参加する日を設定するなど、男性の方も利用しやすい環境を整える中で、皆さんに気軽に利用していただきたいと、このように考えております。

3点目としまして、コロナ禍が収まる中で、施設の後の活用という御質問でした。

今回、整備をしようとしている健康サロンにつきましては、コロナ禍の中で高齢者の方の運動機能低下の防止や、フレイル対策だけではなく、感染対策をした施設で、高齢者の皆さんが交流できる集いの場の設置も目的としております。

高齢化が進む中で、健康長寿社会を実現するために、介護予防や高齢者の方が多くの方と交流できる集いの場の整備は、引き続き、取り組んでいく必要がある事業でありますので、コロナ禍が続いた場合、今回の場所で継続していくのか、場所の変更などをするのかは、現時点では明確にお答えすることはできませんが、必要な機能を継続する中で、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 人生100年といわれる時代ですので、長寿政策課の皆さんには、いろいろな側面から、また頑張っていたきたいと思っております。

それでは、続きまして、14節の工事請負費、そちらの荒瀬山公園トイレ改修工事費について、この内容と目的の御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 産業振興課長、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）

17ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、14節工事請負費、荒瀬山公園トイレ改修工事127万1,000円について、御説明をいたします。

荒瀬山公園内に設置しておりますトイレにつきましては、建物の中に4つの便座が配置されており、スペースが狭いなど、使い勝手が悪く、また設置後25年を経過し、便器等の老朽化も目立ちますことから、新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、蛇口などの供用部分を非接触型のものに改修しようとするものでございます。

また、既存便器につきましては、撤去いたしまして、自動開閉機能を備えるなどの洋式便座を、新たに2基設置する計画としておるものです。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 快適なトイレで、また荒瀬山公園の利用者が増えることも期待されますが、再質問を一つさせていただきます。

私、9月議会でもこの質疑の場に立たせていただきまして、その際、商工観光課が担当する笹平キャンプ場の公衆便所の老朽化に伴う解体と、そして建設費用について、質疑をさせていただきます。

その際は、「笹平キャンプ場公衆便所」と表記されておりました。今回は、「荒瀬山公衆トイレ」になっております。

実は私、9月の質疑の場で、こういう場で「便所」って発言することに非常に抵抗感がありましたけれども、予算書内に書かれていることなので、笹平キャンプ場公衆便所と言いましたが、この便所とトイレの差はどこにあるのでしょうか、お答えいただければと思いますが、

お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 産業振興課長。

○産業振興課長（谷本和哉君） 川村議員の再質疑にお答えいたします。

昭和43年3月に制定されております宿毛市公衆便所条例というのがありまして、それを参考とした場合には、「トイレ」という表現ではなくて、「便所」とするほうが正しいというふうなことになるんですけれども、今回、非接触型の新しいタイプのものに取り換えるということもありまして、便所という表現よりは、トイレという表現を、担当職員が使ったほうがよいのではないかというふうなことから、特別な使い分けとかなくて、あくまでも表現のところ、トイレというふうな名前で計上させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 細かいところにこだわって申し訳ございませんでした。

私は、勝手に、くみ取りは便所で、水洗はトイレだということも考えておりましたが、そういう条例的なこともあるということで、勉強になりました。ありがとうございます。

それでは、続いて、18節の負担金補助及び交付金の移動販売車購入費補助金について、この事業の内容と目的の御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、17ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、18節移動販売車購入費補助金350万円、こちら新規事業等調査表で提出をしておりますが、移動販売車購入

補助事業を実施しようとするものです。

本事業の目的と内容としましては、コロナウイルス感染防止のために外出を自粛されている方や、高齢者が増加する中で、買物になかなか行けない、近所の商店が辞められたなど、買物弱者とされる方も増えております。

本事業は、高齢者の方や買物弱者とされる方の支援としまして、社会福祉法人が実施しようとしている移動販売事業の車両購入に対しまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としまして350万円を上限に、事業費の3分の2を補助しようとするものです。

なお、本事業を通して高齢者の見守りなども行っていただき、市と情報共有を図ることによって、高齢者の支援にもつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 再質問をいたします。

高齢者の見守りというような観点もあるということですが、市のほうから移動販売車が走るルートを、例えばあそこの地域は独居率が高いので回っていただきたいとか、高齢者率が高いから、あちらの地域をルートに入れてほしいとか、そういったルートに関することを、アドバイスや要請することはできるのでしょうか。

また、現在、民間で移動販売車を導入されている会社ございますけれども、そちらのほうの競合とは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（中山佳久君） 長寿政策課長、川村議員の再質疑にお答えいたします。

2点の御質問を頂きましたので、併せて答弁をさせていただきます。

議員御指摘のように、本市には、既に移動販売の事業を実施していただいている民間業者が

ございます。今回の移動販売事業につきましては、民間業者の方が回っていない地域での高齢者や、買物弱者への支援としており、共存する中で市民の方の買物支援につなげられる、そういった事業であると考えております。

また、地区指定やルート指定ができるかとの御質問につきましては、民間業者の方が回っていない地域の支援を目的としており、また、事業を実施するのが社会福祉法人でありますので、細かい地区指定やルート指定までは難しいかもしれませんが、高齢者や買物弱者の支援につながるように、依頼や協議は行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 移動販売車は本当に買物弱者の皆さんの助けにもなりますし、またその移動販売車の周りで高齢者の方々がいろいろと交流なさるといことで、またそれも健康につながってくることを期待しております。

それでは、25ページをお開きください。

25ページの第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料、すくもサニーサイドパーク再生事業実施設計作成業務委託料について、御説明を求めます。

すくもサニーサイドパークにつきましては、様々な問題点が取り上げられたり、改修、リニューアルの希望も様々聞いておりますが、今回の再生事業に対しては、どのような方針で事業を進めていくのか、その内容や目的を御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、5番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、25ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、

12節委託料、すくもサニーサイドパーク再生事業実施設計作成業務委託料914万1,000円についてでございます。

すくもサニーサイドパーク再生事業の方針ということについて、コンセプトや具体的な内容について、御説明させていただきます。

コンセプトといたしましては、約30年が経過し、随所に老朽化が見られる当該施設をリニューアルし、海の道の駅として再整備することで、新たな人の流れをつくり、交流人口の増加を図ろうとするものでございます。

具体的な整備内容につきましては、海の道の駅というコンセプトに基づき、海辺のロケーションを生かした公園としての機能を強化したいと考えております。

具体的な内容として、海を眺めながらバーベキューやデイキャンプなどができるバーベキューサイト、海へ下りる階段を設置した海遊びゾーン、だるま夕日を眺め、写真を撮ることができる夕日フォトゾーン、老朽化したアーケードを撤去して、イベントスペースを拡充すること、斜面を活用した遊具を複数設置するキッズゾーンを整備いたします。

そして、そういった各ゾーンの中心となる位置に、現在、国道沿いにあるトイレを移設し、公園内の通路も合わせて、トイレと一緒にバリアフリー化することで、全ての方が利用しやすい、快適に過ごせる環境を整えます。

さらに、景観の妨げになっている樹木等を伐採し、どこからでも宿毛湾を見渡せることができるようにしたいというふうに考えています。

以上のような整備を行うことで、サニーサイドパークが持つ魅力を引き出して、本市における代表的な観光拠点施設となるようなリニューアル内容にしたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 5番川村三千代君。

○5番（川村三千代君） 絶好のロケーションであるサニーサイドパークの今後、期待しております。

それぞれ担当課長の皆さん、御説明ありがとうございました。

早くマスクなしで質疑ができることを願いつつ、私の質疑、これで終了させていただきます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 13番、質疑を行わせていただきます。

私が質疑をいたしますのは、議案第1号別冊、宿毛市一般会計補正予算（第12号）からと、あと議案第6号別冊及び議案第17号の3点から、4項目ほど質疑をさせていただきます。

まず、第1号別冊のほうから、8ページ。

債務負担行為補正の追加分といたしまして出ております、宿毛市小筑紫町・平田町・山奈町・橋上町・和田地域等一般廃棄物収集運搬業務委託料の補正ですが、これについて、令和3年度から7年度ということになっておりますが、この内容について、御説明をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 環境課長。

○環境課長（山戸達朗君） おはようございます。環境課長、13番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）。

8ページの第3表、債務負担行為補正の追加ということで、宿毛市小筑紫町・平田町・山奈町・橋上町・和田地域等一般廃棄物収集運搬業務委託料。期間が令和3年度から令和7年度。限度額が1億3,002万1,000円に、消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内について、この内容等について御説明していきたいと思っております。

現在、平成30年度から令和2年度までの3か年にわたって、民間業者に清掃業務を委託を

しております。

それが、令和2年度が最終年度ということにして、今回、ここから先の民間業者への委託を、今回、債務負担として計上させていただいておるところです。

今回、5年間ということになるわけですが、令和3年度から、1年目は令和2年度と同じ、現行の範囲を収集範囲として、今と同じところを回るということになります。

それから、令和4年度から令和7年度までの4年間は、令和4年度から2年目ですが、現在、民間業者が収集しております区域の小筑紫町、平田町、山奈町の地域に加えて、新たに橋上町、和田地域、高砂、坂ノ下、沖新田、貝塚前を新たに加えた地域を、新たに民間業者へ委託していくということで、計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） 説明をしていただきました。清掃公社の人員の減少に伴う委託の範囲の部分だというふうに思いますので、これは行政改革の中でもずっと言われてきていることです。清掃公社をいつまで存続していくのかも含めて協議をして、順次、進めていっていただきたいと思っておりますし、市民への影響、住民への影響がないように、サービスの低下がないように、進めていただくようお願いして、これ以上、内容への質疑は行いませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、9ページのこれも債務負担行為ですが、スクールバス通学輸送事業ということで、令和3年から4年の2年間についての補正が出ております。

これについての説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 学校教育課長、13番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）、9ページ、第3表 債務負担行為補正、スクールバス通学移送事業、期間、令和3年度から令和4年度。限度額につきましては、3,218万6,000円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内の事業内容についてでございます。

現在、本市では小筑紫小学校に栄喜地区からの運行と、大浦から石原間の運行の2路線、宿毛小学校に田ノ浦から運行する1路線、橋上小学校、中学校に関係した楠山からの1路線、沖の島の1路線の、合計5路線のスクールバスを運行しているところでございます。

令和3年度からは、宿毛小学校に現在、松田川小学校区の児童が登校することとなりますので、既に橋上地区の学校を対象として、県道宿毛津島線を運行しているスクールバスに、中角からの児童は乗車して、宿毛小学校に通学してもらうことを予定しております。

また、今回、新たな路線といたしまして、桜ヶ丘、押ノ川の児童を対象とした押ノ川線を運行予定しているところでございます。

なお、この押ノ川線につきましては、一般混乗を行わない通常のスクールバスということで予定しているところでございます。

今回の債務負担行為につきましては、沖の島地区を除く5路線につきましては、令和3年度からの運行について、契約等の事務を実施するため、債務負担行為として予算計上したものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） スクールバスの運行ということで、これは一般質問ではありません

ので、余り意見を挟むものではありませんが、宿毛市内どこに生活していても、子供たちの通学の保障は、教育委員会がしていかなければいけないことを念頭に置いて、どこでも若者が生活できる環境づくりに、これからも努めていていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

次に移ります。

次は、議案第6号別冊、令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

この中にあります、山手幹線バイパス工事費。その上に、設計委託料というのがあるんですが、この山手幹線バイパスの工事について、事業内容を説明していただきたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 水道課長。

○水道課長（川島義之君） 水道課長、13番、寺田議員の質疑にお答えします。

議案第6号別冊、令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、8ページ。

第1款下水道費、第1項公共下水道事業費、3目建設事業費、14節工事請負費、山手幹線バイパス工事費350万円について説明いたします。

市街地の排水対策におきまして、桜町萩原地区を通る山手幹線、市役所の北側にある水路ですが、これと本町幹線、本町の道路の下に埋まっている暗渠排水路がありますが、その幹線排水路の現況調査を行ったところ、旧国道56号線の、現在は市道宿毛線になっておりますが、これの歩道の下に暗渠排水管が設置されていることが判明いたしました。

この暗渠排水管については、高さが80センチの幅が110センチ、かなり大きい断面がありまして、山手幹線から本町幹線の間、約85メートルの距離がありますが、このうち82メ

ートルはつながっていますが、中間の約3メートルの区間だけ、農業用水路と、道路標識の基礎で分断されていることが確認されております。

この区間をつなげることができれば、流量の多い山手幹線のバイパスとして、一定の水を本町幹線のほうへ流入させることによりまして、桜町萩原地区を通る山手幹線の水位を下げる効果が期待できるということで、山手幹線バイパス工事費として350万円を計上するものです。

なお、工事施工に先立つ調査設計費用として、同12節委託料、山手幹線バイパス設計委託料50万円を計上しているところです。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ありがとうございます。

この桜町萩原近辺については、近年の大洪水というか、平成30年の集中豪雨、またその後の豪雨の際にも、かなりな浸水をしたり、冠水したりということがありますので、一日も早くなるように、この工事についても、進めていただきたいというふうに思います。

ありがとうございます。

最後の質疑になりますが、議案第17号の指定管理者の指定についてのサニーサイド分について、お聞きをいたします。

この問題は、先ほどの川村議員の質疑にもありましたサニーサイドの改修が、今回行われるということで、今よりも魅力あるサニーサイドパークになるんだろうというふうに思いますが、これまで再三と自分たちも聞いておりました改修もありますので、今回、改修をすることによって、これから、令和3年度から3年間の指定管理を宿毛市観光協会のほうにさせていただくということのようですが、このままで指定管理をお願いしていいのか、そこら辺りも考えなが

ら聞いておりましたので、その内容についてお聞かせを願えればというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、13番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第17号、23ページ。

指定管理者の指定についてということで、すくもサニーサイドパークについて、引き続き、宿毛市観光協会に3年間指定管理を指定するものでございます。

本施設は、平成3年に完成いたしまして、平成5年より道の駅すくもに登録され、現在の一般社団法人宿毛市観光協会は、平成22年よりこの指定管理を受託しているという状況でございます。

テナント施設はインフォメーション棟1棟と、展示棟5棟があって、現在は展示棟の1棟が空き店舗というふうになっておりますけれども、こちらの新規出店希望者との調整も、指定管理者である観光協会が行っているというような状況でございます。

このすくもサニーサイドパークにつきましては、近年、この施設を活用したイベント等は開催されてないといった状況でございましたけれども、今年2月に、宿毛市観光協会主催による第1回すくも文旦サニーサイドマルシェを開催いたしました。

大変多くの方に御来場いただき、テナントの店舗の皆さんにも、大変喜んでいただいたところでございます。

来年2月も、このサニーサイドマルシェ開催を予定しておりますけれども、現在の新型コロナウイルスの感染拡大により、現時点での開催は未定という形になっています。

来期からの指定管理の中におきましては、当然、寺田議員もおっしゃられた改修も含めて、

リニューアルされるということで、よりこの施設を活用して、観光協会に年数回程度のイベント等も計画していただき、本施設を活用した地域活性化に取り組む計画をつくっていただき、さらなるこの施設を活用した交流人口を拡大を目指すものというふうになっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 13番寺田公一君。

○13番（寺田公一君） ありがとうございます。

このサニーサイドパークが建設されてから、30年余りたっているということで、非常に老朽化も激しいですし、また近年のコロナ禍の中で、市内各所で、デイキャンプや、夏キャンプだけではなく、冬キャンプもやられる方も、かなり増えていきますし、そういう部分からいけば、魅力ある場所の一つになるんじゃないかというふうに思っていますので、そういうことも踏まえて、整備には力を入れていただきたいと思いますし、当然、トイレの改修も行われるということです。

現在、市内に公衆用トイレは、結構ありますが、身障者の使えるトイレは非常に少ない。特に、サニーサイドの身障者トイレは、車椅子等の身障者が、なかなか使い勝手が悪いということは、今までも、私も聞いております。ぜひそういう方にも優しいトイレの設計を心がけていただきますようお願いをして、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○議長（野々下昌文君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

本日議題となりました「議案第1号から議案

第22号まで」の22議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月17日、12月18日、及び12月21日、12月22日は休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(野々下昌文君) 御異議なしと認めます。

よって、12月17日、12月18日、及び12月21日、12月22日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月17日から12月22日までの6日間は休会し、12月23日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時45分 散会

議案付託表

令和2年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (8件)</p>	<p>議案第 1号 議案第 2号 議案第 3号 議案第 4号 議案第 5号 議案第 6号 議案第 7号 議案第 8号</p>	<p>令和2年度宿毛市一般会計補正予算について 令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について 令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (8件)</p>	<p>議案第 9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第18号 議案第21号 議案第22号</p>	<p>宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について 特定事業契約の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (6件)</p>	<p>議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第19号 議案第20号</p>	<p>指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について あらたに生じた土地の確認について あらたに生じた土地の字の区域の画定について</p>

令和2年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（令和2年12月23日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第22号まで
（委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 陳情第11号
- 第3 委員会調査について
- 第4 議案第23号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算
（議案上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決）
- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第22号まで
- 日程第2 陳情第11号
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 議案第23号
- . . . -----

3 出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 今城 隆 君 | 2番 堀 景 君 |
| 3番 三木 健正 君 | 4番 川田 栄子 君 |
| 5番 川村 三千代 君 | 7番 高倉 真弓 君 |
| 8番 山上 庄一 君 | 9番 山戸 寛 君 |
| 10番 岡崎 利久 君 | 11番 野々下 昌文 君 |
| 12番 松浦 英夫 君 | 13番 寺田 公一 君 |
| 14番 濱田 陸紀 君 | |
- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

- 事務局 長 朝比奈 淳 司 君
- 次長兼庶務係長 奈良 和美 君
- 兼調査係長
- 議事係長 宮本 誉子 君
- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	桑 原 一 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	松 田 まなみ 君
長寿政策課長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	山 戸 達 朗 君
人権推進課長	谷 本 裕 子 君
産業振興課長	谷 本 和 哉 君
商工観光課長	上 村 秀 生 君
土 木 課 長	川 田 和 徳 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学校教育課長	和 田 克 哉 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	岡 本 武 君
学 校 給 食 センター所長	平 井 建 一 君
農 業 委 員 会 事務局長心得	小 松 憲 司 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	児 島 厚 匡 君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1、議案第1号から議案第22号までの22議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号から議案第22号まで」の22議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（高倉真弓君） 予算決算常任委員長。本委員会に付託されました議案第1号から議案第8号までの8議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分けて、12月17日と12月18日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、12月22日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議経過の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案8件のうち、議案第1号については、修正可決。その他の7議案については、いずれも原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）の7ページ。第3表 債務負担行為補正、指定金融機関派出業務手数料360万円に消費税を加えた額の範囲内につい

てであります。

本件は、指定金融機関の指定に関わるものであります。指定金融機関制度は、出納事務の効率化と安全を図る見地から、現金の出納事務について、最も熟達している金融機関の一つを指定し、公金の収納と支払いを取り扱わせるために設けられた制度であり、これまでは本市指定金融機関である株式会社四国銀行から、職員派遣を受けて、派出業務とし、主に現金の収納と小口現金の支出業務を行ってきました。

これまで指定金融機関に関わる事務手数料は、無料で実施していただいておりますが、令和3年度から、派出事務については、有料化したとの申出が四国銀行からありました。

その背景としては、低金利環境の継続、異業種の金融分野への進出等により、収益環境が厳しくなっていることや、休暇交代要員を含めた雇用確保が困難になっているとのことであります。

その申出を受ける中で、期間を3年間としているのは、短期間で金融機関を変更することは好ましいことではなく、一定期間、3年が妥当であると判断したものであり、来年度4月1日から業務を行うためには、本年度中に業者選定を行う必要があることから、債務負担行為補正に追加するものであります。

委員からは、金額は他市町村とも同様になっているのかとの質問があり、執行部からは、県内で四国銀行から派出を受けているのは、本市を含め8市4町であるが、同程度となっている、と聞いており、その積算については、派出している人件費相当を見込んでいるとの答弁がありました。

また、委員からは、他の銀行では無理なのかとの質問があり、執行部からは、これまでの聞き取り調査において難しいのではないかと考えているが、議決を受けた後に、契約規則に従い、

業者選定を行うこととなる、との回答がありました。

続きまして、8ページの債務負担行為補正。津波避難タワー建設事業8億9,416万円に消費税を加えた額の範囲内についてであります。

本件は、津波避難タワーを旧武道館用地、及び駅前公園用地に建設を行おうとするものであり、旧武道館分としては、4億710万円、駅前公園分としては、4億8,706万円を計上しているもので、スケジュールとしては、来年1月末までの契約で、設計業務を行っており、年度内に工事業者を選定する予定となっております。

委員からは、避難タワーに滞在する時間はどれぐらいを想定しているのかとの質問があり、執行部からは、どちらの周辺地域も長期浸水が想定されている。2.4メートル程度の地盤沈降があるので、仮に津波で階段が使えなくなっても下りられるよう、はしごや滑り台のような設備を整備する予定であるが、今後、備蓄品の整備を含めて検討していかなければならないと考えている、との回答がありました。

続きまして、29ページ、第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料、空調機移設工事設計業務委託料905万2,000円についてであります。

本件は、現在の宿毛小学校及び宿毛中学校、並びに松田川小学校に設置している空調機について、他の学校の音楽室や理科室といった特別教室へ移設するための設計費用となっております。

委員からは、空調機の台数は何台か。また、この移設により全ての学校の特別教室に空調機が設置されることになるのか、との質問があり、執行部からは、全部で33台の空調機を移設する。各学校長から聞き取りをした上で設置するものであるが、特別教室は普通教室の1.5倍から2倍の広さがあることから、一つの教室に

2台設置する場合もあるので、全ての特別教室に設置できないと考えている、との答弁がありました。

また、委員からは、実際の移設費用はどのくらいを想定しているのか、との質問があり、執行部からは、2,000万円から3,000万円の間を想定している、との回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

はじめに、議案第1号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第12号）の8ページ。

債務負担行為補正、宿毛市小筑紫町・平田町・山奈町・橋上町・和田地域等一般廃棄物収集運搬業務委託料1億3,002万1,000円に消費税を加えた額の範囲内について、報告いたします。

本件は、令和3年度の委託については、現状のまま行い、令和4年度から令和7年度については、委託エリアを追加する、清掃公社の職員退職に伴い、委託エリアの拡大を進めていくものです。

委員からは、例えば清掃公社を廃止して、全域を委託するとなると、サービスの低下も懸念されるが、どのように考えているのか、との意見がありました。

これに対し、執行部からは、清掃公社と委託業者とで格差があってはならないので、月に1回は清掃公社、環境課、委託業者が集まって会議を行い、情報交換を行っている。

ごみの出し方が悪い際には、どういった指導を行うかなど、共通認識を持てるように定例会を開いているので、同じサービスが提供できるよう、維持していきたい、との回答がありました。

続きまして、9ページ、債務負担行為補正、宿毛市産業祭実行委員会補助金、477万3,000円に消費税を加えた額の範囲内について、

御報告いたします。

本件は、例年4月29日に開催している産業祭について、年度が始まってからの期間が短く、契約行為等を行う際、支障が生じる場合があるので、円滑な開催をするためのものです。

委員からは、現在は芳奈の総合運動公園を会場としているが、各商店や飲食店などのことを考えると、町全体を使った産業祭を開催してはどうか。

開催時間も、夜の8時や9時まで延長すれば、多くの人々が宿毛市内に集まり、町の活性化の一助となるのではないかと意見がありました。

これに対し、執行部からは、どのような開催の方法があるのか、実行委員会で意見集約となるので、会の中で共有させてもらいたい。

ただし、来年度の会場は、総合運動公園での開催が決定しているので、変更するとなれば、その次の産業祭となる、との回答がありました。

次に、17ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、10節需用費、施設改修費10万円、13節使用料及び賃借料、施設借上料20万円、及び17節備品購入費、トレーニング機器購入費175万円について、御報告いたします。

これは、新型コロナウイルスによる自粛対策としての健康サロンを準備するための費用となります。

高齢者の活動が少なくなると、介護度も上がるなど、様々な問題が生じることから、フィットネス施設を整備するもので、これにより機能低下の防止や、フレイル予防を目指すものです。

委員からは、管理者を置くようにするのか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、管理や運営体制については、現在、調整している。公の施設として設置するには、設置及び管理に関する条例を設定するようになるので、今後、時間や料金

等を含めて議案を提出する。市の職員が運営するのか、委託になるのか、まだ決まっていない、との回答がありました。

また、委員からは、トレーナーや指導員は配置するのか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、市が継続してトレーナーを雇うことは難しいが、ケアや、指導ができるような体制を構築していきたいと考えている、との回答がありました。

これに対し、委員からは、継続的に運営できるシステムづくりをしっかりと構築し、地域の高齢者が健康に生活するためのサロンとしてほしいとの意見がありました。

次に、同じく17ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、18節負担金補助及び交付金、移動販売車購入費補助金350万円について、御報告いたします。

本件は、新型コロナウイルスにより、外出自粛する方の買物支援のための移動販売車購入に350万円を上限とした3分の2を補助するものです。

また、買物支援だけでなく、見守り機能も付随し、民間が既に移動販売しているエリア以外で運行するものです。

委員からは、民間が運行してない場所は、収益が上がらないエリアである。事業を継続していく意思の確認はとっているのか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、事業者が配食サービスを行う中で、買物に行けない高齢者や、買物弱者がいる現状があるので、移動販売事業に取り組みたいという話があった。

一定の収益をあげることは考えておらず、ガソリン代や人件費について、賄えるような形でやっていきたいと確認しているので、市としても支援していきたい。現状では、事業を継続し

ていきたいと聞いている、との回答がありました。

これに対し、委員からは、補助するに当たり、できるだけ継続できるような方法を、市としても協力できる体制を提案してほしい。また、既存の民間事業者とのバランスを注視してほしい、との意見がありました。

次に、25ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、12節委託料、すくもサニーサイドパーク再生事業実施計画作成業務委託料914万1,000円について、御報告いたします。

これは、すくもサニーサイドパーク再生事業の基本構想が出来上がったので、1月以降に実施設計に取りかけられるようにするものです。

委員からは、6棟あるテナントについては、そのまま置くと聞いたが、きちんと整備しなければならないのではないか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、テナント部分についての変更は考えていない、との回答がありました。

これに対し、委員からは、現状の道の駅で市民が違和感を抱いているのは、トイレとテナントである。せっかく再生事業に取り組むのだから、テナントと交渉するよい機会である。問題点をそのままにしては、再生事業にならない。将来を見据えた形で設計を進めていくよう、強く要請したい、との意見がありました。

その後、冒頭でも報告したとおり、議案第1号、令和2年度宿毛市一般会計補正予算に対し、寺田議員から修正動議が提出され、審議の結果、全会一致をもって修正可決となりましたが、以下、提案理由の説明を御報告いたします。

修正しようとするものは、議案第1号、令和2年度宿毛市一般会計補正予算であります。

この予算については、老朽化が著しいすくも

サニーサイドパークを、時代にマッチした、きれいで使いやすい施設に改修するために、再生計画による実施設計を行おうとするものです。

執行部としては、公衆トイレの改修が急がれることから、商業施設を残したまま改修計画を進めようとしておりますが、施設全体の統一感や、宿毛市の観光施設の顔として整備するのであれば、施設全体をしっかりとしたコンセプトで再設計すべきであります。

よって、本議案中の設計予算については、一度取り下げた上、適切に設計するために修正すべきであります。そのために、令和2年度宿毛市一般会計補正予算におけるすくもサニーサイドパーク再生事業実施設計作成業務委託料を減額することを求めるものであります。

以上が、提案理由の説明でございました。

なお、本委員会が提出した修正案につきましては、お手元に配付した審査報告書に添付した内容のとおりであります。

その後、同じく議案第1号、令和2年度宿毛市一般会計補正予算に対し、山戸委員から、附帯決議案が提出されました。

提案理由の説明後、質疑、意見調整を行い、全会一致をもって採択しました。

以下、その内容を読み上げます。

議案第1号に対する附帯決議。

本議案中、第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、健康サロン施設設置事業の10節需用費、施設改修費10万円、13節使用料及び賃借料、施設借上料20万円、17節備品購入費、トレーニング機器購入費175万円については、次の点に留意し、予算執行することを求める。

1 健康器具等設置後の運営、管理体制の確定を行うこと。

2 民間施設の借り上げと上記運営管理体制の経常費用の計画の確定を行うこと。

以上で、本委員会に付託されました8議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（山戸 寛君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました8議案の審査結果を報告をいたします。

議案第9号は、宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第10号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第11号は、宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方税法の改正により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号は、宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、現在、建設中の宿毛小学校校舎が完成することに伴い、位置を変更しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、現在、建設中の宿毛中学校校舎が完成することに伴い、位置を変更し

ようとするものです。

議案第18号は、特定事業契約の変更についてでございます。

内容につきましては、宿毛学校PFI株式会社と契約締結しております宿毛市における小中学校整備事業につきまして、GIGAスクール構想に対応するための施設整備を行う必要が生じたので、特定事業契約の変更契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

本件は、当初の契約時には想定していなかったGIGAスクール構想への対応を行うもので、インターネット通信環境は整備する予定であったが、GIGAスクール構想が求める環境には達していないことから、内容を変更し、Wi-Fi環境の整備や、タブレット端末の保管機、充電器を追加することで、2,358万4,000円を増額するものとなっておりますが、本契約変更については、既に議決を受けた予算内で行うものとなっております。

審査の過程で、委員から、ほかの学校の整備状況はどうなっているのかとの質問があり、執行部からは、昨年度末に予算の議決をいただき、本年度に繰越しを行った上で工事を実施しているところであるとの回答がありました。

議案第21号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

内容につきましては、令和2年9月25日に議決されました沖の島辺地の総合整備計画について、同辺地の職員住宅の改修や、診療所の医療機器の購入等を行うに当たり、辺地対策事業債の申請のため、本件計画を変更する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求め

ものでございます。

議案第22号も議案第21号と同じく、既に議決いただいております西部辺地の総合整備計画について、同辺地内を走る市道の路面補修を新たに追加するに当たり、辺地対策事業債の申請のため、本件計画を変更する必要性が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めます。

以上8議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案8件についての審査報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案6件につきまして、審査結果を御報告いたします。

議案第14号から議案第17号までは、いずれも指定管理者の指定についてでございます。

内容としましては、それぞれ社会福祉法人宿毛福祉会を、宿毛市中央ダイケアセンターの指定管理者として、株式会社ピアサーティーを、宿毛市国民宿舎椰子の指定管理者として、一般社団法人宿毛市観光協会を、宿毛市観光センター及びすくもサニーサイドパークの指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

議案第19号は、新たに生じた土地の確認についてでございます。

内容としましては、公有水面埋立てにより、本市の区域内に新たな土地が生じたので、その土地の確認について、地方自治法第9条の

5第1項の規定により、議会の議決を求めます。

議案第20号は、新たに生じた土地の字の区画の画定についてでございます。

内容につきましては、議案第19号で御説明したように、本市の区域内に新たな土地が生じたので、この土地の字の区域を画定することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

以上、6議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第22号まで」の22議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正可決及び可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「議案第1号から議案第22号まで」の22議案は、委員長報告のとおり、修正可決及び可決されました。

日程第2、陳情第11号「妊産婦医療助成制度創設を求める陳情書」を議題といたします。

これより、「陳情第11号」について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました陳情第11号の審査結果を報告いたします。

陳情第11号は、妊産婦医療費助成制度創設を求める陳情書についてであります。

本陳情は、高知県社会保障推進協議会会長、田中きよむ氏、及び高知県保健医協会会長、広田重水氏より提出されたものであります。

内容につきましては、周産期医療の充実には、早期発見、早期治療が求められるが、低出生体重児や、早産、未受診のハイリスク出産が大きな課題となっている現状があります。

切れ目のない医療が提供されるためには、全国全ての自治体で実施されている乳幼児医療費助成制度と同様に、妊産婦医療費助成制度が創設されるよう、意見書の提出を求めるものであります。

本陳情につきましては、審査の過程で、委員からは、制度的に悪い制度ではないので、推進すればよいとの意見がある一方で、国としても、成育基本法の観点から、様々な政策を立てている。今後、国と県が一体となり、全国一律の形をとるべきであり、限られた財源の中で、市町村独自では制度の創設は難しいとの発言もありました。

以上のようなことから、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第11号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第11号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、議案第23号令和2年度宿毛市一般会計補正予算を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。追加提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第23号は、令和2年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

今回、新たに宿毛市コロナ対策事業者支援給付金といたしまして、6,000万円を補正しようとするものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、12月の売上が減少した市内事業者を支援するため、要件を満たす事業者に対しまして、1事業者当たり10万円の給付金を支給しようとするものでございます。

現在、高知県では、感染再拡大を受けまして、飲食店等に対し、営業時間短縮の要請をし、12月16日から30日までの15日間で、最大60万円の協力金を支給することとしています。

本市といたしましては、本年5月より実施しております宿毛市コロナ対策緊急支援給付金と同様に、高知県営業時間短縮要請協力金の対象とならない事業者に対しまして、本給付金により、再度、支援しようとするものでございます。

以上が御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 3番、三木でございます。

す。

議案第23号につきまして、質疑を行います。

議案第23号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第13号）の8ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、18節負担金補助及び交付金、宿毛市コロナ対策事業者支援給付金の6,000万円について、質疑を行います。

本事業の、まず幾つかまとめてお伺いしたいのですが、本事業の申請に関わる必要書類や、本事業の支給を開始する予定日、またこの事業の告知方法について、またその制度そのものの内容について、できるだけ詳しく御説明をいただきたいと思っております。

また、1点、対象事業者についてですが、先ほど市長のほうの提案理由の中にもありました、高知県の時間短縮の要請の協力金の対象が、今回は前回の休業要請等の給付金のときと違いまして、事業者単位でなく、事業所単位となっておりますので、この事業も、宿毛で行われる今回の事業についての部分は、事業者となっているのか、事業所単位となっているのかの確認を含めて、質疑を行います。

答弁お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、3番、三木議員の質疑にお答えいたします。

議案第23号別冊、令和2年度宿毛市一般会計補正予算（第13号）、8ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、18節負担金補助及び交付金、宿毛市コロナ対策事業者支援給付金6,000万円について、制度の内容等をまとめて御説明させていただきます。

提案理由の説明でも、市長から申し上げましたが、本給付金は高知県営業時間短縮要請協力金の対象とならない事業者に対しまして、コロ

ナ感染拡大の影響を受けて、本年12月の売上が減少した事業者に対しまして、本給付金により、再度支援しようとするものでございます。

内容につきましては、市内に店舗、または事業所を有する事業者でありまして、本年12月の売上が前年同月比で30%以上減少している事業者に対しまして、1事業者当たり、一律10万円の給付金を支給しようとするものでございます。

基本的な制度の趣旨、及びスキームは、本年5月より実施しております宿毛市コロナ対策緊急支援給付金と同様でございます。コロナの影響を受けた市内事業者の事業継続を下支えするといったものであって、業種制限もいたしません。

申請の受付期間でございますが、年明け1月12日火曜日から2月12日金曜日までの1か月間とし、1月16日の土曜日と、17日の日曜日の2日間の休日は、臨時窓口を開設する予定であります。

また、今回の給付金につきましても、申請受付から2週間程度で事業者の方々に支給したいと考えております。

周知についてでございますが、来月、広報すくも1月号への掲載、それとホームページ、フェイスブック等でのお知らせを予定しています。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 再質疑をいたします。

今、答弁の中にございました、せんだって事業継続中でありまして宿毛市コロナ対策緊急支援給付金の3月から12月までを対象として行われている事業ですけれども、本事業との兼ね合いについて、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、3番、三木議員の再質疑にお答えいたします。

本年5月より実施しております宿毛市コロナ対策緊急支援給付金につきましては、三木議員がおっしゃられたように、売上減少の対象月が3月から12月までとなっておりますが、今回の宿毛市コロナ対策事業者支援給付金につきましては、12月分を売上減少の対象月として、再度、支援をしようとするものでございます。

したがって、本年5月より実施しております宿毛市コロナ対策緊急支援給付金を、3月から11月までのいずれか一月を対象月として、給付金を受けた方につきましても、12月分の売上が前年同月比で30%減少している場合は、再度、給付金を受けることができます。

また、今回の給付金の申請手続きにつきましては、一度、給付金の申請した方が対象となりますので、基本的には、前年と今年の12月分の売上台帳と、それとマイナンバーカードや免許証などの本人確認書類、こういった書類だけでよい手続になって、前回、必要であった前年の所得申告書、それと通帳等の写し等が、添付書類がかなり省略されるかと考えておりますので、手続については、簡略化できるというふうに考えております。

最後に、繰り返しになりますが、高知県営業時間短縮協力金の対象とならない方で、今年12月分の売上げが前年比で30%減少している場合は、一度、前の制度で10万円の給付金を受けた事業者も、再度、給付金を受けることができますので、議員の皆様におかれましても、制度の周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 3番三木健正君。

○3番（三木健正君） 説明ありがとうございました。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

-----・-----・-----

午前10時57分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

議案第23号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第23号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今月16日、高知県初となる高病原性鳥インフルエンザの患畜が、本市の養鶏場で確認されました。

これを受けまして、飼育されていた鳥、約2万7,000羽であります。こちらの殺処分や、当該養鶏場での防疫措置が実施されました。

12月19日をもって完了いたしましたことを、御報告を申し上げます。

去る12月8日に開会しました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げます。23議案のうち、22議案について、原案どおり御決定いただきました。

また、ただいま議案第1号、令和2年度宿毛市一般会計補正予算につきましては、修正議案が可決されました。可決されたその内容を重く受け止め、すくもサニーサイドパーク再生事業実施設計作成業務委託料につきましては、再度、内容を十分精査し、すくもサニーサイドパークを本市の重要な観光拠点施設といたしまして、再生できるよう取組を進めてまいります。

同じく、議案第1号につきましては、附帯決議をいただいておりますので、内容を精査して、対応を検討してまいります。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

今年も残り僅かとなりました。議員の皆様におかれましては、どうか健康に御留意されまして、すばらしい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

だきます。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和2年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 野々下 昌文

宿毛市議会副議長 川村 三千代

議員 堀 景

議員 三木 健正

令和2年12月22日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

予算決算常任委員長 高 倉 真 弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 1 号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	修正可決	修正適当
議案第 2 号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 3 号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 4 号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 5 号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6 号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7 号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8 号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当

令和2年12月17日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第9号	宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第10号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第11号	宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第12号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第13号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第18号	特定事業契約の変更について	原案可決	適当
議案第21号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当
議案第22号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	適当

令和2年12月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第14号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第15号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第16号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第17号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第19号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	適当
議案第20号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	原案可決	適当

令和2年12月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第11号	「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書	不採択	不 適 当

令和2年12月17日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 山 戸 寛

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和2年12月18日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和2年12月22日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

令和2年12月22日

予算決算常任委員長 高 倉 真 弓 殿

提出者 予算決算常任委員 寺 田 広 一

修正案の提出について

下記の議案に対する修正案を別紙のとおり宿毛市議会会議規則第101条の規定により提出する。

記

議案第1号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算

(別紙) 令和2年度宿毛市一般会計補正予算修正案

第1条 予算の歳入歳出予算の総額を「22,743,607千円」から「22,734,466千円」に修正する。

第1条の2「第1表 歳入歳出予算補正」及び、第4条「第4表 地方債補正」を以下のよう
に修正する。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	原案金額	差引増減		修正金額	備考
			増	減		
18 繰入金					0	
	1 基金繰入金	893,586		941	892,645	
21 市債					0	
	1 市債	6,843,562		8,200	6,835,362	
歳入合計		22,743,607	0	9,141	22,734,466	

歳出

(単位 千円)

款	項	原案金額	差引増減		修正金額	備考
			増	減		
6 商工費					0	
	1 商工費	136,636		9,141	127,495	
歳出合計		22,743,607	0	9,141	22,734,466	

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	原案限度額	差引増減		修正限度額	備考
		増	減		
商工観光施設整備事業	8,200		8,200	0	
計	8,200		8,200	0	

令和2年12月22日

予算決算常任委員長 高 倉 真 弓 殿

提出者 予算決算常任委員 山 戸 寛

決議案の提出について

下記の議案に対する附帯決議案を別紙のとおり提出する。

記

議案第1号 令和2年度宿毛市一般会計補正予算

議案第1号に対する附帯決議

本議案中、第2款総務費、第1項総務管理費、25目新型コロナウイルス対策費、健康サロン施設設置事業の10節需用費「施設改修費10万円」、13節使用料及び賃借料「施設借上料20万円」、17節備品購入費「トレーニング機器購入費175万円」については、次の点に留意し予算執行することを求める。

- 1 健康器具等設置後の運営、管理体制の確定を行うこと。
- 2 民間施設の借り上げと上記運営管理体制の経常費用の計画の確定を行うこと。

一 般 質 問 通 告 表

令和2年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	1 番 今城 隆君	<p>1 鵜来島の振興について（市長、教育長）</p> <p>(1) 振興対策の現状について</p> <p>ア 医療・介護サービスの課題に対する行政対応について</p> <p>イ 小集落活動の困難性に対する行政支援について</p> <p>(2) いつまでも住み続けることが出来る施策について</p> <p>ア 生きがいをもって暮らせる地域づくりについて</p> <p>イ 一定収入を確保出来る地域づくりの方策について</p> <p>ウ I J Uターンの推進をどのように行うのか</p> <p>(3) 教育及び文化振興の場としての島の価値について</p> <p>ア 体験型教育の場として</p> <p>イ 戦争遺跡の保存・戦争体験の記録化と平和教育の場として</p> <p>2 長野地区災害復旧工事における会計検査院の指摘について（市長）</p> <p>(1) これまでの経緯について</p> <p>ア 鋼矢板の水漏れ確認後の工事続行理由について</p> <p>イ 状況確認・判断時の文書記録はあるのか</p> <p>(2) 今後の対応について</p> <p>ア 手直し工事に要する費用について</p> <p>イ 問題の把握と適切な対応の手だてについて</p> <p>3 水上飛行艇の活用計画について（市長）</p> <p>(1) 具体的展開について</p> <p>ア 活用事例とその経済効果について</p> <p>イ 災害対応とはどのようなものか</p>

2	3番 三木健正君	<p>1 マイナンバーカード普及促進事業について（市長）</p> <p>（1）事業の進捗状況について</p> <p>ア 現時点の申請数（申請率）について</p> <p>イ 申請における年齢層など、その内訳について</p> <p>ウ 地域振興券の利用状況について</p> <p>（2）今後の取組について</p> <p>ア 年末年始の窓口対応について</p> <p>イ 更なる促進に向けた取組について</p> <p>ウ 令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用に向けた告知や登録サポートについて</p> <p>2 書かない窓口整備事業について（市長）</p> <p>（1）利用範囲と書類作成の流れについて</p> <p>（2）新庁舎での利用と今後の利用拡張について</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について（市長）</p> <p>（1）年末年始の体制について</p>
3	10番 岡崎利久君	<p>1 平成30年7月豪雨災害について（市長）</p> <p>（1）現在の工事の進捗率について</p> <p>（2）入札の不調について</p> <p>（3）令和2年度中の工事の完成について</p> <p>（4）令和3年度以降の補助率について</p> <p>2 高台造成工事について（市長）</p> <p>（1）現在の工事の進捗率について</p> <p>（2）工期が延長になった理由について</p> <p>（3）早い段階での工期延長について</p> <p>（4）庁舎建築・保育園建築について</p> <p>（5）工期延長の適正について</p>

4	2番 堀 景君	<p>1 観光振興対策について（市長）</p> <p>（1）水上飛行機について</p> <p>ア 水上飛行機誘致計画の概要について</p> <p>イ 今後の計画について</p> <p>2 福祉対策について（市長）</p> <p>（1）ファミリーサポートセンターの開設について</p> <p>3 防災対策について（市長）</p> <p>（1）高砂区市道桜町藻津線から与市明川を横断する道路整備について</p> <p>（2）廻角橋の改良工事について</p> <p>4 教育対策（スポーツ振興対策）について（教育長）</p> <p>（1）オリンピック聖火展示及び聖火リレーについて</p>
5	9番 山戸 寛君	<p>1 「宿毛市マイナンバーカード普及促進事業」について（市長）</p> <p>（1）事業開始の目的について</p> <p>（2）マイナンバーの提示が必要な行政手続きについて</p> <p>（3）非接触型行政手続きの具体的内容について</p> <p>（4）新たなシステムの改変ないしは導入の可能性について</p> <p>（5）書かない窓口整備事業の対象範囲について</p> <p>（6）現時点でのカード取得者の数と市民全体に占める比率について</p> <p>（7）窓口までの出頭が出来ない方々への対応（外出不可能者、高齢者）について</p> <p>2 マイナンバー制度そのものについて（市長）</p> <p>（1）個人情報の集積一元化について</p> <p>（2）担当者による漏洩を含めた情報管理の逸脱について</p> <p>（3）部外者による情報漏洩や侵入について</p> <p>3 マイナンバーカードと暗証番号の書き換えについて（市長）</p>

6	4 番 川田栄子君	<p>1 東日本大震災から学んだものについて（市長、教育長）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 東日本大震災から自治体が学んだものについて (2) 予想、想定、予測、管理等の基準について (3) 住民の意識改革について (4) 学校と地域の協働によるエコ体験学習について (5) だれ一人取り残さない災害弱者の防災について <ul style="list-style-type: none"> ア 避難行動要支援者名簿について イ 個別計画作成について ウ 障害者の避難課題と対応について エ 避難所のバリアフリー化について オ 災害弱者防災教育について <p>2 書かない窓口業務事業について（市長）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施計画策定の経過について (2) 費用対効果の試算について (3) 維持費について (4) 窓口業務の現状改善の分析について (5) 接遇について
---	--------------	---

令和2年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案（令和2年第3回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 2号	令和元年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 3号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 4号	令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 5号	令和元年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 6号	令和元年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 7号	令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 8号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第 9号	令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第10号	令和元年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第11号	令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第12号	令和元年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第13号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12月 8日	認 定
第14号	令和元年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	12月 8日	原案可決及び認定

議 案（令和2年第4回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	1 2 月 2 3 日	修正可決
第 2 号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第 3 号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第 4 号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第 5 号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第 6 号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第 7 号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第 8 号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第 9 号	宿毛市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第10号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第11号	宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第12号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第13号	宿毛市立中学校設置条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第14号	指定管理者の指定について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第15号	指定管理者の指定について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第16号	指定管理者の指定について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第17号	指定管理者の指定について	1 2 月 2 3 日	原案可決
第18号	特定事業契約の変更について	1 2 月 2 3 日	原案可決

第19号	あらたに生じた土地の確認について	12月23日	原案可決
第20号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	12月23日	原案可決
第21号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	12月23日	原案可決
第22号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	12月23日	原案可決
第23号	令和2年度宿毛市一般会計補正予算について	12月23日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 1 号	「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情書	1 2 月 1 8 日	不 採 択